

モルディブ共和国  
外務省

# モルディブ共和国 人材育成奨学計画 準備調査報告書

2020年5月

独立行政法人 国際協力機構（JICA）

一般財団法人 日本国際協力センター（JICE）

資金
JR
20-009



# 要 約

## 1. 調査概要

### (1) 調査背景

人材育成奨学計画（以下、「JDS」）は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びブラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2019 年度までに計 18 カ国から 4,662 人の留学生を受け入れてきた。

JDS では 2009 年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4 期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に係る公務員に限定する「新方式」に国別に順次移行してきた。

JICA が実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」（2014 年度）と基礎研究「JDS の効果検証」（2019 年度）（以下、JDS 基礎研究）では、対象国の JDS の効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が示された。2019 年度の基礎研究では、JDS 留学生の学位取得率は 98.7%、公務員現職率は約 80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケートでは、JDS を通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに 11 カ国中 9 カ国で前回の基礎研究調査時から役職率が増加しており、JDS の継続で役職率の着実な上昇につながることを確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競合が活性化している例がみられることを踏まえ、今後の JDS の取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、3 つの発展段階（①開発課題への対応、②開発課題への対応＋日本の国益、③日本の国益）を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があるとしている。

我が国とモルディブは、1967 年に外交関係を樹立して以来、一貫して良好な関係を築いており、国際場裡においては我が国の国連常任理事国入りを支持する等、伝統的な親日国でもある。同国は我が国と中東・アフリカを結ぶインド洋シーレーンの要衝の位置にあり、我が国の「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現に向けた地政学的な重要性も有している。

以上の背景の下、今般モルディブ政府より日本政府に対し「人材育成奨学計画」による 2021 年度から 4 期分の留学生受入計画について要請が出された。プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における経済協力方針及び JICA プログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本準備調査が実施された。

### (2) 調査目的

本調査の主な目的は次の通りである。

- モルディブの現状とニーズを調査分析の上、2021 年度から 2024 年度までの 4 期分

の留学生受入計画を策定する。

- JDS 本体実施準備に向け、同受入計画の下、JDS 重点分野別の詳細実施計画となる基本計画案を作成し、概略設計を行う。

### (3) 調査手法

本調査は、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等により、実施した。また、2019年9月から2020年5月までモルディブにおいて現地調査を複数回実施した。現地調査では、全20省中19省とほぼ全中央省庁への訪問のほか、10の準公務員組織、4の国有企業及び1地方自治体へ精力的に聞き取り調査を行い、各省の実際の人材育成ニーズを把握することができた。

- 2019年10月：第1回現地調査
  - 日本の経済協力方針、モルディブの開発ニーズに合致するサブプログラム／コンポーネントの設定
  - 実施体制の確認
- 2020年2月：第2回現地調査
  - 各サブプログラム／コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦受入大学の配置案の確定
  - 各サブプログラム／コンポーネントに対応する想定ターゲットグループの選定
- 2020年2月：事業規模の算定
- 2020年4月：サブプログラム基本計画案の作成

### (4) 調査結果

#### ① モルディブ JDS の枠組み

モルディブ政府との現地協議において、次表の通り、モルディブ JDS の援助重点分野、開発課題、受入大学が決定された。

モルディブ JDS の枠組み（2021 年度～2024 年度）

サブプログラム	コンポーネント	受入大学	人数
1 脆弱性への対応	環境配慮・気候変動・防災	筑波大学 理工情報生命学術院	2
2 持続的な経済成長	経済・産業政策	政策研究大学院大学 政策研究科	2
3 平和と安定の確保	行政能力向上	立命館大学 国際関係研究科	2

## ② 対象機関

募集対象について、中央省庁での中核人材の育成という JDS の目的を踏まえ、各機関の留学に係るニーズ等を確認し、全中央省庁、全準公務員組織、地方公務員を対象とすることとした。地方公務員については、モルディブ政府は地方分権化を進めていることもあり、地方公務員の育成が喫緊の課題であること、さらに地方公務員から中央省庁へのキャリアパスを確認できたことから、対象に含めた。対象機関の最終決定は、事業が開始される 2020 年第 1 回運営委員会で行うこととした。

## ③ 博士課程

博士課程については、第 1 フェーズで修士号を取得した JDS 留学生を対象にすることを想定し、次フェーズからの開始を検討することを説明し、モルディブ側からの合意を得た。

## ④ 運営委員会の構成

2019 年 10 月の現地調査で、モルディブ側へ運営委員会の構成と役割について説明し、モルディブ側のメンバーを外務省のほか、モルディブ国民の奨学金事業全般を担当する高等教育省及び公務員の人材育成を担う公務員委員会の運営委員会への参画につき提案し、了解を得た。これにより、モルディブ側 3 機関（外務省、高等教育省、公務員委員会）、日本側 2 機関（在モルディブ日本国大使館、JICA モルディブ支所）とすることで合意した。

モルディブ JDS 運営委員会メンバー

国	役割	委員
モルディブ側	共同議長	外務省
	委員	高等教育省
	委員	公務員委員会
日本側	共同議長	在モルディブ日本国大使館
	委員	JICA モルディブ支所

## (5) 妥当性の検証

モルディブの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS とモルディブの開発計画との整合性等について分析した。モルディブ JDS の援助重点分野は、モルディブ政府の「戦略行動計画 2019-2023」で発表された優先分野に資するものとして位置づけられる。

2016 年 2 月に策定された対モルディブ共和国国別援助方針では、「脆弱性への対応と持続可能な経済成長への支援」を援助の基本方針（大目標）とし、援助重点分野（中目標）として「地場産業の育成」、「環境・気候変動対策・防災」を設定している。事業は各開発課題への対応のために、それぞれの分野を所管する監督官庁等の中核的人材の育成を行う案件として位置付けられ、我が国の援助方針と合致する。

以上のように、JDS は、対象国の国造りを担う人造りを目的とし、モルディブの中・長期的開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。また、我が国の援助政策・方針との整合性が極めて高く、各協力プログラムにおける技術協力等を補完し、協力の相乗効果を高めるものである。

## (6) 概略事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、1.26 億円と見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

- 日本側負担経費：1.26 億円（2020 年度事業 4 カ年国債）
- モルディブ側負担経費：なし<sup>1</sup>
- 積算条件
  - 積算時点：2020 年 2 月
  - 為替交換レート：1USD = 110.17 円、1MVR（現地通貨）= 7.16 円
  - 業務実施期間：事業実施期間は、実工程の通り。
  - その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

## 2. 提言

### (1) 実施体制について

今般の準備調査では、①JDS の事業目的、②運営委員会体制、③受入計画等の重要事項についてモルディブ側と合意に達することができた。運営委員会において共同議長となるモルディブ外務省のほか、モルディブ国民の奨学金事業全般を担当する高等教育省や公務員の人材育成を担う公務員委員会からも事業に関する十分な理解を得ることができたことは大きな成果である。高等教育省とは、募集説明会の開催等 JDS の周知に向けた協力を得ることを確認しており、公務員委員会とは JDS 留学生と所属先に対する一定年数の復職義務を課し、JDS 帰国留学生がしっかりと所属先にて日本で学んだ知見を活かせる仕組みを作ることで意見が一致した。今後事業の質の向上を図っていく上での組織体制が整備されたと考える。

---

<sup>1</sup> 無償資金協力に係る銀行手数料等は負担。

## (2) 募集活動に係る留意点

### ① 我が国の「自由で開かれたインド太平洋」構想を踏まえた募集戦略

モルディブは、我が国と中東・アフリカを結ぶインド洋シーレーンの要衝の位置にあり、我が国の「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現に向けた地政学的な重要な位置を占めている。中国も「一帯一路」構想の下、モルディブへ多額の投資と援助を行い、中国・モルディブ友好大橋や人工島の住宅建設等のインフラ整備が進められているが、過大な債務の返済が懸念されている。こうした中、2019年に開催された「モルディブ・パートナーシップ・フォーラム」では、菌浦健太郎内閣総理大臣補佐官（当時）がスピーチを行い、モルディブが推し進める優先政策課題へ寄り添うかたちでの「自由で開かれたインド太平洋」構想に基づく協力を表明している。JDSは、この構想の一事業であることを意識したうえで、「相手国と現地の人々の自主性を尊重し、共に成長・発展するという精神」の下、量ではなく質の高さといった日本の強みや他国の支援との差別化を図りながら JDS の広報活動を進めていくことは重要である。

### ② 地方公務員に対する募集戦略

モルディブでは公務員数に限りがあることを念頭に、幅広い人材層を対象とすることが望まれる。日本側及びモルディブ側双方の運営委員から JDS における地方公務員育成の重要性、またモルディブ政府が発表した「戦略的行動計画 2019-2023」で地方分権化がテーマになっていることを考えると、地方における募集活動を重要視し、地方から如何に優秀な人材を獲得できるかがポイントとなる。さらに、モルディブにおいて、他ドナー奨学金の事務所は、スリランカにある事務所が兼務していることが多い。200を超える国民が居住する地方の島々にまで、他ドナー奨学金事業では募集活動が行き届いていないと考えると、JDS で地方への募集活動を行うことで、これまで情報が不足しており、応募ができなかった優秀な潜在的候補者を獲得することに効果的であると考えられる。

### ③ 我が国の特徴を活かした募集戦略

JDS の目標を達成するには、優秀な留学生の獲得が前提条件となる。そのため、募集活動において、主要対象機関からより多くの優秀な応募者を集めることが重要である。しかし、高等教育のモビリティが高い現代は、ドナー間の留学生の獲得は競争が激しい。

現在の状況を鑑みれば、日本の大学が Times Higher Education (THE) や Quacquarelli Symonds (QS) といった世界的な大学ランキングにおいて上位にランクされていないように、国際的な競争力や知名度は低い状況にある。また、学問領域においても、一般的に日本の大学は工学系に強みがあると思われている一方で、JDS が主に対象としている社会科学系には強みがあるとは必ずしも思われてはいない。そのため、日本への留学に目を向けてもらうためには、大学の魅力を紹介することに加え、また違ったアプローチも必要である。

まずは対象機関となる各省の JDS 担当者との人間関係を構築し、協力を得ることで、省内での情報普及に一定の効果が見込める。応募者の多くは各省の JDS 担当部局より情報を得ることが多い。JDS 担当者から候補者層に情報が行き渡るようにするには、担当者との良好な関係を構築し、協力を得ることが最も重要である。主要政府機関に足繁く通い、JDS 事業の認知度を高めることから始める等地道な営業活動を行うことが肝要である。

また、各省の担当者には、JDS の利点をアピールする必要がある。JDS は行政官を対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムであるため、モルディブの中長期的な発展に資するプログラムであること、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていること、既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国に即したカリキュラムが提供される等の付加価値に加え、一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、また、滞日期间中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポートがあること、さらには行政官とのネットワーキングイベント、外務省や JICA での個別インターンシップ等が実施されていることを積極的にアピールしたい。

加えて、現在、JICA が推進している「開発大学院連携 (JICA-DSP)」において、留学生自身の専門分野の研究だけでなく、日本の開発経験が学べる点も大きなアピール材料になる。モルディブでは国会議員や高級公務員が日本留学経験者であることも広く周知し、日本留学のブランド力を高めることも有効と思われる。

#### ④ 新型コロナウイルスの影響について

本年 2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大について、現時点では、来年の留学生来日に影響するかは不透明である。新型コロナウイルスに関する状況が、2020 年度の応募者数に影響するかどうか現時点では予測ができないが、当件に関して情報収集し、留意する必要がある。

### (3) 選考活動に係る留意点

#### ① モルディブの状況を踏まえた選考

運営委員の高等教育省や公務員委員会から JDS の募集選考に関して、いくつかの助言があった。ひとつは、公務員の数学能力に関して日本の大学院で求められるレベルに達しているかという懸念である。こうした懸念に対して、公務員委員会が JDS で実施している数学テストの過去問題を確認したところ、大学入学レベルの数学力を持っていれば、心配ないだろうとの見解が示されたが、JDS の選考で数学テスト実施前にプレテストや数学研修を実施すると、候補者の理解がより進むのではないかと提案があった。このことから、本体事業初年度の候補者の数学結果の状況によっては、選考期間中に数学テストの前に事前研修の実施を念頭に置くことも必要である。

さらには、募集選考期間の短縮について提案があった。オーストラリアや米国等の他ドナー奨学金の募集選考期間は JDS よりも短く、これら奨学金に応募した候補者が、JDS 以外で合格が決まってしまうと、JDS の選考を途中で辞退する可能性が高いとの指摘があった。こうした事態を防ぐために、モルディブは JDS を実施する他の国と異なり、受入人数が少ないことから、他国と比して関係者間の調整が行い易いことをメリットとして捉え、募集選考の短縮を可能な限り進める検討も必要である。

こうしたモルディブの状況を踏まえたうえで、モルディブ独自の選考実施を検討していくことは、質の高い候補者を確保することにつながると考える。

## ② 帰国後の成果を見据えた選考

本準備調査を通じて、モルディブ公務員におけるキャリアパスは、入省後に段階的に昇進していくものではなく、各ポストで課せられる要件を満たせば、公務員だけでなく民間企業出身者も上位の空席の役職に応募可能な仕組みであることを確認できた。そのため、転職や離職も多く、ドナー奨学金による海外留学経験者の中には、研究内容と関わりのない職種へ転職した例もある。一方で、こうしたキャリアパスは、年功序列にとらわれず能力があれば、より高いポストへ任用されることから、優秀な人材が JDS で留学すれば、短期間で行政機関の要人が出現する可能性も秘めている。それを実現するためには、上述した公務員委員会による一定期間の復職義務を課すことに加えて、JDS の最終選考である運営委員による総合面接において、候補者に日本留学を通じたモルディブの開発課題への貢献の意志を十分に確かめることが鍵となる。このことから、本体事業では、運営委員の各面接官へ総合面接の重点とする評価基準を入念に説明し、その目的に沿った面接が実際されるよう理解を得る必要がある。

## (4) オールジャパン体制での実施

JDS を ODA 事業として実施する以上、個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、「開発のための投入」という観点から、他の ODA 事業との一層の連携が重要である。これまで我が国はモルディブ政府に対し、教育、防災、水産等、様々な分野において支援を実施しており、現在は、水産セクターマスタープラン策定プロジェクト、地上デジタルテレビ放送網整備計画、財政アドバイザー等の支援を行っている。このような事業におけるカウンターパート機関へのソフト面での支援として JDS を活用できる可能性もある。

また、JICA モルディブ支所が実施する SDGs グローバルリーダーコースや在モルディブ日本国大使館が実施する文部科学省の国費外国人留学生制度といった我が国の奨学金事業の担当者間で、質の高い候補者獲得に向けた意見交換を行ったり、JDS の募集説明会等の募集過程で、その他奨学金の案内を行ったりと効果的な応募者選定に向けたノウハウの共有は可能と思われる。

さらに、本準備調査を通じて、モルディブ政府からは、長期留学の JDS に加えて、短期研修の実施に関する要望があった。こうした短期研修の参加者が、日本での生活、文化そして研修の質を高く評価し、JDS を応募する道筋も考えられる。過去に JICA の課題別研修や国別研修へ参加した若手行政官のリストを活用し、潜在的候補者の獲得につなげることも一案である。

#### モルディブにおける JICA 人材育成事業

	スキーム	人数/年
長期研修	JDS	6 人
	SDGs グローバルリーダー	1~2 人
短期研修	課題別研修等	20~30 人

社会経済開発の推進に資する若手行政官等の能力強化のためには、JDS のみではなく、他のプログラムとの連携、補完を行い、オールジャパン体制で事業を実施していくことで、我が国の他プロジェクトの相乗効果を高めることが可能と考える。実施代理機関の役割として、モルディブにおける JICA 人材育成事業を中心とした、その他 ODA 事業との連携を意識していくことは重要である。

#### (5) 付加価値プログラムの必要性

現地調査で訪問した省庁からは、2 年間の本邦滞在中に、官庁や企業でのインターンシップ等により日本人の仕事の取組みを学ぶ機会を作ってほしいと提案が出された。留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係構築、また他奨学金との差別化の観点から、このような付加価値が見込める取組みをより一層進めるべきである。その際、特別プログラムの経費の活用についても、受入大学側に依頼するだけでなく、より JICA の意図に沿って使用できる仕組みの検討が必要である。

#### (6) 日本語習得の必要性

日本人とのコミュニケーションを通じて心や精神性の深いところまで理解し、将来日本とモルディブの懸け橋となる関係性を築くことができる人材を育成していくためには、日本語の習得が不可欠である。英語で学位を取得する JDS 留学生は、2 年間日本に滞在しても日本人や日本文化への理解を深める機会が限られている。専門の学術分野の知識習得のみを目的とするプロジェクトであれば、それでも問題ないが、将来二国間の友好関係に寄与する人材を育てることも目的とするのであれば、事業の活動のひとつに日本文化理解を促進するプログラムが必要である。言語は文化理解の基礎であり、日本人とコミュニケーションを図る必須のツールである。さらに日本語学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。そのため、日本の官庁や企業等でのインターンシップや一般の日本人と触れあうことのできるホームステイ・プログラムも有効である。

2019年度に実施された「JDS 基礎研究」では、2009年度の奨学金額の段階的な減額の他、2010年度から事前日本語研修を取り止めたことが JDS 留学生の満足度を下げる複合的な要因になったと指摘している。さらには、帰国後に日本との繋がりを維持している帰国留学生に共通する特徴として、一定レベルの日本語会話が可能であることから、「二国間関係強化への貢献」に資するために日本語習得が有効であることが確認されている。このことから、3カ月程度の来日前日本語研修の復活が望まれる。

## (7) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用と実施代理機関の役割

### ① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取り組むべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国とモルディブのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、滞日中から我が国へのロイヤリティを高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めたロイヤリティを維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が期待できる。

現在、JDS 対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を行い、帰国留学生の組織化を図っている例もある。しかしながら、一定期間我が国との関係性が途切れた帰国留学生のロイヤリティを再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。

従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として一体的に検討されるべきである。

### ② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うには、滞日中に高めたロイヤリティを維持・向上するための施策を実施するため、現地で先行して活動を行うオーストラリア政府奨学金のノウハウを吸収し、現在休止中ではあるが JICA 研修員同窓会とも連携を図りながら、日本側が支援し、フォローアップ・コンテンツを充実させることが期待される。特に活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての役割が求められる。

在モルディブ日本国大使館や JICA モルディブ支所からは、JDS 事業の開始を契機として日本留学経験者へのフォローアップ活動について期待が寄せられた。このことから、モルディブで JDS プロジェクト事務所を設立する実施代理機関による、JDS 帰国留学生だけでなく、日本留学経験者全員を束ねてフォローアップ活動を行うことを提案したい。日本留学経験者は、日本理解の促進、そして両国の友好的な関係構築に大変有用な存在である。モルディブでの日本留学経験者の数は限られており、とりまとめていくことも決して難しくはないことから、この「外交的なアセット」を有効に活用する。

具体的には、JDS の募集説明会にて、日本留学経験者から留学体験談を説明してもらう等様々な活用が期待できることから、JDS を通じた日本留学経験者とのネットワーク構築を進めることを検討する。

### ③ フォローアップのための行政官ネットワーク構築

日本へのロイヤリティ向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国とモルディブの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、我が国省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

こうした施策によって形成されたネットワークは、帰国後の業務においても実用的なものであり、維持することにインセンティブが働くため、継続的な関係構築が期待できる。

### ④ 実施代理機関に求められる役割

#### (a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果につながる事が期待される。

#### (b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的にコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

また、一般的に、留学生のフォローアップで問題となるのは帰国後の所在情報であるが、JDS においては、実施代理機関と JDS 留学生との信頼関係基盤があることにより、JDS 留学生が帰国後にも所属先や活躍ぶりを具体的に把握できる関係性と体制とが既に整えられている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後の JDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

### (c) 我が国の各府省とのネットワーク基盤

他方、我が国の省庁関係者に対する JDS の事業広報活動も重要である。JICE が独自に行ったアンケート調査によると、我が国省庁関係者の JDS への認知度は極めて低い状況にある。しかしながら、我が国の省庁関係者にとって JDS 留学生とのネットワークの重要性は高い。例えばインフラ輸出の観点からは、人材育成はインフラ輸出のあらゆる取り組みの土台を形成するものであるとされ、その多面的意義が経協インフラ戦略会議でも指摘されている。

各省庁がモルディブで展開する事業に関係する省庁出身者が日本にいる事、帰国留学生が実際に各国で昇進を果たし、外交・経済面でも重要な役割を担っている事、実施代理機関の存在によって適切なネットワークを容易に選択できる利便性を知らしめ、JDS を活用するという機運を高めることが肝要である。

従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各府省とのネットワークと情報発信力を持つことが期待される。

以上のような取り組みをもって、JDS が相手国の開発と我が国の経済成長を同時に達成する人材育成事業となり、我が国とモルディブが Win-Win の関係を構築する事が可能になる。

# 目 次

要 約.....	i
第 1 章 JDS 事業の背景・経緯 .....	1
1-1. JDS 事業の現状と課題 .....	1
1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯 .....	6
1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況 .....	7
1-4. 我が国の援助動向 .....	17
1-5. 他ドナーの援助動向.....	22
1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況.....	24
第 2 章 JDS 事業の内容 .....	31
2-1. JDS 事業の概要 .....	31
2-2. JDS 事業の概要事業費 .....	35
2-3. 相手国側負担事業の概要 .....	37
2-4. JDS 事業のスケジュール.....	37
2-5. 募集・選考方法.....	38
2-6. 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動.....	39
2-7. モニタリング・厚生補導 .....	41
2-8. フォローアップの計画 .....	42
第 3 章 JDS 事業の妥当性の検証.....	44
3-1. JDS 事業と開発課題及び国別援助方針との整合性.....	44
3-2. JDS 事業で期待される効果（JICA 他案件との連携の検討結果含む） .....	48
3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性 .....	51
3-4. プロジェクト評価指標関連データ .....	52
3-5. 課題・提言 .....	54
3-6. 結論 .....	63

## [資 料]

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の 4 カ年受入人数

## 略 語 表

略語	英語	日本語
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
CSC	Civil Service Commission	公務員委員会
E/N	Exchange of Note	交換公文
CSTI	Civil Service Training Institute	公務員研修所
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	国民総所得
GRIPS	National Graduate Institute for Policy Studies	政策研究大学院大学
IDA	International Development Association	国際開発協会
IELTS	International English Language Testing System	アイエルツ
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JDS	Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JISPA	Japan-IMF Scholarship Program for Asia	日本-IMF アジア奨学金プログラム
JJ/WBGSP	Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program	日本/世界銀行共同大学院奨学金制度
JSP	ADB-Japan Scholarship Program	ADB 日本奨学金プログラム
DSP	Development Studies Program	開発大学院連携
JICE	Japan International Cooperation Center	一般財団法人日本国際協力センター
MCHE	Maldives College of Higher Education	モルディブ高等教育カレッジ
M/D	Minutes of Discussions	協議議事録
MPF	Maldives Partnership Forum 2019	モルディブ・パートナーシップ・フォーラム 2019
MVR	Maldivian Rufiyaa	モルディブルフィア (通貨単位)
MWSC	Male Water and Sewerage Company Private Limited	マレ上下水道株式会社
USD	United States Dollar	米ドル (通貨単位)
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済開発協力機構
PCM	Project Cycle Management	プロジェクトサイクルマネジメント
QS	Quacquarelli Symonds	クアクアレリ・シモンズ
SAARC	South Asian Association for Regional Cooperation	南アジア地域協力連合
SAP	Strategic Action Plan 2019-2023	戦略的行動計画 2019-2023
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標

SMS	Short Message Service	ショート・メッセージ・サービス
SNS	Social Networking Services	ソーシャル・ネットワーキング・サービス
THE	Times Higher Education	タイムズ・ハイヤー・エデュケーション
TOEFL	Test of English as a Foreign Language	トフルテスト
WCO	World Customs Organization	世界税関機構
WHO	World Health Organization	世界保健機構
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
YLP	Young Leader's Program	ヤング・リーダーズ・プログラム

# 第1章 JDS 事業の背景・経緯

## 1-1. JDS 事業の現状と課題

### 1-1-1. プロジェクトの背景

人材育成奨学計画（Project for Human Resource Development Scholarship：以下、「JDS」）事業は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」のもと、1999 年度に創設された無償資金協力による留学生受入事業である。JDS の事業目的は、「対象国において社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院で学位（修士号）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資すること」である。2000 年度の留学生受入開始から 2019 年度までに計 18 カ国から 4,662 人の留学生を受け入れてきた。

JDS はもともとアジアの市場経済移行国を対象としたが、その後、フィリピンを始め広くアジア圏の国へ、2012 年度にはアフリカのガーナ、2016 年度はネパール、2019 年度はパキスタン、東ティモール、ブータンへと範囲を拡大し、現在は 18 カ国を対象にしている。インドネシアは円借款による留学生受入が始まった 2006 年度に、中国は 2012 年度の留学生の受け入れを最後に、国際協力機構（JICA）による JDS の対象から外れた<sup>2</sup>。

表 1 JDS の受入実績

受入年度 国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
1. ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	17	17	16	345
2. ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	20	19	20	20	20	20	22	22	22	420
3. カンボジア		20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	26	26	444
4. ベトナム		20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	30	62	63	639
5. モンゴル		20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	18	18	22	22	22	346
6. バングラデシュ			29	19	20	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	25	30	30	33	33	394
7. ミャンマー			14	19	20	20	30	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	48	48	48	557
8. 中国				42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	-	-	-	-	-	-	-	430
9. フィリピン				19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21	361
10. インドネシア				30	30	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120
11. キルギス								20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	15	15	19	210
12. タジキスタン										3	5	5	5	5	5	5	5	8	8	8	62
13. スリランカ											15	15	15	15	15	15	15	15	17	17	154
14. ガーナ													5	5	5	10	10	10	10	10	65
15. ネパール																	20	20	20	20	80
16. 東ティモール																				8	8
17. パキスタン																				17	17
18. ブータン																				10	10
合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	281	321	360	4,662

単位：人

<sup>2</sup> 中国はその後我が国外務省の予算により「中国若手行政官等長期育成支援事業（JDS 中国）」として継続実施中。

また、当初は学術分野での受入計画を毎年策定し、官民両方から人材を受け入れていたが、2009年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に関係する公務員に限定する「新方式」に国別に順次移行した。この新方式では、同じ対象分野、対象機関、受入大学のもとで4期分の留学生の受入れを行うことにより、JDSを通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、JDS留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用しやすくするよう、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカル・マス」（効果発現が期待できる集団）を形成することを狙いとした。また、受入大学を4期分固定することで、対象国の関係機関と日本側受入大学とのネットワークの形成を図り、各国の開発課題や人材育成ニーズにより合致した教育・研究プログラムを提供することとした。

### 1-1-2. プロジェクトの課題

JICAが実施した基礎研究「JDSの成果に関する要因分析」（2014年度）と基礎研究「JDSの効果検証」（2019年度）（以下、JDS基礎研究）では、対象国<sup>3</sup>のJDSの効果検証や比較分析がなされ、今後の事業実施方針案及び戦略案が示された。2019年度の基礎研究では、JDS留学生の学位取得率は98.7%、公務員現職率は約80%と依然として高く、帰国留学生に対するアンケートでは、JDSを通じて親日感情が深化したことや帰国後年数を経過しても日本で習得した知識・技術が十分に有用性のあること、さらに11カ国中9カ国で前回の基礎研究調査時から役職率が増加しており、JDSの継続で役職率の着実な上昇につながることが確認されている。一方で、オーストラリア、韓国、中国など他ドナーとの競合が活発化している例がみられることを踏まえ、今後のJDSの取るべき方向性として、①対象の明確化、②選定における戦略化、③高付加価値化、そして④ブランド化を図ることが提案された。

表 2 今後のJDSが取るべき方向性（2019年度JDS基礎研究）

提言	具体的施策	
対象の明確化	● JICAの他の奨学金プログラムとの役割分担	
選定の戦略化	● 特別選別枠の設定	
高付加価値化 ↓ ブランド化	事業の基本枠組み	● 1年コースの設定 ● 中堅層への対象者拡大（年齢要件の緩和）
	来日前プログラム	● 3カ月間の日本語研修
	留学中のプログラム	● 日本の省庁・地方自治体等とのネットワーク形成 ● 政府機関・NGO・企業等へのインターンシップの実施 ● 接遇やセレモニー（来日時の要人表敬等）
	帰国後の活動	● フォローアップ活動の強化（同窓会ネットワーク支援や帰国後の研究活動支援等） ● 帰国留学生リストの日本関係機関への共有・周知
	広報・プロモーション手法の改善・強化	● パンフレットデザインの刷新 ● ウェブ応募の導入

<sup>3</sup> 2014年度の基礎研究では、第1期生が帰国直後であったガーナは対象外となり、11カ国で実施となった。2019年度の基礎研究では、東ティモール、パキスタン、ブータンは卒業生が輩出されていないため対象外となり、13カ国で実施となった。

また、JDS を実施中の国に対して、事業の継続と共に、ドナーが対応すべき開発課題が減っていくことから、JDS では3つの発展段階（①開発課題への対応、②開発課題への対応＋日本の国益、③日本の国益）を定め、段階に応じて対象機関・人材の焦点をシフトしていく必要があるとしている。第2の発展段階へ移行が可能と思われる国に対しては、日本の立場から経済・外交的なメリットの大きい機関へ特別選別枠を設定する等、外交効果への期待を意識した事業運営が必要である。

### 1-1-3. 社会経済・高等教育の状況

#### (1) 社会経済の状況

モルディブは、インドとスリランカ南西のインド洋とアラビア海に位置する南アジアの小島嶼国である。国土面積は東京23区の約半分と同じ約298平方キロメートルで、26の環礁の中で大小1,190の環礁島（うち有人島は約200）が点在している。世界で最も地理的に国土が分散している主権国家であり、領土と人口においてアジアで最小の国である。国土は、海拔平均が1.5メートルで、津波等の自然災害等の危険にさらされており、地球温暖化を原因とする海面上昇による国土水没のリスクが最も深刻な国の一つでもある。

人口は約51.2万人であるが、うち外国人が約14.6万人を占める<sup>4</sup>。国民の99%がイスラム教徒スンニ派を信仰している。公用語はモルディブ固有のディヘビ語であるが、学校教育の現場では、指導言語として英語が使用されており、モルディブ全国民は英語を流暢に話すことが可能である<sup>5</sup>。

外交関係では、独立以来非同盟中立政策を外交の基本方針とし、全ての国との良好な関係維持に努めている。日本との関係においては、1967年に日本と国交を樹立した。1985年以来、日本はモルディブにとっての最大の二国間援助供与国のひとつで、小学校の改築支援、首都マレ島の護岸工事支援、青年海外協力隊員の派遣等の援助を通して、友好関係を築いてきた。2007年には在日モルディブ大使館、2016年には在モルディブ日本国大使館が設立されている。

経済状況は、かつては後発開発途上国であったが、2018年には1人当たりGNIが南アジアで最も高い9,280米ドルに達し、「高中所得国」に分類されている。GDPは約53.2億米ドル（2016年）<sup>6</sup>で、産業別比率は第1次産業が9%、第2次産業が18.3%、第3次産業が72.7%と第3次産業は約4分の3を占める<sup>7</sup>。特に観光業が占める割合は高く、GDPの約4分の1を占める<sup>8</sup>。2018年に7.5%を記録した経済成長率は、2019年以降も5%を超えると予測されている<sup>9</sup>。

<sup>4</sup> 外務省「モルディブ共和国基礎データ」参照。

<sup>5</sup> 2019年10月7日 高等教育省からの聞き取り調査に基づく。

<sup>6</sup> 外務省「モルディブ共和国基礎データ 12 経済概況」参照。

<sup>7</sup> 帝国書院「雇用労働者産業別割合（2018年）」参照。

<sup>8</sup> 外務省「モルディブ共和国基礎データ 12 経済概況」参照。

<sup>9</sup> IMF「World Economic Outlook Database, October 2019」参照。

## (2) 政治情勢に係る概況<sup>10</sup>

モルディブは、1965年のイギリスからの独立後、1968年にはスルタン制度を廃止し、大統領を国家元首とする共和国へ移行した。大統領の任期は5年で、行政、司法、軍隊といった機能の長を兼ねる。議会は People's Majlis と呼ばれる国民議会の一院制で、複数政党制を採用している。

初代大統領であるイブラヒム・ナシルは、2期10年の間に、英語の基礎教育の導入や観光を中心とする産業政策を進め、国家の近代化をもたらした。2代目大統領であるマウムーン・アブドル・ガユームは、6期30年間の長期政権を維持し、日本をはじめとする国際的な開発援助の受け入れやナシルの経済成長路線を引き継ぎ、モルディブを観光立国としてさらに成長させた。しかし、独裁的政治体制であったため、2004年に民主化改革が始まり、2008年8月に民主的な新憲法が制定された。民主化改革後の2008年に実施された初の大統領選挙では、ガユームを破り、モハメド・ナシードが大統領に選出されたが、その後の政情不安定化により、2012年にはナシード大統領は辞意を表明した。

2013年に就任したヤーミン大統領は、親インド政策を展開していた歴代政権と異なり、中国・モルディブ友好大橋をはじめとする中国からの投資と援助による住宅等のインフラ設備や観光業の拡充、同国で初の自由貿易協定の締結等中国寄りの外交政策を展開した。2018年には政府と野党との対立により、治安の悪化により非常事態宣言が発令された。2018年11月の大統領選挙では、ヤーミン前大統領を破り、親インド派のイブラヒム・モハメド・ソリ大統領が当選した。現政権は、前政権が脱退したイギリスへの連邦への再加盟やインド重視を表明している。

前政権の対中国債務は、二国間の直接債務、民間セクターの国家債務保証、そして国有企業による債務を含め、モルディブの全対外債務の70%に達しており、過大な債務の返済が懸念されている。また、前政権時に設立された国有企業の多くは、利益を上げられず、政府からの財政援助に依存する構造となっている。過去には各国有企業を民営化、解体、維持の3種類に区別したものの、政治上の反対意見もあり、国有企業の改革は進まなかった<sup>11</sup>。ソリ現大統領は、ナシードやヤーミン政権時に設立された計16社の国有企業の解体を決定し、国有企業の業務効率化や債務の削減を行い、財政健全化に取り組んでいる。

## (3) 高等教育の状況<sup>12</sup>

モルディブの教育制度は7-3-2制で、大学入学までの修学期間は12年間で、日本と同年数である。1984年には全国統一カリキュラムが導入され、英国発祥の国際試験(EDEXCEL) O-レベル・A-レベルに準拠した教育内容に統一された。就学率は、初等教育96%、前期中等教育101%、後期中等教育50%である<sup>13</sup>。

<sup>10</sup> 外務省「最近のモルディブ情勢と日モ関係 2018年6月」参照。

<sup>11</sup> IMF「Country Report No.19/156 2019年6月」参照。

<sup>12</sup> 国際交流基金「日本語教育 国・地域別情報 モルディブ (2016年度) 教育制度と外国語教育」参照。

<sup>13</sup> モルディブ国家計画インフラ省国家統計局「Statistical Yearbook of Maldives 2018」参照。前期中等教育で100%を超えるのは、総就学率(教育を受けるべき年齢の総人口に対し、実際に教育を受けている(年

高等教育は、公立はモルディブ国立大学とモルディブイスラム大学の2校のみで、私立は7種類のカレッジが存在する。モルディブ国立大学は、1998年に設立したモルディブ高等教育カレッジ（MCHE）を前身に総合大学として2011年に設立され、現在11研究科（文学、教育、工学技術、健康科学、ホスピタリティ、観光、法律、イスラム教、ビジネス、薬学、看護）の学士課程及び一部の修士課程を提供している。高等教育の就学率は、34%である<sup>14</sup>。

現政権は、国民の高等教育就学を手厚く支援しており、2019年には「学位取得のための教育無償化」を宣言し、これにより国立大学の学費が完全無償となり、私立大学の場合は、学費が一部補助されることとなった。さらに、学生ローンの引き下げや返納期限の延長のほか、海外の大学への留学も奨励している<sup>15</sup>。

#### 1-1-4. 開発計画

2019年6月、約60カ国及び国際機関が参加した「モルディブ・パートナーシップ・フォーラム 2019<sup>16</sup>（以下、MPF）」にて、モルディブ政府は同国の政策課題を発表し、「ブルーエコノミー」、「地方分権化」、「社会的成果の向上」そして「司法とガバナンス」を開発優先分野と定め、参加各国からの協力と投資を求めている。

2019年10月には、「戦略的行動計画 2019-2023（以下、SAP）」が発表された。SAPは、モルディブ政府が掲げる *Jazeera Raajje*<sup>17</sup>のコンセプトの下、5つの優先分野に33のサブセクターから構成される。各サブセクターに目標を定め、目標達成のための責任省庁を配置し、年4回ワーキンググループが進捗状況をモニタリングする仕組みを取っている。近年、モルディブ政府は長期開発計画を持つことを保留していたが、SAPは5年の短期計画であるものの、SAPの優先分野が今後の長期計画へ受け継がれることを示唆している。

---

齢にかかわらず）人の割合）で算出されているため。

<sup>14</sup> 外務省「諸外国・地域の学校情報（平成30年1月更新情報）」

<sup>15</sup> 2019年10月9日（水）公務員委員会からの聞き取りに基づく。

<sup>16</sup> モルディブ・パートナーシップ・フォーラム「ポリシー・ノート」参照。

<sup>17</sup> 直訳で *Jazeera Raajje* は、“島嶼国”を意味する。

表 3 モルディブ戦略行動計画 2019-2023

No.	優先分野	サブセクター	No.	優先分野	サブセクター
1	ブルー エコノミー	漁業と海洋資源	18	Jazeera Dhiriulhun <sup>18</sup>	地方分権化
2		農業	19		輸送ネットワーク
3		観光	20		環境保護と保全
4		中小企業	21		クリーンエネルギー
5		労働、雇用と移民	22		資源としての廃棄物
6		経済の多様化	23		水と衛生
7	国家による 介護	健康	24	グッド ガバナンス	強靱なコミュニティ
8		教育	25		ICT
9		高等教育	26		芸術、文化と遺産
10		社会的保護	27		法の支配と司法改革
11	尊厳のある 家族	麻薬の乱用防止と薬物リハビリ	28	グッド ガバナンス	国家安全保障と公安
12		家族	29		汚職の排除
13		住宅	30		責任ある国家
14		若者	31		独立機関と公共サービス改革
15		コミュニティでの雇用	32		ジェンダー
16		スポーツ	33		外交
17		イスラム信仰			

## 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

我が国とモルディブは、1967年に外交関係を樹立して以来、良好な関係を構築しているほか、2014年4月、ヤーミン元大統領が同国大統領として初めて日本を公式訪問し、安倍総理との日・モルディブ首脳会談で、40年以上にわたる友情と信頼に基づく協力の新たな段階に向けた共同声明が発表されている。また、モルディブはインド洋に位置する東アジアと中東をつなぐ航路に位置しており、同国の安定は地域全体にも重要である。

こうした協力関係の下、2019年6月に開催されたMPFにおいて、我が国は、菌浦健太郎内閣総理大臣補佐官（当時）がスピーチを行い、「自由で開かれたインド太平洋」構想に基づく、①質の高いインフラ投資、②強靱な社会の構築、③ブルーエコノミーの3分野に焦点を当てた協力を表明した<sup>19</sup>。これら3分野はMPFで発表されたモルディブ政府の開発政策の優先分野にも合致しており、モルディブ政府の開発に寄り添った我が国の協力表明に対して、モルディブ政府からの期待は大きい。

以上の背景の下、今般モルディブ政府より日本政府に対し「人材育成奨学計画」による2021年度から4期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業による行政官等の人材育成を通じ、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することが期待されている。

<sup>18</sup> 直訳で Jazeera Dhiiriulhun は、“島での生活”を意味する。

<sup>19</sup> 外務省「菌浦健太郎内閣総理大臣補佐官スピーチ（仮訳）」参照。

### 1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況

#### (1) モルディブの行政

モルディブの首都マレには、国民議会、最高裁判所、大統領府、そして中央省庁が置かれており、中央政府としての役割を持つ。地方行政においては、国内にある 26 の環礁と首都マレ島を区分けして構成された 20 の環礁区議会 (Atoll Council) が設置されており、さらに狭い単位で 200 を超える各島々に島議会 (Island Council) が置かれている。これに加えて、人口 1 万人以上の 3 つの地域は都市議会 (City Council) と呼ばれる特別行政区が存在する。

中央政府及び地方議会には、共通の公務員制度の下、2 万人を越える公務員が在籍する。モルディブ政府は、地方分権化を推し進めており、地方自治体は所管する地域において、中央省庁の管轄下にある教育と保健分野を除き、基本的に全ての行政サービスを提供している。さらに 2019 年 11 月 5 日には、改正地方分権法案が可決され、より多くの権限と財源が地方自治体へ移譲されることとなった<sup>20</sup>。

また、公務員の他にも議会で承認された独自の組織規程を有する準公務員組織 (Independent Institute) や政府が株式資本を持つ国有企業 (State Owned Enterprises) が存在する。これら組織は政府と近い立場で国家方針や各省と連携しながら活動している。

#### (2) 公務員制度

公務員制度は、主に公務員法 (The Maldivian Civil Service Act) 及び公務員規則 (The Maldives Civil Service Regulation 2014) から成り立つ。公務員の人事権は、公務員委員会 (Civil Service Commission) が担い、公務員の採用、任用、昇進、異動及び解雇に関する全ての権限を持つ。地方公務員も各自治体ではなく、公務員委員会の傘下であり、その他にもいくつかの組織を管轄している。これら組織に所属する職員は全員公務員として扱われる。公務員組織一覧は、以下、表 4 の通りである。

---

<sup>20</sup> 2019 年 10 月 6 日の内務省事務次官によれば、地方議会に国家予算の 5% の財政的裏付けと監督権が付与される予定とのコメントがあった。

表 4 公務員組織一覧<sup>21</sup>

省庁 (20)	
教育省	高等教育省
保健省	経済開発省
イスラム省	法務長官府
国家計画インフラ省	内務省
ジェンダー家族社会サービス省	住宅地域開発省
青年スポーツコミュニティエンパワメント省	観光省
国防省	通信科学技術省
水産海洋農業省	芸術文化遺産省
財務省	運輸民間航空省
環境省	外務省
地方自治体 (約 223)	
Male City Council	Addu City Council
Fuvahmulah City Council	Atoll Councils (20)
Island Councils (約 200)	
その他機関 (7)	
インディラガンディ記念病院	モルディブ入国管理局
国家薬物庁	民営化法人化委員会
モルディブ通信公団	モルディブメディア評議会
国家社会保護庁	

① 公務員の分類

(a) セクター・職種別分類

公務員は大別すると6種類(学校(Schools)、病院(Hospitals)、省庁(Government Ministries)、その他(Other Offices)、島議会(Island Councils)、環礁区/都市議会(Atoll/City Councils))のセクターに分類される。小中学校教員等の学校関係者は学校セクター、医師や看護師等の医療関係者は病院セクターに分類され、それぞれ公務員として扱われる。また、セクター別分類のほか、さらに34種の職種で分類されており、主な職種としては、事務、教師、医師、看護師、会計、掃除メンテナンス等の職種がある。これらセクター・職種別分類の中で、JDSの主要対象として、省庁セクターが想定される<sup>22</sup>。

表 5 モルディブ公務員のセクター・職種別分類

セクター(6)	職種(34)
学校(Schools)	事務、会計、顧問、航空、掃除メンテナンス、医師、看護師、教師、一般技術、科学技術、事務サポート、教育サービス、入国管理、情報技術、研究サポート、エンジニア及び建築、生物科学サービス、法律、運輸、公衆衛生等
病院(Hospitals)	
省庁(Government Ministries)	
その他(Other Offices)	
島議会(Island Councils)	
環礁区/都市議会(Atoll/City Councils)	

<sup>21</sup> 第1回現地調査にて公務員委員会からデータを入手。

<sup>22</sup> モルディブ国家計画インフラ省国家統計局「Statistical Yearbook of Maldives 2018」参照。

全公務員数は 22,082 人 (2017 年)<sup>23</sup>で、小中高等学校の教員が含まれる学校セクターや、医師や看護師が含まれる病院セクターの公務員が最も多く、13,319 人と全体の半数を超える。JDS の主たる対象者として想定される省庁セクターの公務員数は、3,647 名で全体の約 16%である。

さらに、公務員の学位保持者数は、修士 2,112 人、学士 5,881 人となる。最も学位保持者が多いのは、学校 (Schools) セクターで、修士 1,586 人、学士 4,198 人であるが、学位保持者は、ほぼ教員であることが想定される。JDS の主要ターゲットと想定される省庁セクターの公務員の学士保持者数は 576 人であり、この人数が JDS の潜在候補者数と考えられることから、この状況を基にした受入人数の設定が望ましい。

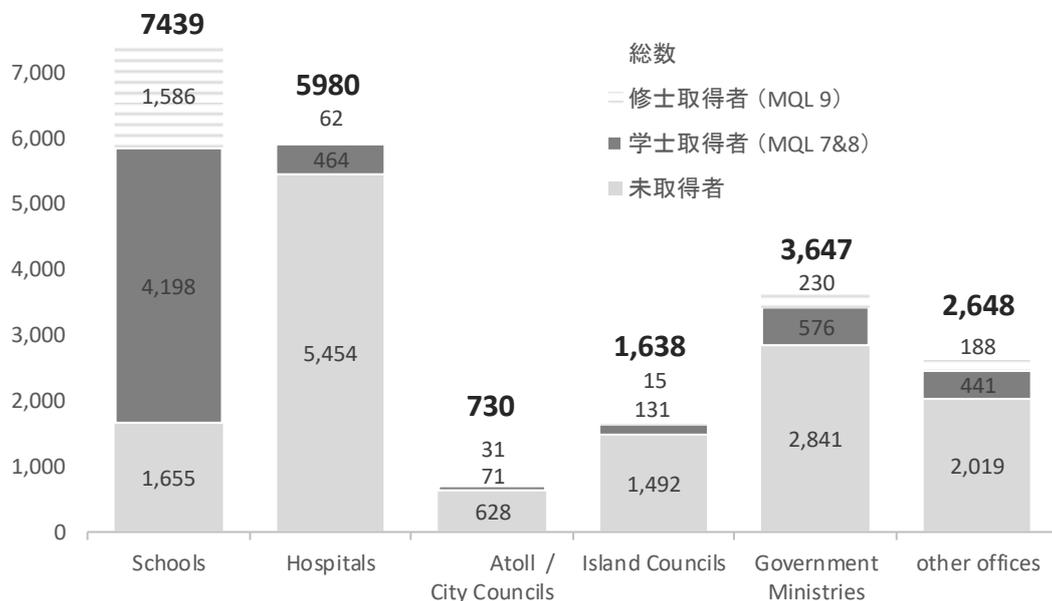


図 1 セクター別学位保持者数

### (b) 年齢層の分類

JDS 運営ガイドラインの応募要件の年齢要件の基準は、22 歳以上 39 歳未満となっている。公務員総数 23,647 人 (2018 年)<sup>24</sup>のうち、この年齢に違い層に該当する 25 歳以上 39 歳未満の公務員は、12,848 人と全体の約 54%を占める。以下、図 2 により、JDS に応募可能な若手の年齢層が最も多いことが確認できる。

<sup>23</sup> JDS 実施中の公務員数の多い国では、ベトナム約 532 万人、フィリピン約 172 万人となる (2019 年度 JDS 基礎調査参照)。モルディブの公務員数に近似する国としては、ブータン約 2.5 万人、東ティモール 3.3 万人が挙げられる。

<sup>24</sup> (a) セクター別分類と学位取得者数では、公務員数は 22,082 人と記述されているが、同分類による公務

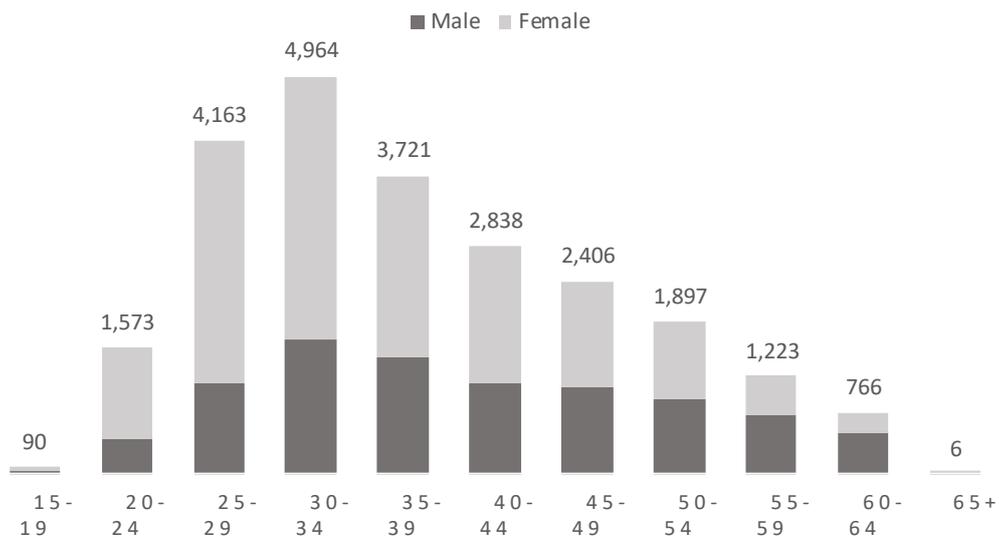


図 2 公務員年齢層

(c) 地方公務員の分類

公務員委員会からの聞き取り調査において、モルディブ政府が地方分権化を推し進めていることに触れ、地方に在籍する行政官も対象に含めるべきとの要望があった。環礁区（Atoll）単位での公務員の分布は以下、図 3 のとおりである。JDS で地方公務員を対象に加える場合、公務員数の多い地域や政策的に重要な地域を絞って訪問し、地方説明会を実施する等、地方公務員の応募者数を増やす施策が求められる。

員数は 2018 年のデータが存在せず、2017 年のデータのみ入手できたため、人数に若干の違いが生じた。

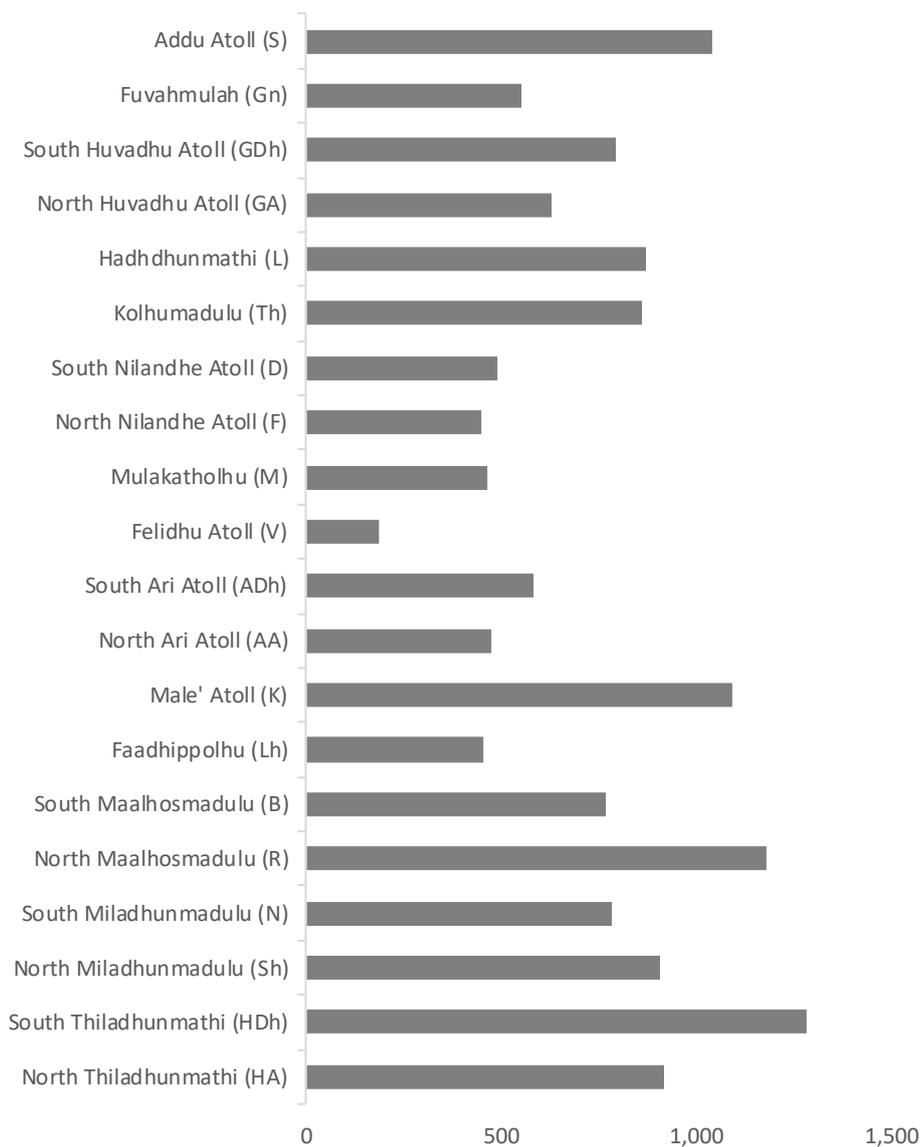


図 3 地方別公務員分布

(d) 正規雇用・有期雇用の分類

公務員は、正規雇用職員と有期雇用職員に分類される。有期雇用の採用は、公務員が研修や留学で担当業務を離れる際に採用する一時的な措置であるため、基本的に公務員は正規雇用である。

(e) 役職の分類

官職のクラスは、役職の他に給料や待遇を決定するランクによって細かく分類されている。Support Service、General Service、Management Service、Executive の 4 種類に大別される。公務員の職務は、技術 (Function) と事務 (Corporate) に分かれ、局長ポストは双方に置かれる。省庁セクターの代表的官職位例は、表 6 のとおりである。

表 6 省庁セクターの代表的官職位例

役職	ランク
Permanent Secretary (事務次官)	ランク適用外
Director General (局長)	Executive 5,6
Deputy Director General (副局長)	Executive 3,4
Director (課長)	Executive 1,2
Deputy Director/Senior technical officer grade 2	Managerial service 4
Assistant Director/Senior technical officer grade 1	Managerial service 3
Senior officer grade2/Technical officer Grade 2	Managerial service 2
Senior officer grade1/Technical officer Grade 1	Managerial Service 1
Officer grade2/Assistant Technical officer Grade 2	General Service 4
Officer grade1/Assistant Technical officer Grade 1	General Service 3
Assistant Officer Grade 2	General Service 2
Assistant Officer Grade 1	General Service 1
Support staff Grade 1-5	Support Service 1~5

## ② 採用とキャリアパス

局長以下の各職位のキャリアパスについては、各ポストで課せられる要件を満たしていれば、公務員だけでなく民間企業出身者も空席の役職に応募することが可能である。公務員規則 89 条には、局長職以下のポストの審査項目として、①責任執行能力、②仕事の質、③学歴、④職務経験、⑤目標達成能力を定めている。同審査項目に基づき、公務員委員会と事務次官で構成される各省の人事部の審査により、審査項目を満たしている応募者の中から、最も適している人材が採用される。

最高職である事務次官職に求められる要件は、局長職以下のポストの審査項目と異なり、公務規則 28 条において別途定めている。①学歴、②指導力、③資質、④信頼性、⑤リーダーシップ、⑥行政経験の 6 項目において公務員委員会が審査を行う。事務次官職の任期は 5 年であるが、再任は可能である。また、事務次官より上位の大臣及び副大臣職については、公務員委員会に人事権はなく、大統領による政治任用である。

各役職に必要な学位の要件は以下の表 7 のとおりである。課長級以上のポストは修士号取得が昇進に影響することが確認できる。

表 7 公務員の昇進要件<sup>25</sup>

役職	要件
事務次官、局長、副局長、課長	関連業務(6年)+修士号または 関連業務(8年)+学士号
副課長、係長、シニアオフィサー	学士号取得

2020年4月時点で現職の事務次官のうち、確認できる12名の事務次官の経歴一覧は、表8のとおりである。全員が他省庁や他機関での勤務経験を有しており、公務員の転職や事務次官の外部からの採用は高い頻度で行われていることが確認できる。さらに、事務次官全員が、海外への留学経験を有している。このことから、モルディブの公務員制度の構造上、JDSは対象機関を限定するのではなく、長期的なマス形成を視野に、昇進の可能性の高い優秀な候補者を幅広く募ることが効果的であるといえる。

表 8 事務次官の経歴一覧<sup>26</sup>

省庁	転職	前歴	留学	留学先
経済開発省	有	観光省、国有企業等	有	ニュージーランド、オーストラリア
運輸民間航空省	有	住宅インフラ省、国有企業等	有	マレーシア、オーストラリア
芸術文化遺産省	有	準公務員機関、教育省等	有	オーストラリア
高等教育省	有	教員、モルディブ国立大学非常勤講師等	有	マレーシア、英国、スリランカ
国家計画インフラ省	有	建設公共事業省、建設公共インフラ省、財務省、モルディブ国立大学等	有	オーストラリア、
住宅地域開発省	有	観光省、準公務員等	有	英国、マレーシア
イスラム省	有	財務省等	有	マレーシア、インド
内務省	有	地方裁判所、学校長、準公務員機関、地方議員等	有	インド
国防省	有	民間企業等	有	英国
法務長官府	有	国防省、国立イスラム大学、民間企業等	有	マレーシア
環境省	有	民間企業等	有	英国
財務省	有	国有企業等	有	英国、オーストラリア

### ③ 留学後の復職

公務員委員会からの聞き取り調査では、公務員が関連分野の修士課程を修学する場合は、帰国後に Assistant Director 相当の昇格ポストを用意する決まりがあり、留学希望者は所属先の省庁と、修学期間の2倍の期間（修士課程2年であれば、4年間）の復職規定を結ぶ義務があるとの説明があった。さらに、教育省からは、同省の職員が奨学金を得て留学後、転職を試みて問題となった事例があったことから、帰国後に日本での研究成果を発揮してもらうべく復職規定は必ず導入すべきという意見もあった<sup>27</sup>。

<sup>25</sup> 2019年10月9日 公務員委員会の聞き取り調査に基づく。

<sup>26</sup> 公務員委員会 <http://www.csc.gov.mv/en/organizations/ps> から作成

<sup>27</sup> 2019年10月3日 教育省からの聞き取り調査に基づく。

#### ④ 人材育成制度

公務員委員会は、2015年に公務員戦略計画 2016-2020（Maldives Civil Service Strategic Plan）を発表する等、公務員に求められる中心的価値とヴィジョンを掲げており、公務員の人材育成の責任機関でもある。実質的な人材育成は、公務員委員会傘下の公務員研修所（Civil Service Training Institute、以下 CSTI）が担っており、新卒者への導入研修や役職別に 5 段階に分けた 5 種類の研修プログラム（①経済分析及び財務マネジメント、②グッドガバナンス、③コミュニケーション、④人材育成マネジメント、⑤ICT イノベーション）を実施している。

CSTI は地方公務員に対する研修も実施している。モルディブでは e-Council という自治体を繋ぐオンラインシステムが導入されており、地方公務員に対して e ラーニングでの研修や研修所職員の訪問による各 Atoll の課題に応じた現地研修を実施している<sup>28</sup>。なお、準公務員組織の地方自治庁傘下の Local Government Institute（以下、LGI）も地方議員と地方公務員への研修を実施している。地方自治庁からのヒアリングによれば、地方分権化を推し進めるモルディブ政府の方針に応じて、我が国の他、中国、韓国から同庁職員に対する短期研修の機会があるという。地方公務員への研修実施機関という同様の機能を持つことから、2021 年には CSTI と LGI が統合し、Public Service Training Institute に再編する計画がある<sup>29</sup>。

#### ⑤ ジェンダー配慮

2008 年憲法において、男女同権の原則が示され、同年に制定された雇用法では、職場における性別による差別禁止が規定された。2009 年に National Gender Equality Policy and Framework for Operationalization において、男女平等を促進する制度構築等の目標が示され、全ての省庁でジェンダー主流化の対応を義務付け、各省庁の公式文書にジェンダー施策の効果の見通しの記載を要求している。ジェンダー関連の政策のマネートは、1979 年にジェンダー委員会（A Gender Committee）が設置されて以来、数度の省庁再編を経て現在は、ジェンダー・家族・社会奉仕省が所管する。

モルディブは、1993 年に「女性に対する差別撤廃条約」を批准した。世界男女格差指数では、153 位中 123 位と、南アジアの中でも下位に位置する<sup>30</sup>。項目別にみると、男女別就学率の差を評価する「教育の機会」は、他の多くの国と共に 1 位に位置しているものの、就職率の差を評価する「経済参加と機会」が 131 位、議員数の男女差を評価する「政治参加」の項目は 148 位と低い。さらに、女性の寿命が相対的に低いため「健康・寿命」の項目で 149 位に位置することが全体順位を押し下げる要因となっている。

公務員の男女比について、公務員総数 23,647 名のうち女性は 14,525 人で 61%と、公務員全体の割合では女性の方が多い。世界男女格差指数の資料では、モルディブにおける女性の就職率は 43%であり、男性の 84.6%と比較して著しく低いことを鑑みると、公務員全体の

<sup>28</sup> 公務員委員会「CSTI Training Directory 2019」参照。

<sup>29</sup> 2019 年 10 月 14 日 地方自治庁からの聞き取り調査に基づく。

<sup>30</sup> 世界経済フォーラム「男女格差報告 2019 年版」参照。南アジア各国では、バングラデシュ 50 位・スリランカ 102 位・ネパール 101 位・インド 112 位・ブータン 131 位・パキスタン 151 位となっている。

女性の割合の高さは、モルディブにおける他の職種と比べて特殊であることが確認できる。現地調査において、公務員の勤務時間は 8 時から 14 時までと短いことが判明したことから、こうした勤務時間の短さが女性の公務員比率の割合を高める要因であることが想定される。

各省の事務次官の男女比率においては、20 名中 7 名が女性であり、女性の割合は 35%と男女比が逆転している。さらに、閣僚級の女性の割合が 28%、国会議員の女性の割合が 4.6%と低い。ジェンダー・家族・社会福祉省からの聞き取り調査によれば、男女の価値観が変わりつつあり、以前より女性の留学を後押ししやすい環境に変わりつつあるとの説明があった。こうした状況の中で、女性の昇進率を上げるために JDS は有効な手立てであり、女性候補者を増やす施策は必要である。

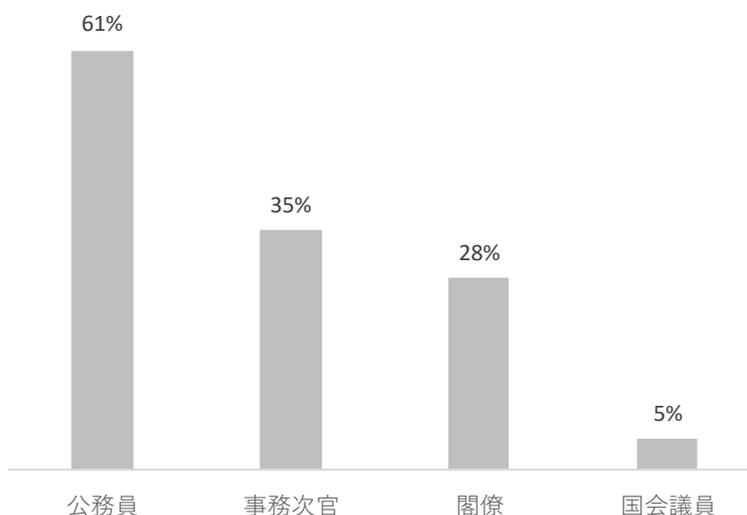


図 4 女性の割合（全公務員・事務次官・閣僚）

### (3) 準公務員組織（Independent Organization）の存在

モルディブには公務員以外にも、税関や警察といった、準公務員組織が存在する。準公務員組織は公務員法の適用外で、独自の組織規程を有する組織であり、大統領が指名した議員で構成される独立機関の管轄下にある。全ての準公務員組織を確認することはできなかったが、存在が把握できた準公務員組織は、以下表 9 とおりである。公務員委員会のほか、公務員の汚職を監視する反汚職委員会（Anti-Corruption Commission）や司法委員会（Judicial Service Commission）も準公務員組織であり、省庁同様の行政活動を補う組織であることから、省庁との関連性は高く、JDS 対象機関候補となり得る組織である。

表 9 準公務員組織一覧

No.	組織名
1	大統領府 (President Office)
2	公務員委員会 (Civil Service Commission)
3	モルディブ税関 (Maldives Customs Service)
4	国家防衛庁 (National Disaster Management Authority)
5	反汚職委員会 (Anti-Corruption Committee)
6	司法委員会 (Judicial Service Commission)
7	選挙委員会 (Election Commission)
8	金融庁 (Maldives Monetary Authority)
9	地方自治庁 (Local Government Authority)

#### (4) 国有企業 (State Owned Enterprises) の存在

公務員と準公務員組織のほか、政府の施策を遂行する立場の組織として国営企業が 32 社 (2019 年 12 月) 存在する。国営企業は、政策立案を主とする省庁と違い、それら政策を実施する立場の役割を担っており、廃棄物管理、空港整備、住宅開発や中小企業振興といった国の運営の根幹に関わるサービスを提供している。省内の一部署が民営化により国営企業へ転じることもある。

国有企業は、2013 年に制定された「政府事業の民営化、法人化、監視及び評価法 (Privatization & Corporatizing of State Business and Their Monitoring and Evaluation Act: PCSTEA)」の下、大統領の任命による 7 名の役員で構成された「民営化及び法人化委員会 (Privatization and Corporatization Board: PCB)」が管轄する。32 社中 22 社はモルディブ政府 100%資本の国有企業であり、構造的に、政府が強い影響力を持つ組織といえる。政権交代があれば、廃止、再編の対象となりやすい<sup>31</sup>。

<sup>31</sup> 2019 年 10 月 9 日 公務員委員会からの聞き取り調査に基づく。

表 10 モルディブ国有企業一覧<sup>32</sup>

No.	組織名	No.	組織名
1	Bank of Maldives Plc	17	Aasandha Company Limited
2	Dhivehi Raajjeyge Gulhun Plc	18	Kadhdhoo Airport Company Limited
3	Housing Development Finance Corporation Plc	19	Fenaka Corporation Limited
4	Housing Development Corporation Limited	20	Maldives Hajj Corporation Limited
5	Island Aviation Services Limited	21	Maldives Centre for Islamic Finance Limited
6	Maldives Airports Company Limited	22	Maldives Sports Corporation Limited
7	Maldives Ports Limited	23	Maldives Integrated Tourism Development Corporation Limited
8	Maldives Tourism Development Corporation Plc	24	Waste Management Corporation Limited
9	Maldives Transport and Contracting Company Plc	25	Business Center Corporation Limited
10	Male' Water and Sewerage Company Private Limited	26	Public Service Media
11	State Electric Company Limited	27	SME Development Finance Corporation Private Limited
12	State Trading Organization Plc	28	Fahi Dhiriulhun Corporation Limited
13	Greater Male' Industrial Zone Limited	29	Maldives Fund Management Corporation Limited
14	Maldives Marketing and Public Relations Corporation Limited	30	TradeNet Maldives Corporation Limited
15	Maldives Islamic Bank Plc	31	Road Development Corporation Limited
16	Addu International Airport Private Limited	32	Maldives Post Limited

## 1-4. 我が国の援助動向

### 1-4-1. 我が国の援助動向

#### (1) 概要

モルディブに対する我が国の援助協力は、1970年代の漁業分野の無償資金協力に始まり、現在まで同国における主要ドナーとして無償資金協力を中心とした支援を実施している。我が国のモルディブに対する援助政策として、2016年2月には対モルディブ共和国国別援助方針が策定されている。モルディブは、外的要因の影響の高い観光業を主要産業とする「経済的脆弱性」や小島嶼国として気候変動や自然災害に敏感な「環境的脆弱性」を抱えており、我が国の援助方針は、これら2つの「脆弱性」の克服を支援しつつ、地政学上重要な位置を占めるモルディブに対し、南アジア地域全体の民主主義の定着と安定への寄与及び海上輸送の安定への貢献を目的としている。援助重点分野（中目標）には2つの分野が設定され、3つの開発課題（小目標）が設定されている。モルディブにおけるJDSはこれら開発課題網羅的に資する事業として位置付けられている。

<sup>32</sup> モルディブ財務省「Public Enterprises」参照。

表 11 我が国の対モルディブ援助方針

援助基本方針(大目標)	重点分野(中目標)	開発課題 (小目標)
脆弱性への対応と持続 可能な経済成長への支援	地場産業の育成	地場産業の育成
	環境・気候変動対策・防災	環境・気候変動対策・防災 その他個別の案件

近年の OECD 諸国の主要ドナーと国際機関による援助実績の推移は下図の通りである。我が国は OECD 諸国のうち最大のドナーとしてモルディブの開発に貢献してきた。モルディブは、既に高中所得国に分類されていることもあり、直近 2 年間では、我が国とオーストラリアを除いた OECD 諸国からの支援額は、1 百万米ドル未満を下回る。一方で、2018 年には、国際連合 3.16 百万米ドル、世界銀行 (IDA) 2.02 百万米ドルと国際機関からの支援が目立つ。OECD 諸国以外では、中国やインドが多額の経済協力を行っており、2017 年に中国は 414 百万米ドル、インドは 11 百万米ドルと 2 カ国の経済援助額は、OECD 諸国の主要ドナーの援助額を大幅に超えている。

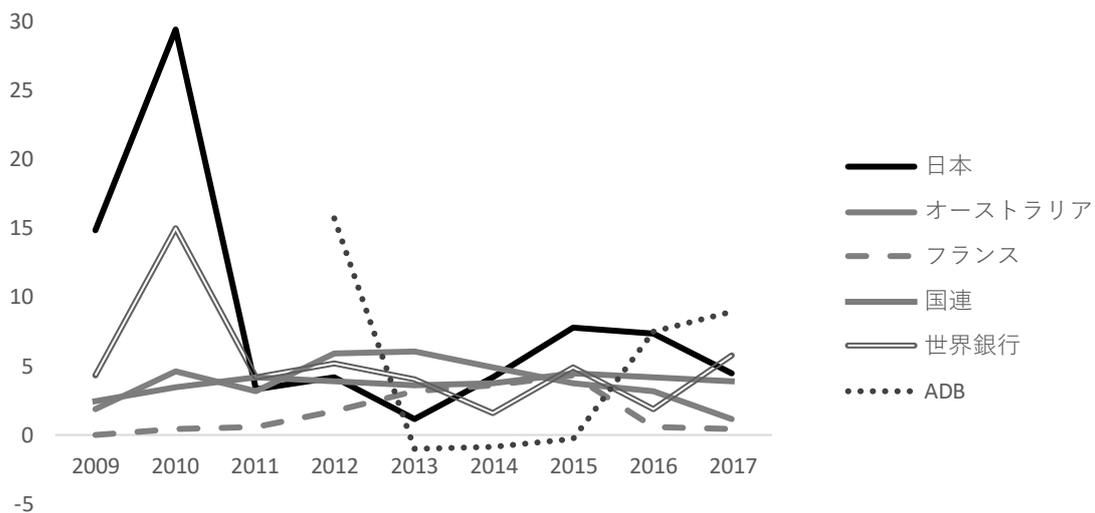


図 5 OECD 諸国の主要ドナーと国際機関による対モルディブ共和国援助実績推移<sup>33</sup>

(単位: 百万米ドル、支出純額ベース)

<sup>33</sup> OECD.Stat <http://stats.oecd.org> から作成。

## (2) JICAによる事業<sup>34</sup>

JICAは、直近では2014年度から技術協力「持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクト」と2017年度から無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」を実施し、2006年度には有償資金協力「モルディブ津波復興事業」の借款契約を締結している。JICA研修員数は1,127名に達し、340名の青年海外協力隊員が学校教育や農業の普及及び観光振興に取り組んでいる（2018年までの実績）。1987年開始のマレ護岸建設事業については、同事業で整備された護岸により、2004年のスマトラ沖地震の津波で被害を最小限に抑えられたことから、JICAによる事業への恩返しとして、2011年の東日本大震災では、モルディブ政府から被災地へ同国特産のツナ缶が送られたこともある。

また、現地での聞き取り調査において、各省からJICA研修員受入れや青年海外協力隊派遣に対する高い評価を確認できた。モルディブ地方自治庁ではJICA研修で学んだPCM手法に感銘を受け、プロジェクト管理に同手法を取り入れたとのことであり、公務員委員会からは、青年海外協力隊員が現地語を学び、住民と積極的に交流する姿勢に感銘を受けたとの感想があった。さらにモハマド現通信科学技術大臣からは、JDS留学生在が日本人の仕事の取り組みを学ぶ機会を作ってもらいたいと要望があった。このように、これまでのJICAによる事業が高く評価されており、それによりJDSへの高い期待につながっている。

### 1-4-2. 我が国の留学制度

#### (1) 概要

2019年5月時点での国費・私費いずれも含む日本への留学生総数は5名である<sup>35</sup>。在学段階別でみると、このうち国費留学生は大学院非正規として在籍中の1名であり、私費留学生は、博士課程に2名、修士課程及び学士課程に各1名が在籍している。語学習得を目的とした日本語学校での在籍者はいない。

表 12 モルディブからの留学生数の推移（国費・私費別）

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
国費留学生	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1
私費留学生	0	0	4	5	2	6	6	5	5	4

日本政府によるモルディブに対する留学生事業は、主に4つの機関によって実施されている。文部科学省国費外国人留学制度の研究留学生制度、日本政府から国際機関への拠出金を通じた奨学金事業、そしてJICA長期研修である。表13は、これらの概要を整理したものである。

<sup>34</sup> JICA「案件配置図（モルディブ）2018年10月1日基準」参照。

<sup>35</sup> 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「平成18～30年度 モルディブ出身留学生数推移（国費私費・在学段階別）」参照。

表 13 我が国の留学制度

拠出機関	文部科学省	外務省 <sup>36</sup>	財務省	JICA
プログラム	国費外国人留学制度	日本 IMF アジア奨学金プログラム	世界税関機構・日本奨学金プログラム	SDGs グローバルリーダーコース
開始時期	2016 年 (大使館推薦枠)	1993 年	2000 年	2018 年
対象人数	・若干名 ・1 名/年 <sup>37</sup> (大使館推薦枠有)	若干名	若干名	若干名
合計人数	4 名 (大使館推薦枠)	4 名 <sup>38</sup>	5 名以上	2 名
対象学位	学士・修士・博士	修士	修士	修士
対象機関	モルディブ国民	経済官庁の若手公務員(財務省、金融庁等)	モルディブ税関	モルディブ行政官
対象分野	特になし	マクロ経済・金融政策	公共財政、知的財産	環境セクター
受入大学	特になし	東京大学、国際大学、政策研究大学院大学、一橋大学、	政策研究大学院大学、青山学院大学	特になし
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モルディブの大使館推薦枠の開始は 2016 年だが、それ以前にも留学者はいる。</li> <li>・民間企業や国際機関等へ幅広く募集をおこなっている。</li> <li>・若手行政官等を修士課程に派遣するヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)の受入実績はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博士課程を含む日本の全ての大学院へ応募可能な「オープン・トラック」制度もある。</li> <li>・1 年修士プログラムのある政策研究大学院大学の人気が高い。</li> <li>・4 人のうち 2 人は財務省出身者<sup>39</sup>。</li> <li>・英語や数学試験で基準点に満たなかった合格者に対し、早めに来日させて補完研修を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年修士プログラムを提供している。</li> <li>・政策研究大学院大学で公共財政プログラム、青山学院大学で戦略経営・知的財産権プログラムとデマケがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 名(局長や課長級)は環境省出身で上智大学へ留学中。</li> </ul>

## (2) 活躍している日本留学経験者

我が国の留学生制度によって来日したモルディブ行政官のうち、本調査で把握できた帰国留学生は以下のとおりである。Ibrahim ZUHUREE, PhD.は、政策研究大学院大学にて 5 年の博士課程を 3 年間で卒業し、公務員委員会で事務総長を務めた後、現在は外務省局長として活躍している。Ms. Saushan は、国家災害管理センター所属時に JICA 長期研修の機会を得て、政策研究大学院大学(GRIPS)で災害管理を学び「水不足と気候変動への適応」という論文で修士号を取得し、帰国後 3 年間勤務した後、モルディブ選挙委員会へ転職している。

<sup>36</sup> 外務省は、その他にアジア開発銀行・日本奨学金プログラム (ADB-JSP) や日本/世界銀行共同大学院奨学金制度 (JJ/WBGSP) も実施する。

<sup>37</sup> 2019 年 10 月 2 日 在モルディブ日本国大使館からの聞き取り調査に基づく。

<sup>38</sup> IMF 「IMF を通じた日本の能力開発支援に関する 2018 年度 年次報告書」参照。

<sup>39</sup> 2019 年 10 月 13 日 財務省からの聞き取り調査に基づく。

表 14 活躍する日本留学経験者

大学	氏名	現職（2019年10月現在）	組織
政策研究大学院大学	Ibrahim ZUHUREE, PhD.	外務省局長（Joint Secretary）	公務員
政策研究大学院大学	SHURUFA ABDUL WAHID	財務省債務管理エグゼクティブ	公務員
政策研究大学院大学	AISHATH NASRA	ファンドエグゼクティブ技術課長	公務員
青山学院大学	Abdul Rasheed Ibrahim	税関職員	準公務員
青山学院大学	Ismail Hamdoon	税関職員	準公務員
青山学院大学	Ahmed Niyaz	税関職員	準公務員
青山学院大学	Ahmed Faheem	税関職員	準公務員
青山学院大学	Fathimath Shifza	税関職員	準公務員
政策研究大学院大学	Mohamed Moosa	税関職員	準公務員
政策研究大学院大学	Saushan	選挙委員会	準公務員
政策研究大学院大学	Mohamed Ibrahim	中央銀行職員	準公務員

### (3) 同窓会組織

JICA モルディブ支所からの聞き取り調査で、JICA 研修員同窓会は現在休止中とのことであった。JICA モルディブ支所からは、JDS 事業開始を契機とした日本留学経験者へのフォローアップ活動について期待が寄せられた。JDS の募集活動においても、募集説明会にて日本留学経験者から留学体験談を説明してもらおう等様々な活用法が期待できることから、JDS を通じた日本留学経験者とのネットワーク構築を進めることは効果的である。

#### 1-4-3. 民間の協力・交流状況

##### (1) 民間の協力・交流事例

我が国外務省の海外在留邦人数調査統計（2018年）によれば、我が国からモルディブへの進出企業数は12社、在留邦人数は136人と少ない。一方で、モルディブは観光地として我が国で認知度が高く、我が国からの年間旅行者数は42,304人（2018年）に達する<sup>40</sup>。2016年には在モルディブ日本国大使館が開設され、スリランカで手続きが必要だった我が国への査証申請がモルディブ国内で可能となり、今後両国間での往来が活発していくことが期待される。また、我が国からの進出企業数は少ないものの、その中にはモルディブ政府の政策課題への貢献例があり、モルディブの産業発展に貢献する我が国企業の2つの事例を以下のとおり挙げる。こうした企業と我が国で知見を得たJDS 留学生在がネットワークを構築するために、JDS 留學生帰国後の民間企業とのネットワーク活用も視野に入れたフォローアップ戦略が望まれる。

<sup>40</sup> 国家計画インフラ省統計局「FLOW OF TOURISTS BY NATIONALITY, 2015 - 2018」参照。

## ① 株式会社日立製作所

日立製作所は、2010年からモルディブ政府の要請に応え、国有企業のひとつであるマレ上下水道株式会社（Male' Water and Sewerage Company Private Limited: MWSC）へ株式の20%を出資し、経営に参画することで、モルディブの上下水道事業全般の合理化に取り組んでいる。2019年2月には、フルマーレ島の都市開発プロジェクトの一環として、関連企業の日立アクアテック社が MWSC から海水淡水化装置を受注した。MPF では、モルディブ政府は、安全な飲料水の確保及び水質汚染を防ぐための環境的側面から、各島の上下水道整備を重要な政策として挙げており、同社の技術がモルディブの水問題解決に向けて期待されている。

## ② ヤマキ株式会社

ヤマキ株式会社は、2019年8月、モルディブの鯉節製造会社（Maldivian Addu Katsuobushi PVT.LTD: YMAK）を子会社化し、工場・製法・品質管理指導を行い、YMAK 社を通して我が国へモルディブ産の高鮮度のカツオを輸入し、鯉節の製造を行っている。モルディブ政府はカツオ漁業を一本釣りのみとし漁獲量を制限しているため、モルディブから輸出したカツオ節製造の工程は、海洋管理協議会（Marine Stewardship Council: MSC）から、持続可能な漁業を推進することを目的とした MSC 認証を受けている。ヤマキ株式会社のモルディブへの進出は、同国が掲げる観光業以外の主要産業の育成及び環境配慮の両面を後押ししており、我が国民間企業のモルディブへの進出の好事例といえる。こうした取り組みは、JDS において、「経済・産業政策」分野に応募する人材と合致する可能性が高い。

## 1-5. 他ドナーの援助動向

モルディブにおける他国奨学金プログラムについて、断続的に様々な奨学金が入れ替わっている状況下に特徴があるが<sup>41</sup>、2020年の現時点においては、高等教育省が所管するフル奨学金は16種類、一部負担の奨学金18種類と、あわせて34種類が公表されている<sup>42</sup>。対象を公務員に限定した奨学金制度は、1988年頃まで米国、英国、ニュージーランドが提供していたが、モルディブが後発途上国（LDC）の卒業を機に、現在は公務員に限定した奨学金は提供されていない。また、オーストラリアは、2008年から公務員対象枠を取り止めている<sup>43</sup>。そのため、他ドナー奨学金は、基本的にはモルディブ全国民を対象としたものであり、さらに全国民を対象とした奨学金においても、ODA卒業移行国に分類されてから、減少傾向にある<sup>44</sup>。

<sup>41</sup> 2019年10月3日 教育省からの聞き取り調査に基づく。

<sup>42</sup> 高等教育省 「Tentative Calendar of Full Scholarships and Partial Scholarships 2020年2月6日時点」 参照。

<sup>43</sup> 2019年10月14日 外務省からの聞き取り調査に基づく。

<sup>44</sup> 2019年10月7日 高等教育省からの聞き取り調査に基づく。

各省からの聞き取り調査では、認知度の高い奨学金として、米国、オーストラリア、英国、マレーシア、そして中国を挙げる機関が多かった。その中でも奨学金制度を所管する高等教育省からは、米国やオーストラリアの奨学金が最も人気が高いと回答があった。理由として、これら奨学金がフル奨学金制度であり、十分な生活費が支給されることに加え、米国及びオーストラリアには「QS」や「THE」といった大学の世界ランキングで上位に位置する世界的に有名な大学があり、それが応募者の高い志望動機になっているとの回答があった。学費や生活費を一部負担する奨学金プログラムとしては、学費の半分を負担するマレーシア政府奨学金制度のほか、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、パキスタン、スリランカ等が実施している。

モルディブには、他ドナー奨学金実施機関の事務所は設置されておらず、各ドナーのスリランカ事務所がモルディブを兼任することが多い。そのため、本準備調査では、他ドナー奨学金事務所へ直接聞き取りを行うことはできなかったが、高等教育省を中心とした各省からの聞き取りや他ドナーウェブサイトから情報を収集し、表 15 のとおりまとめた。

表 15 モルディブにおける他ドナーの奨学金事業

ドナー	米国	オーストラリア	マレーシア	中国
経費負担	全額	全額	一部負担(50%)	全額及び一部負担
プログラム	Fulbright Foreign Student Program	Australia Award	Malaysia Government Scholarship	Chinese Government Scholarship
学位	修士	修士	学士・修士	学士・修士・博士
対象人数	2名	若干名	400名(学士) 100名(修士)	数名
対象	モルディブ国民	モルディブ国民	モルディブ国民	全世界
分野	歴史、英文学、文学、経済、政治学、国際関係学、ジャーナリズム、公共政策、社会学、経営、財務、ジェンダー	経済開発、教育、環境マネジメント、グッドガバナンス、ジェンダー、ソーシャル・インクルージョン	全分野、但し教育分野のみ 10 枠のフル奨学金制度あり	科学、工学、農学、薬学、経済学、法学、マネジメント、教育、歴史、文学、哲学、芸術
特徴	-	・女性及び障がい者の応募を強く推奨。 ・母国の開発課題への貢献度を選考で重視。	・マレーシアの 17 の国立又は私立大学から選択可能。 ・50%学費負担のみで、生活費は自己負担かローンが必要。	・中国語コース・英語コースから選択可能。 ・気象学、水資源に関する特別留学制度有。

代表的な他ドナーの援助動向としてオーストラリアと中国の実績は以下のとおりである。

## (1) オーストラリア（長期留学）

オーストラリア政府による奨学金事業は、上述の記載のとおり、2008年までは公務員対象枠が存在したが、現在は一般公募に移行し、公務員対象枠は存在しない。年間の留学生数は、オーストラリア政府の予算により毎年変動し、2018年は8人、2019年は12人が合格した。なお、2015年には33人（20人修士、13人学士）が合格しており、枠は減少傾向にあるといえる。2020年に募集対象とした学位は修士のみである。民間人、公務員に限らず、卒業後2年間は自国の発展に貢献するために、2年間のモルディブでの滞在を義務付けている。実績と歴史あるプログラムとしてモルディブにおける知名度と人気が高い。

同奨学金プログラムは、モルディブ国内に事務所を有しておらず、スリランカにある事務所が兼務している。そのため、候補者に対する募集説明会は、スリランカの実務所が、スカイプを通じて遠隔で実施しており、2020年は3カ月間で募集説明会を20回程実施している。米国のフルブライト奨学金プログラム等、他のドナーも事務所をモルディブに設立しておらず、基本的にはスリランカの実務所からの遠隔対応となる。

## (2) 中国（短期研修）

中国の対モルディブ援助動向として、長期留学を目的とした奨学金事業よりも短期研修に焦点を置いた支援に特徴がみられる。各省からの聞き取り調査では、長期の留学よりも短期研修の要望が多く、中国はこうした要望に合致する取り組みを行っているといえる。

長期留学を目的とした中国の奨学金事業としては、中国政府奨学金事業が存在する。公務員対象の奨学金事業ではないが、モルディブでは在中国モルディブ大使館推薦枠と一般公募枠の2つの選択肢から応募が可能であり、2019年の実績では、大使館の推薦枠で、学士、修士、博士の各枠で1人、一般公募枠では修士と博士の各枠で1人と計5人が合格した<sup>45</sup>。

短期研修については、2015年に中国はモルディブ公務員委員会と5年間の公務員対象の研修実施に係る覚書を締結しており、毎年80人の公務員が中国国家行政学院にて1カ月間の短期研修を受講している。現時点の実績として、11のセミナーで922人の公務員が研修を受講した。公務員委員会からの聞き取り調査では、2020年に中国と覚書を更新予定とのことである。

中国のほかにもインドの National Center for Good Governance: NCGG が公務員委員会と5年で1,000名の公務員を対象とした2週間の研修に関する覚書を締結している<sup>46</sup>。

## 1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況

JDSの成果発現の前提条件となる、適格な人材の選出に向け、対象機関の人材育成ニーズや人材層の状況を把握するため、文献調査、アンケート調査及び聞き取り調査を実施した。

<sup>45</sup> 高等教育省「Chinese Government Scholarship 2020/2021 Nominated list」参照。

<sup>46</sup> 2019年10月2日 公務員委員会からの聞き取り調査に基づく。

## (1) 文献調査の概要

統計データは、国家計画インフラ省統計局が発行する公務員人事統計資料を主たる分析対象とした。また、統計局で取得できなかった公務員情報は、公務員委員会へ依頼し入手した。なお、データにより公務員数の割合で表すこととした。

## (2) アンケート調査の概要

全ての行政機関に対してアンケート調査を実施した。

- アンケート送付日：2019年9月25日
- 締切：2019年10月6日
- 送付先：20組織
- 回収率：55%（20組織中、11組織が回答）

## (3) 聞き取り調査の概要

国内における既存資料分析結果を踏まえて、2019年10月と2020年2月の現地調査にて、19省庁及び10の準公務員組織、4の国有企業及び1地方自治体を訪問し、開発課題や人材育成ニーズを聞き取った。併せて、我が国への留学経験をもつ帰国留学生からもJDSに期待する付加価値プログラム等についての助言を得た。

## (4) 両調査のファインディング

### ① 開発課題及び人材育成ニーズ

アンケート調査及び聞き取り調査で確認した対象機関の優先分野と開発課題を表16にまとめた。回答結果としては、通信科学技術省からはデジタル関連や科学技術の能力向上、環境省からは廃棄物管理や再生可能エネルギーの技術向上といった2省が所管する専門分野のニーズが高かったが、その他の省からは、職員研修の実施、離職の抑制やガバナンス向上等公務員の全般的な行政能力向上のニーズが高いことが確認できた。

表 16 主要対象機関の優先分野及び開発課題

政府機関	優先順位 1 位	優先順位 2 位	優先順位 3 位
青少年スポーツコミュニティ強化省	高度なスポーツマネジメントの実践	ユースワーカー養成講座の開講	テクノロジーによる新しいコミュニティサービス
教育省	教員を含む職員研修	ホリスティック教育提供に向けた学習環境の整備	人材のモニタリング及び評価機能の強化
司法長官オフィス	各職員にカスタマイズした人材育成	タスクの定量マトリックスの作成	パフォーマンスを下げる障壁を除去
防衛省	専門性の高い職員の雇用	職員への教育機会の提供	優秀な人材の離職の抑制
高等教育省	定期的な研修の実施	ガバナンス強化	資格庁の独立的機能強化
保健省	健康システムマネジメントの能力強化	専門性及び倫理観の維持向上の研修への投資	地方保健人材の適切配置
経済開発省	労働と雇用の改善	中小企業の振興	貿易及び投資開発
芸術文化遺産省	特定の業務の研修	専門スタッフの雇用、離職率の抑制	安全で健康的な労働環境の提供
通信科学技術省	先端デジタル技術の導入	全セクターへの高性能な通信技術の提供	キーとなる科学技術分野の研究開発の促進
環境省	廃棄物管理の専門家不足の改善	再生可能エネルギーの国家的な実施、電気工学、機械工学及び財務分析分野の専門家の育成	環境保全と海洋資源、環境調査、環境工学及び土木工学の専門家の育成
財務省	特定分野の専門知識・スキル向上の為に省内及び外部研修の実施	会計、ファイナンス、経済学の分野における国内外での専門人材育成	省内ニーズ分析に基づく特定優先分野の研修実施
ジェンダー家族社会福祉省	研修及び人材育成の戦略	優秀な人材獲得の為に戦略	-

## ② 学位のニーズ

聞き取り調査で、訪問したいくつかの省庁から、経営学やプロジェクトマネジメント等、マネジメント系の修士学位について要望があった。但し、高等教育省や公務員委員会からは、経営学修士は、モルディブ国立大学で取得可能な学位であり、公務員の海外留学で最も求められているのは、経営学修士よりも各分野の専門的な修士学位であるとの指摘があった。

### ③ 博士課程のニーズ

アンケートや聞き取り調査において、8省庁から博士課程のニーズ有と回答があった。全ての省庁で必ずしも博士課程を希望しておらず、博士課程よりも学士課程や短期研修を希望する意見も多かった。博士課程のニーズがあると回答した機関のコメントは、以下、表 17 のとおりである。なお、省庁機関ではないが、モルディブ国立大学からの聞き取りでは、公務員である教員が博士課程を取得すると「シニア講師」に昇格でき、明確な利点があるとの回答があった。

表 17 各省別博士課程ニーズ

回答した機関	コメント
観光省	観光マネジメントや公共管理等の分野で専門家が求められる。
教育省	高度な専門家層が薄いため強化が必要である。
水産海洋資源農業省	専門性が求められる省のため、研究能力の高い職員が必要。省内に 21 人の修士学位保持者がおり、博士号や専門性の高い修士号の取得に高い需要がある。
司法長官オフィス	トップ及び中間管理職が、経営学等の分野で博士課程を所得することで、一層高いレベルのマネジメント力の発揮及び行政サービス最適化への貢献を期待。
内務省	質の高い行政サービスの提供のため、高いレベルの専門家を求めている。
高等教育省	各省庁の職員へ高等教育の機会提供を最適に行えるような政策専門家が必要。
経済開発省	貿易、投資、雇用政策にかかる専門家が必要。
通信科学技術省	高度な研究開発及びその従事者育成において、博士レベルの専門家が必要。

### ④ 各国ドナーの奨学金・研修プログラム

聞き取り調査で確認した各機関における各国ドナー奨学金・研修プログラムについて、表 18 のとおりまとめた。全体的に中国からの短期研修に参加経験のある機関が多かった。中国の短期研修は、公務員委員会を通じて、毎年 80 人以上の公務員に対して実施しており、規模が大きいことから、各省庁へ枠が十分に割り当てられているようである。全体的な傾向としては、財務省や金融庁等の経済官庁に対して、様々な国や国際機関からの研修オファーが手厚いことが確認できた。その中で防災、環境、地方分権、ガバナンスの分野で JICA の短期研修が展開されており、参加した機関は、JICA 研修の質を高く評価しており、今後の継続的な研修実施の要望があった。

モルディブでは公務員のみを対象とした他国奨学金プログラムはないが、米国やオーストラリア等の奨学金プログラムに、公務員以外の応募者と競合し合格した公務員も複数名存在することが確認できた。特に、財務省は、IMF や世界銀行等の国際機関からの短期研修機会のほかに、長期の奨学金プログラムが実施されており、他省よりも多くの職員が留学していることが確認できた。

表 18 各機関別の各国ドナーの奨学金・研修プログラム実施状況

回答した機関	コメント
公務員委員会	シンガポール奨学金事業で、毎年 CSC から 1 名を留学させている。
漁業海洋資源農業省	ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド奨学金で職員が留学した。
内務省	中国が短期の研修機会を提供している。JICA 研修に参加した職員もいる。
国家防災庁	中国より環境管理に関する 1 か月の研修に対して、4 名の枠が提供された。日本で災害管理に関する研修を受けた職員が 1 名いた。
反汚職委員会	JICA から汚職撲滅のための 2 か月の研修コースの枠の割り当てがあった。しかし、ここ 2 年ほどは同枠が警察に割り当てられているのが残念。
芸術文化遺産省	中国やインドの支援で短期研修を受講した職員がいる。
司法委員会	コモンウェルス奨学金で法と経済学を学んだ職員がいる。CSC を通してインドや中国からの研修オファーもあった。
イスラム省	インドや中国が短期・中期の研修機会を提供している。
環境省	英国チーピング奨学金やオーストラリア奨学金で留学した職員がいる。JICA 奨学金（グローバルリーダーズプログラム）で 2 名が日本へ留学している。
住宅都市開発省	インドでの短期研修を受講した職員がいる。
青少年スポーツコミュニティ強化省	日本の研修に参加したことがあり、文化や仕事への姿勢に好印象を持った。
ジェンダー家族社会福祉省	インドと中国での短期研修があり、数名の職員が参加している。インドネシアでも、ジェンダー関係の短期研修を実施している。
放送局委員会	インドとマレーシアで放送関連分野の短期研修を受講した職員がいる。
観光省	マレーシアの大学が、観光分野で 10 名のフル奨学金提供予定と聞いている。
財務省	オーストラリアから政府公務員への奨学金プログラムがある。IMF 日本奨学金では、数年に 1 回、1 名の枠がある。コモンウェルス奨学金、フルブライト奨学金、英国の個別大学の奨学金（直近ではケンブリッジ大学）もあった。中国、インド、ADB、世銀、SAARTEC が短期研修を提供している。
金融庁	IMF 日本奨学金に 2 名が留学した。オーストラリア奨学金受給者もいる。短期研修の機会は豊富にあり、毎年 80 名程の職員が海外で研修を受けている。IT 関連の研修もあり、インドやブルームバーグ社から提供を受けている。
地方自治体庁	2011 年、2013 年、2014 年に JICA 課題別研修の機会があった。中国は 3～4 年前から短期研修（1 ヶ月弱）を提供している。韓国も同様にガバナンスや観光、地域開発といったテーマの短期研修を提供している。
経済開発省	2016 年に JICA の課題別研修に数名参加した。短期研修としては、WTO が海外での研修機会（数日間）を提供している。
国家計画インフラ省	JICA 短期研修で 1.5 か月間の道路設計に関する研修を受けたことがある。また、オーストラリアやインドからの短期研修のオファーがある。
保健省	医者の育成のため、毎年数名がネパールやインドに国費留学している。WHO からの奨学金や短期研修は JICA、インド、中国、タイから支援がある。

## ⑤ その他

### (a) 数学能力に対する懸念

各省からモルディブ公務員の数学能力について懸念する意見が多かった。高等教育省と公務員委員会に再確認を行ったところ、高等教育省からは一般教育修了上級の A レベル(中等教育卒業もしくは大学入学レベル)の科目で数学を選択した学生であれば、特段問題ないであろうとの回答や、公務員委員会には JDS で実施している数学テストの内容を確認してもらったところ、内容のレベルからは大きな問題はないとの見解があった。但し、数学テスト実施前に候補者へプレテストや数学研修を実施すると、より候補者の理解が進むのではないかと提案があった。

初年度の実施状況を鑑み、各受入大学の面接官から数学能力に関する懸念があれば、2年目以降は、来日前数学研修を実施する等、検討が必要である。他国では来日前に英語事前研修を実施している例があるが、モルディブに至っては英語能力に関する懸念がないため、数学研修に特化した来日前プログラムの構築は可能と考える。

### (b) 英語試験免除の要望

高等教育省から JDS で必要な選考時の英語試験の免除措置について要望があった。モルディブでは2歳半から英語教育を実施しており、全国民が英語を流暢に話せるため、他奨学金では英語試験を免除する例があるとの説明があった。

多くの日本の大学では、出願書類と併せて TOEFL や IELTS 等の英語試験結果の提出が必要である。一方で、モルディブの英語教育を踏まえたうえで、応募者が学士や修士プログラムを英語のプログラムで習得していれば、英語試験結果の提出免除が可能か各受入大学へ打診する余地はあると考える。

### (c) 選考期間短縮化の要望

高等教育省及び公務員委員会から募集選考期間の短縮の提案があった。他ドナー奨学金の募集選考期間は比較的短く、複数の奨学金を応募する候補者の中で、JDS 以外の奨学金で合格が決まると、JDS の選考途中で辞退となる可能性が高いと指摘があった。

選考の手順については、JDS 運営ガイドラインに基づいて実施されるため、選考過程を変更することは厳しいと思われるが、モルディブは他国と異なり受入人数が少ないことから、手続きの簡素化や効率化を図ることで、選考期間の短縮化につなげることは可能と思われる。他ドナーとの比較優位性にも関わることから、このニーズに応える必要がある。

#### (d) 短期研修実施の要望

長期留学よりも、成果を波及できるよう短期研修を要望する省庁が少なからずあった。観光省等からは、ニーズはあるが、職員数が限られているため、実質的に職員を送り出すことは難しいとの回答や、住宅都市開発省からは、修士学位取得も魅力ではあるが、長期的視野だけでなく、平行して上級管理職への短期研修の実施等、短期的効果が望めるプログラムを実施してもらいたいと要望があった。

今後も JDS の応募勸奨で各省庁へ訪問する際に、こうした短期研修ニーズの要望が出てくると思われる。実施代理機関は、各省庁からの短期研修ニーズを JICA 事務所へ共有し、JDS だけでなく他の JICA プロジェクトとの連携を視野に入れた事業実施が求められる。

表 19 各省別短期研修ニーズ

回答した機関	コメント
観光省	調査スキルやプロジェクト管理等の短期の研修ニーズがある。
内務省	学士取得や短期研修のニーズも大きく、日本政府には是非検討してほしい。
保健省	短期研修を強く要求したい。
イスラム省	マネジメントや財務の分野にニーズがある。短期研修の機会も提供して欲しい。
通信科学技術省	新設された省のため、短期的成果を出せる職員研修が必要。ICT 分野の短期研修のオファーがあると有難い。
住宅地域開発省	quick solution が必要。修士号取得も魅力的ではあるが、上級管理職への短期の研修機会を是非提供して欲しい。インドで短期研修により一定のニーズを充足できたが不十分と感じている。アプリケーションシステム構築の IT 技術の研修を実施してもらいたい。
財務省	短期研修ニーズがあり、特に海外の専門家による省内向け研修を強く希望する。

## 第2章 JDS 事業の内容

### 2-1. JDS 事業の概要

JDS は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、開発途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。個人の留学支援を目的とした留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野（サブプログラム）に携わる人材の育成に主眼が置かれている。

本準備調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の対モルディブ共和国国別援助方針に基づき設定されたサブプログラムにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである。

#### 2-1-1. プロジェクトの基本設計

2019 年 10 月に実施された現地調査において、下表の通りモルディブ JDS の援助重点分野及び開発課題が決定された。

表 20 モルディブ JDS の枠組み（2021 年度～2024 年度受入）

JDS 援助重点分野（サブプログラム）	JDS 開発課題（コンポーネント）	人数
1. 脆弱性への対応	環境配慮・気候変動・防災	2
2. 持続的な経済成長	経済・産業政策	2
3. 平和と安定の確保	行政能力向上	2

#### (1) 受入人数

受入人数を決定するにあたり、以下表 21 のとおり、モルディブと JDS を実施しているブータンと東ティモール 2 カ国の公務員数と 2018 年の応募人数を比較した。本準備調査を通じて、モルディブの省庁セクター（中央省庁）の公務員数は 3,647 人であることを確認でき、この人数はブータンの半数以下、東ティモールの四分の一以下であり、JDS で実施する全 18 カ国のうち最小である。さらに中央省庁の公務員のうち学士保持者数は 576 人であることを踏まえ、こうした観点から受入人数を 6 名とした。

モルディブ側は当初の要望は 10 名枠であったが、JDS は当該国の中核人材、将来のリーダーを育成するという目的から、「量ではなく質<sup>47</sup>」を重視したいという目的を説明し、さらに JDS は中長期的な人材育成を目指しており、タジキスタンやガーナで第 1 フェーズの実績を踏まえ、次フェーズからの人数増加する事例を示し、最終的に合意を得た。

<sup>47</sup> 我が国大学院修士課程過去 10 年（2008 年～2017 年）の成業平均率は、87.8%であるが、JDS では過去 20 年において、98.6%であり、優秀な人材が選出されている証左といえる。

表 21 3カ国の公務員数の比較

	ブータン	東ティモール	モルディブ
公務員数	25,145	33,300	22,082
中央省庁公務員数	7,905	16,300	3,647
JDS 受入人数	9	8	6
応募者数(2018年)	36	44	N/A

## (2) コンポーネント、研究テーマ

2019年10月の現地調査において、中央省庁、準公務員組織、地方公務員へ聞き取り調査を行い、留学に係るニーズを確認したところ、各省で環境、インフラ、財政、IT、司法等の分野で高い専門性を持つ人材の育成ニーズがあったほか、多くの省庁に共通してマネジメントの専門性の強化が必要との回答があった。こうしたニーズを受け、JDS 開発課題として、幅広い分野の受入が可能な「環境配慮・気候変動・防災」、「経済・産業政策」、「行政能力向上」を設定した。

また、応募者の研究テーマのミスマッチを防ぐため、応募開始の際には、各開発課題の想定される研究テーマを参考として付け加えることが重要と考えられる。掲載する研究テーマについては、第1回運営委員会にて協議する。

## (3) 対象機関

募集対象について、中央省庁での中核人材の育成という JDS の目的を踏まえ、各機関の留学に係るニーズ等を調査し、全中央省庁、全準公務員組織、地方公務員を対象とすることとした。特にモルディブ政府は地方分権化を進めていることもあり、地方公務員の育成が喫緊の課題であること、さらに地方公務員から中央省庁へのキャリアパスが確認できたことから、地方公務員も対象に含めた。

なお、モルディブには約30の国営企業が存在し、各省の政策に対する実施機関としての役割を担っている。公務員と比べ、給与水準が高く、国営企業から公務員へのキャリアパスは確認できなかったため、対象外とした。但し、モルディブ政府は、財務省傘下の National Pay Commission を通じて公務員待遇改善を進めているとの情報もあり、4年後の次フェーズ準備調査時において、JDS の対象人数が増加した場合、再度、公務員の待遇を調査の上、国営企業から公務員へのキャリアパスが確認できれば、対象に加える可能性は残されている。対象機関の最終決定は事業が2020年第1回運営委員会で行うことで合意した。

## (4) 受入大学

2019年10月の現地調査後、JICA はこれまで JDS 留学生の受入実績のある大学及び新たに受け入れを希望する大学に対して、モルディブ JDS における想定対象分野／開発課題を提示し、各大学より受け入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、18大学24研究科から計34件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでの JDS 留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA において評価要領に基づき受入提案書を評価した。その後、2020 年 2 月の現地協議において、各コンポーネントに対して提案のあった本邦大学の中から日本側の評価による上位大学をモルディブ政府側に提示し、各大学の特徴等について説明した。協議の結果、表 22 の通り受入大学及び受入人数枠で合意した。

表 22 モルディブ JDS の受入大学

サブプログラム	コンポーネント	受入大学	人数
1 脆弱性への対応	環境配慮・気候変動・防災	筑波大学 理工情報生命学術院	2
2 持続的な経済成長	経済・産業政策	政策研究大学院大学 政策研究科	2
3 平和と安定の確保	行政能力向上	立命館大学 国際関係研究科	2

#### (5) 次フェーズでの博士課程の実施

博士卒については、日本で育成した将来の知日派リーダーが修士号を取得後、さらに高い次元でモルディブにおける開発に主導的な役割を果たすことが期待されており、東ティモール以外の JDS が実施されている国で導入されている。

モルディブは、公務員法及び公務員規則ともに、博士学位の取得を昇進の要件として定める記述がない。また公務員委員会から聞き取りを行ったところ、公務員の最高職である事務次官職への応募要件は、「学士号及び 8 年間の関連業務経験」または「修士号及び 6 年間の関連業務経験」と定めており、特に博士学位の取得は昇進の要件とならない。各省からの質問票においても、博士課程のニーズは全 20 省中 8 省に留まる結果となった。

こうしたことから、モルディブにおいては、今後の博士課程のニーズ動向を踏まえたうえで、第 1 フェーズで修士号を取得した JDS 留学生を対象にすることを想定して、次フェーズからの開始を検討することを説明し、合意を得た。

#### 2-1-2. JDS の実施体制

##### (1) 運営委員会メンバー

2019 年 11 月の現地調査で、運営委員会の構成と役割について説明し、モルディブ側のメンバーを外務省の他、モルディブ国民の奨学金事業全般を担当する高等教育省及び公務員の人材育成を担う公務員委員会の運営委員会への参画を提案し了解を得た。そのため、モルディブ側 3 機関（外務省、高等教育省、公務員委員会）、日本側 2 機関（在モルディブ日本国大使館、JICA モルディブ支所）とすることで合意した。

表 23 モルディブ JDS 運営委員会メンバー

国	役割	委員
モルディブ側	共同議長	外務省
	委員	高等教育省
	委員	公務員委員会
日本側	共同議長	在モルディブ日本国大使館
	委員	JICA モルディブ支所

## (2) 運営委員会の役割

運営委員会メンバーにはJDS運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割を説明した。JDSは単なる奨学金事業ではなく、開発のための1つの投入であるため、モルディブ側運営委員会による募集選考への積極的な協力及び帰国後の有効活用が期待される。

表 24 運営委員会の役割

役割	詳細
募集選考方針の決定	モルディブの国家開発計画と日本の援助方針に基づき、各年度の募集活動の基本方針（優先開発課題、主要対象機関、応募勧奨方法等）を決定する。 JDS運営ガイドラインに基づき、モルディブJDSの選考方針を決定する。
候補者の面接	第三次選考（総合面接）において面接官として候補者を評価する。運営委員会における最終候補者の決定を行う。
最終候補者の承認	選考プロセスを経て選ばれた最終候補者を運営委員会で承認する。
帰国留学生の有効活用の促進およびフォローアップ	留学生の帰国時に所属組織への復職を側面支援する。 プロジェクト効果発現を目指して帰国留学生の活用策を検討し、フォローアップを行う。
その他、JDSの監督	留学生の突発時に対処方針を決定し、必要な措置を講ずる。 壮行会や帰国報告会等の各種イベントに出席し、事業成果の発言に向けた助言を行う。その他、JDS事業運営上必要な事項について対応し、意志決定を行う。

### 2-1-3. サブプログラム基本計画

2019年10月の現地調査で合意した枠組みの下、JDS重点分野（サブプログラム）別に基本計画案を作成し、今後JDS本体事業（プロジェクト）の開始時点の第1回運営委員会で決定することとした。

同基本計画は、案件目標や評価指標だけでなく、それぞれのJDS重点分野で、モルディブの開発政策におけるJDSの位置づけ、日本の援助方針と実績、受入大学の活動等をまとめた指針である。4期分の留学生の受け入れを1つのパッケージ（フェーズ）として策定する。同計画に基づいて6年にわたり同一のサブプログラム／コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。

応募資格要件は第1回運営委員会で協議して決定するが、想定される資格要件は表25の通りである。公務員と準公務員を対象とすることとしたが、公務員は各種セクターに分かれており、学校セクターの公務員は教員や医療セクターの公務員は、医師や看護師である。他国ではJDSの本来の目的の観点から教員を対象とするのはふさわしくないとの意見もあり、セクターによっては対象を外す等、今後の応募状況を踏まえ検討の余地がある。

表 25 モルディブ JDS の応募資格要件（案）

項目	要件
国籍	モルディブ国籍
年齢	39 歳以下（来日年度 4 月 1 日現在）
学歴	学士号を有すること
職業	公務員及び準公務員（国有企業は対象外）
職務経験	募集締切時点で、2 年以上の実務経験を有すること
語学力	日本の大学院で修士号を取得するために十分な英語力を有する者（TOEFL iBT 61 (ITP 500) / IELTS 5.5 以上が望ましい。）
その他	既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士号」を取得していない者、また、現在他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者
	本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有する者
	軍に奉職していない者
	心身ともに健康である者

## 2-2. JDS 事業の概要事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、1.26 億円となり、日本とモルディブとの負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記（3）に示す積算条件によれば、次の通りと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

## (1) 日本側負担経費

2020年度 モルディブ国 人材育成奨学計画（4カ年国債）  
概略総事業費 約 126.5百万円

(単位：千円)

年度	費目		概略事業費
2020年度 Term-1	実施経費	大学直接経費（入学金、授業料、他） 留学生受入直接経費 （航空運賃、支度料、奨学金、他） 留学生国内経費 （来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費）	115
	役務経費	現地活動経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他） 募集選考支援経費 留学生保険加入費 来日後フリーフィンギング/オリエンテーション経費 大学会議経費	19,786
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	10,575
	2020年 事業費 計		30,476
2021年度 Term-2	実施経費	大学直接経費（入学金、授業料、他） 留学生受入直接経費 （航空運賃、支度料、奨学金、他） 留学生国内経費 （来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費） 特別プログラム経費	22,313
	役務経費	現地活動経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他） 事前研修経費 留学生用資材費 留学生保険加入費 来日後フリーフィンギング/オリエンテーション経費 モニタリング経費 受入付帯経費（突発対応）	7,062
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	10,013
	2021年 事業費 計		39,388
2022年度 Term-3	実施経費	大学直接経費（入学金、授業料、他） 留学生受入直接経費 （航空運賃、支度料、奨学金、他） 特別プログラム経費	23,389
	役務経費	運営委員訪日ミッション経費 モニタリング経費 受入付帯経費（突発対応）	2,006
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	10,437
	2022年 事業費 計		35,832
2023年度 Term-4	実施経費	大学直接経費（入学金、授業料、他） 留学生受入直接経費 （航空運賃、支度料、奨学金、他） 留学生国内経費 （来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費） 特別プログラム経費	11,765
	役務経費	現地活動経費（旅費、現地備人費、事務所借上費、他） モニタリング経費 受入付帯経費（突発対応） 帰国プログラム（本邦）経費 帰国プログラム（現地）経費	1,913
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	7,129
	2023年 事業費 計		20,807
事業費 総額	合計		126,503

(注)上記の概算事業費は、E/N上の供与限度額を示すものではない。

## (2) モルディブ側負担経費

なし<sup>48</sup>

## (3) 積算条件

- 積算時点 : 2020年2月
- 為替交換レート : 1US\$ = 110.17円、1MVR (現地通貨) = 7.16円
- 業務実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示した通り。
- その他 : 日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

## 2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、外務省が運営委員会共同議長として、JDS の計画・実施・管理・監督を行う主導的役割を担い、高等教育省や公務員委員会が中心となって募集要項の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、対象機関に対して、JDS への協力の働きかけを行う。

JDS 留学生の留学期間中は、モルディブ政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員会メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータの収集支援等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、モルディブ政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、運営委員会は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは JDS 留学経験を活かして行政府等の中枢で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

## 2-4. JDS 事業のスケジュール

本準備調査の結果、我が国外務省及び JICA が 2020 年度以降の JDS 事業実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については下図に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。

---

<sup>48</sup> 無償資金協力に係る銀行手数料等は負担。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
準備調査								
第1期（修士）		募集選考	来日		帰国			
第2期（修士）			募集選考	来日		帰国		
第3期（修士）				募集選考	来日		帰国	
第4期（修士）					募集選考	来日		帰国

図 6 実施工程

## 2-5. 募集・選考方法

### 2-5-1. 募集方法

#### (1) 募集ツール

募集ツールとして、募集ウェブサイト、募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを作成する。高等教育省ウェブサイトで奨学金情報が一括掲載されていることから、公務員を対象としたフル奨学金である JDS の特徴を確認できる情報を掲載し、その他ドナー奨学金との区別できる工夫も必要である。

#### (2) 募集方法

運営委員会を通じて、各行政機関に募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを配布する。また、各省庁・政府機関を訪問しての応募勧奨や、首都及び地方数か所での募集説明会を実施することを検討する。また、高等教育省では各国奨学金のプロモーションセミナーを定期的を開催しており、同セミナーの参加者に対して応募を促す。なお、募集説明会の開催場所及び回数は、運営委員会で別途決定する。

また、JICA 帰国研修員、元日本留学生、JICA 専門家等のネットワークも活用し、より多くの潜在的応募者へ募集情報が伝達されるよう検討する。日本側関係者の協力を得、日本留学についてのイメージを高めてもらうことで、実際の応募に繋がる可能性は高くなると考えられる。

#### (3) ジェンダー配慮

男性だけでなく女性の JDS 事業への参加を促すため、女性の候補者の募集方法について、「女性の応募を歓迎する」旨募集要項に記載する等、現地のドナーの取組や JDS 事業関係者の意見を取り入れつつ方策を検討することが重要である。

### 2-5-2. 選考方法

選考は、受入大学による書類選考、受入大学による専門面接及び運営委員会による総合面接の3段階で実施する。選考にあたっては、ガイドラインを策定し、本事業の趣旨に沿った候補者を選定するものとする。

## 2-6. 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動

### 2-6-1. 来日前オリエンテーション及び来日後研修

JDS を通じた知日家・親日家の育成のためには、背景知識として、我が国の社会や開発経験につき理解することが求められる。また、他国 JDS 帰国留学生に対して行った、来日前・来日後のオリエンテーションに関するアンケートにおいて、日本語研修、日本の社会や文化についての講義について有用であったと回答した帰国留学生が半数以上を占めた。ついては、①我が国の社会や開発経験、モルディブに対する援助方針等の基礎知識の会得、②JDS 留学生としての自覚を持つためのプログラム（JICA 理事長への要人表敬等）、③日本で円滑に留学生生活を開始することを目的とするオリエンテーション、④日本文化・日本語に関するプログラムの 4 点を念頭に実施する。

来日前の現地事前オリエンテーションでは、他国同様に、JICA モルディブ支所による我が国の開発経験、モルディブに対する援助方針及び実施中のプロジェクトについての説明を依頼する。この他、日本渡航にあたっての準備や手続き、日本社会や文化の紹介、JDS プログラムの説明を行う。

来日後には、本事業の趣旨・目的、JDS 留学生に期待される役割、他案件との連携の可能性等を伝え、JDS 留学生の参加意識・モチベーションの向上を図る。また、リーダーシップ研修を取り入れ、アクティブなグループワークを通じて、リーダーとしての自覚を促し、自身にリーダーとして必要な素養について学ぶ機会を持つ。

日本の政治・経済や社会・文化についての基礎知識については、大学教員に依頼して講義形式で実施する。

加えて、滞日中の規則や手続き、生活情報の提供を行う。特に、滞日中の安全管理に関しては、地震・津波・台風・大雪等の自然災害、さらに犯罪や交通ルールについて説明し、安心安全に日本での生活を送るための心得や備えを伝える。防災訓練施設を用いた体験型訓練も実施する。

日本語研修は 35 時間程度実施し、日本での必要な会話能力の習得のみならず、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活で役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。

その他、慣れない生活環境の中でカルチャーショックを克服し、異文化理解を進めるためのワークショップ、先輩留学生の経験談を聞く場を設け、JDS 留学生が円滑に日本に適応できるよう機会提供を行う。

## 2-6-2. 付加価値提供活動内容

JDS の事業目的にあるように、JDS 留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本のよき理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。大学院での教育による学位の取得のみならず、事業付加価値を高めるプログラムを提供することにより、事業目的の達成に貢献するとともに、JDS 各国において他ドナーから類似事業が提供される中、JDS の魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となる。

このため、各受入大学での質の高い教育・研究を根幹として、来日前後のオリエンテーション、大学から提供される特別プログラム、中間研修等既存プログラムの質の向上のほか、滞日中のネットワーキングや JICA 等でのインターンシップ等、留学生にとって有用な機会がより多く提供されることが望ましい。

他国 JDS の帰国留学生へのアンケート結果によれば、滞日中のプログラムとして、日本の省庁でのインターン、日本人行政官とのネットワーキング等の要望が高かった。実施代理機関が行う行政官とのネットワーキングイベント、外務省や JICA での個別インターンシップ等、既に実施されつつあるが、これらの試みが事業として継続され、一層促進され発展していくことが望ましい。

このほか、地域社会との交流イベントも留学生にとって関心が高い。実施代理機関が JDS 留学生の帰国前に行うアンケートにおいて、日本語とともに、日本人と交流する機会をより多く持たかったとの声が挙げられることも多い。地域の国際交流団体との連携によるイベントの実施やホームステイ等、地域社会・日本人との交流する機会の提供により、日本社会をより深く経験することに繋がり、親日家・知日家の育成にも貢献できる。

2019 年度に実施した JDS 基礎研究においても、JDS が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、付加価値化、ブランド化の手段として以下のとおり提言がなされている。上述のとおりすでに実施されつつあるプログラムもあるが、より特徴を際立たせた奨学金プログラムとして差別化を図るために、これら提言のあった取り組みを推進していくことが必要である。

表 26 JDS がより魅力を高めるための付加価値化の手段について<sup>49</sup>

タイミング	事業の付加価値を高めるための取り組み例
入学前	日本語研修の強化(3カ月程度実施)
留学中	JICA 課題部、日本の省庁・地方自治体等の行政機関との交流会
	日本の開発経験、日本の政治と行政、日本外交とアジア・アフリカ、日本の文化と社会に関する講義
	リーダーシップ研修
	政府機関、NGO、企業等におけるインターンシップ
留学後	JDS 留学生としての接遇やセレモニー(来日時 of 要人表敬等)
	フォローアップ活動の強化
	帰国留学生リストの日本側関係機関における共有・周知
	帰国留学生リストのオンライン・データベース化
	同窓会ネットワークへの支援
	帰国留学生の研究活動支援や家族への支援

### 2-6-3. 特別プログラム内容

受入大学が JDS 留学生に対して、既存の大学プログラムに加えて、受入国、開発課題等のニーズ及び JDS 留学生の状況に応じて追加的な活動を行う。

特別プログラムの内容は以下の目的に沿うものとする。

- (a) JDS 留学生が当該国の開発課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- (b) 特別プログラムの活動を通じ、JDS 留学生あるいは対象国関連機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること
- (c) 限られた期間内に、JDS 留学生が必要に応じたサポートを得て、学業研究及び関係者とのコミュニケーションを円滑に行い、目的を達成すること

JDS の受入実績がある多くの大学で、特別プログラムを活用し、フィールドトリップや国内外のセミナーを実施しており、特にフィールドトリップは他国 JDS 留学生のアンケートでは評価が高かったことが判明している。各受入大学には特別プログラムの活用を奨励すると共に、大学が上記の目的に資する有益なプログラムを提供できるよう、実施代理機関により適切なコンサルテーションが行われることが望ましい。

## 2-7. モニタリング・厚生補導

### 2-7-1. 実施体制

大学関係者との良好な関係構築及び非常時の迅速な対応を念頭に、受入大学毎に担当者を配置する。受入大学が地方都市に位置する場合、最寄りの支所に担当者を配置する。

<sup>49</sup> 基礎研究 (110 ページ) 等を纏めた。

## 2-7-2. 厚生補導

担当者は留学生来日後から帰国直前まで留学生からの学生生活、日常生活に関する相談をうける。その他、住宅手配、転入の届出や国民健康保険への加入補助、保険金請求の補助、住宅退去等の諸手続きを支援する。

## 2-7-3. モニタリング

事業の円滑な実施を確認するうえで、JDS 留学生の学業研究及び日常生活における状況を把握することが必要である。適切なモニタリングを行うため、大学関係者との間で良好な関係を築き、日常的に留学生の情報が入ってくるよう体制を整える。また、定期的に留学生との面談機会を持ち、大学での研究・生活状況を把握し、必要な支援を的確なタイミングで提供できるように備える。

特に面談形式で行う定期モニタリングは、日常的には分からない留学生の抱える問題を早期に発見することができ、不成業や体調の悪化等のトラブルを未然に防ぐ予防的な措置となる。さらには、学業研究で顕著な成果を挙げる等の好事例も定期モニタリングの機会を通じて把握し、事業報告や広報等で成果として報告する。

## 2-7-4. 緊急時対応

健康・生活上のトラブル等について夜間や週末、祝祭日、年末年始等にも対応できるよう、民間のコールセンターと連携した体制をとる。

また、大規模災害時等電話回線が使えない場合でも全留学生の安否状況、居場所等の情報を迅速かつ正確に集約することが可能な、メール配信・安否確認システムを整備する。

## 2-8. フォローアップの計画

JDS の上位目標を達成するには、JDS 留学生が、帰国後、モルディブの開発に寄与するような役職への就任や昇進につながるよう支援していくことが必要である。モルディブ側の運営委員会より各行政機関に対して、過去の JDS の成果や帰国留学生の活躍状況を共有し、JDS 留学生がモルディブの開発に貢献できる人材であり、重要ポストへの割り当てについて配慮するよう協力を依頼する。

また、実施代理機関が同窓会活動を支援し、JDS 帰国留学生のネットワークを強化することにより、帰国生同士が協力し合う関係を構築し、モルディブの開発に貢献できる集団を組織する。更に、同窓会組織を通じて、2年間日本に留学した貴重なリソースである JDS 帰国留学生を両国間のパートナーシップ構築に有効活用する。

加えて、モルディブにおいては、国費外国人留学制度等で我が国での留学経験を持つ帰国留学生による同窓会活動は行われておらず、在モルディブ日本国大使館や JICA モルディブ支所からは、JDS 事業の開始を契機とした日本留学経験者へのフォローアップ活動について期待が寄せられている。このことから、モルディブで事務所を設立する実施代理機関による、JDS 帰国留学生だけでなく、日本留学経験者全員を束ねた活動も重要である。

このように JDS の開始が、日本留学経験者同士のネットワークを再構築する機会となることが期待される。JDS 留学生の来日前研修や壮行会等に日本留学経験者を招待することで、こうした期待に応えられるとともに、JDS 留学生にとってもロールモデルとなる人物から様々な経験を聞く機会になると考えられる。

### 第3章 JDS 事業の妥当性の検証

#### 3-1. JDS 事業と開発課題及び国別援助方針との整合性

モルディブの開発計画や各セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS とモルディブの開発計画との整合性等について以下の通り分析した。

##### 3-1-1. モルディブの開発計画との整合性

モルディブは、1965 年に独立後、観光業を軸に経済発展を遂げ、現在は高中所得国に位置付けられるものの、小島嶼国として抱える脆弱性を克服し、様々な社会問題の解決を図り、持続的発展を遂げることが課題となっている。モルディブ政府は、2019 年に SAP を発表し、「ブルーエコノミー」、「国家による介護」、「尊厳のある家族」、「Jazeera Dhiriulhun<sup>50</sup>」、「グッドガバナンス」の 5 つを優先分野と各優先分野に基づく 33 のサブセクターを設定し、5 年間の到達目標を発表した。SAP で発表された優先分野とサブセクターにおけるモルディブ JDS の援助重点分野と関連は以下の通りである。

		JDSの援助重点分野																																		
		サブプログラム (SP)																コンポーネント (CP)																		
		1 脆弱性への対応																1 環境配慮・気候変動・防災																		
		2 持続的な経済成長																2 経済・産業政策																		
		3 平和と安定の確保																3 行政能力向上																		
		戦略行動計画 (SAP) 2019-2023																																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
		ブルーエコノミー						国家による介護				尊厳のある家族				Jazeera Dhiriulhun							グッドガバナンス													
		漁業と海洋資源	農業	観光	中小企業	労働、雇用と移民	経済の多様化	健康	教育	高等教育	社会的保護	麻薬の乱用防止と薬物リハビリ	家族	住宅	若者	コミュニティでの雇用	スポーツ	イスラム信仰	地方分権化	輸送ネットワーク	環境保護と保全	クリーンエネルギー	資源としての廃棄物	水と衛生	強靱なコミュニティ	ICT	芸術、文化と遺産	法の支配と司法改革	国家安全保障と公安	汚職の排除	責任ある国家	独立機関と公共サービス改革	ジェンダー	外交		
SP	CP																																			
1	1																																			
2	2	△	△	△	●	△	●																													
3	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

図 7 JDS 援助重点分野と SAP で発表された優先分野の対応

<sup>50</sup> 直訳で Jazeera Dhiriulhun は、「島での生活」を意味する。

## (1) 環境配慮・気候変動・防災

モルディブは大小 1,190 の環礁島から構成される小島嶼国であり、気候変動による海面上昇、自然災害に対し脆弱である。気候変動は、生活環境への直接的影響のみならず、主要産業である観光や漁業へも悪影響を及ぼすことが想定され、国家全体として多大な影響を受ける可能性がある。また、首都マレ島だけでなく広範に分布する地方島まで行き届いた防災対策は重要な課題である。

SAP では、「Jazeera Dhriulhun」の実現に向けた課題の中で「環境保護と保全」、「クリーンエネルギー」、「資源としての廃棄物」、「水と衛生」、「強靱なコミュニティ」を挙げている。モルディブ政府は、2020 年までに「Carbon Neutral Country」（国内における化石燃料の使用を削減し、温室効果ガス排出を抑制し、温室効果ガスの排出と吸収によるネット排出量をゼロにする）となる旨の宣言を行うとともに、同年までにモルディブ全島で生産する全電力のうち 60%を再生可能エネルギーでまかなうという目標を掲げる等、地球温暖化の問題に積極的に取り組む姿勢を打ち出している。こうしたモルディブ政府の取り組みと JDS の同援助重点分野との関連性は高い。

## (2) 経済・産業政策

モルディブ経済は観光を基盤としており GDP の約 25%を占める。これまで世界金融経済危機やユーロ安等により観光業の外貨収入が低下し、国際資本市場からの資金調達が困難になったことを受け、外貨準備が激減した結果、IMF からの支援を受けてきた。他方、過去数年間の橋梁、土地造成、住宅建設等大規模インフラ整備に伴う財政負担への舵取りが国家開発計画推進上、重大な政策 이슈となっている。2019 年 6 月の大阪 G20 で採択された「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」も踏まえつつ、モルディブ国の財政健全性の維持・促進に配慮していくことが肝要である。さらに、モルディブ経済は観光業に大きく依存しており、外的要因に大きく左右される脆弱な構造を有している。

SAP では、「ブルーエコノミー」の分野で「中小企業」、「経済の多様化」を課題として挙げており、JDS の同援助重点分野に合致するほか、「漁業と海洋資源」、「農業」、「観光」の産業振興や「労働、雇用と移民」の課題への関連性も高い。経済政策や産業政策の分野で産業の多角化を図り、ポテンシャルの高い産業及び中小企業の育成を支援する意義は大きい。

## (3) 行政能力向上

MPF でも現政権より「ガバナンスは全ての分野のバックボーン」であるとし、司法や公正な統治能力、地方ガバナンス強化等に取り組む旨のコミットメント表明があった。近隣国との関係性においては、小島嶼国であることを考慮し、司法及び治安維持能力の強化の必要性がある。また、地方自治を強化していく方針も打ち出されており、地方における行政の機能強化の重要性も高まっている。我が国の知見・技術をもって、その実効性向上や能力向上をサポートする意義は大きい。

SAP で発表された政策課題をみても、同分野は全ての優先分野、サブセクターに関連し、全体的な政策課題の解決に向けた鍵となるコンポーネントである。

### 3-1-2. 我が国の対モルディブ援助方針との整合性

2015年5月に策定された対モルディブ共和国国別援助方針では、「脆弱性への対応と持続可能な経済成長への支援」を援助の基本方針（大目標）とし、援助重点分野（中目標）として「地場産業の育成」、「環境・気候変動対策・防災」を設定している。本事業は以下の各開発課題への対応のために、それぞれの分野の中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国の協力方針と合致する。

JDSの重点分野と開発課題は、日本国政府の援助方針と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い。

日本国政府の対モルディブ国別開発協力方針

JDS事業の援助重点分野及び開発課題

重点分野(中目標)	開発課題(小目標)	JDS援助重点分野	JDS開発課題
脆弱性への対応	地場産業の育成	脆弱性への対応	環境配慮・気候変動・防災
持続可能な経済成長	環境・気候変動対策・防災	持続的な経済成長	経済・産業政策
		平和と安定の確保	行政能力向上

図 8 我が国政府の対モルディブ共和国援助方針と JDS の整合性

### 3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力の対象国は、世銀グループの国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国の基準（1人当たり1,175米ドル・2020年度）を参照して決定される。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定される。無償資金協力では、日本をはじめとするドナーの実施する技術協力や有利子融資事業とも広く連携をはかりながら、被援助国の自立に向けた国造りに貢献している。

モルディブは、1人当たりGNIが9,310米ドル（2018年）<sup>51</sup>であり、世界銀行の分類では高中所得国に分類され無利子融資適格国の基準を超えている。しかし、IDAは「人口150万人以下で地理的な脆弱であり、かつ十分な信用度と資金調達力をもたない小島嶼国」に対して、例外的に資金供与を受ける資格を持つことを可能としており、モルディブはこの例外国に該当する<sup>52</sup>。

<sup>51</sup> 世界銀行 <https://data.worldbank.org/country/maldives>

<sup>52</sup> 世界銀行 IDA 借入国 <https://ida-ja.worldbank.org/about/borrowing-countries>

モルディブは IDA による無利子融資適格国に例外的に位置付けられていることを踏まえ、JDS の無償資金協力による実施の妥当性について、外務省の通知文書<sup>53</sup>にある検討すべき観点を参照し、「案件の性質」「我が国の対外政策」「供与先となる途上国が置かれている状況」の3点から複合的に精査した。その中でも以下の点について、意義が高いと考えられる。

## (1) 我が国の対外政策に係る観点

モルディブは我が国と中東・アフリカを結ぶインド洋シーレーンの要衝に位置することから、我が国の「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、地政学的な重要性を有している。特に中国の動向について注視する必要がある。モルディブの前政権時代には、中国の「一帯一路」構想による中国からの多額の借款で、中国・モルディブ友好大橋や人工島での大規模な住宅団地が建設され、現在、過大な対中国債務が問題となっている。さらに、中国は、毎年 80 人規模の公務員を中国にて短期研修を実施しており人材育成にも積極的な動きがある。我が国はこうした中国の取り組みに対して、「量」ではなく、「質」を意識し、また中長期的効果を目指し、モルディブの将来を見据えた協力であることを現政権に対してアピールする必要がある。

JDS は、開発大学連携をはじめ、インターン研修や日本の省庁との行政官交流といった JDS ならではの機会提供を行っており、実施代理機関によるきめ細かな滞日支援も特徴である。さらに、JDS はモルディブの社会経済開発の政策立案・実施を担う若手行政官を対象としたものであり、JDS 帰国留学生は、モルディブの将来の知日派リーダーになることが期待されている。二国間関係の強化に向けた貴重なアセットになり得ることから、我が国の対外政策に係る観点から意義が高い。

## (2) 供与先となる途上国が置かれている状況に係る観点

### ① 経済的脆弱性

モルディブの 1 人当たり GNI は 9,310 米ドル（2018 年）に達し、高中所得国に位置付けられるが、GDP の約 25% は観光業であり単一産業に依存する経済構造が課題である。観光業は外貨に依存しているため、世界経済の状況により振れ幅が大きい産業でもある。モルディブ政府は、観光業に次ぐ主要産業として農業及び水産業等その他の地場産業の育成に取り組んでいるものの、十分に育っていない。こうした背景から、観光業を単一産業に依存するモルディブは経済的に脆弱である。JDS のコンポーネントの一つには、「経済・産業政策」を設定しており、こうした課題に資する人材を育成する JDS を実施する妥当性は高い。

<sup>53</sup> 外務省「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」2014年4月

## ② 環境的脆弱性

モルディブは、1,190の島々から構成される島嶼国であり、南北823kmに島々が広がっており、経済社会開発上の制約の一因となっている。また、国土の80%が海拔1.5メートルに位置しており、気候変動による海面上昇等自然災害に対する脆弱性を有している。JDSのコンポーネントの一つである「環境配慮・気候変動・防災」は、同国の環境的脆弱性の克服のための人材育成に貢献可能である。

これら脆弱性・課題解決のための計画策定、政策立案に貢献できる行政官の育成は急務であり、JDSによる協力の妥当性、事業の実施意義は高いと考えられる。

### 3-2. JDS 事業で期待される効果（JICA 他案件との連携の検討結果含む）

#### 3-2-1. JICA 他案件との関係性の整理、連携可能性の検討

2019年度に実施された基礎研究「JDS事業の効果検証」では、JDS新規対象国の検討時に公務員のキャリアシステムの状況を踏まえて、ターゲットの明確化の実現可能性が高いかを判断する基準となる項目を提案している。キルギスのような重要省庁のトップ層が横断的にJDS帰国留学生となるようなマス形成が理想としつつも、それが見込める国は限られるため、提案した判断基準を用いて、「特定機関・部門をターゲットにした集中戦略」または、「長期的なマス形成を視野に、昇進可能性の高い優秀候補者の継続的な受入れ」のどちらを目指すか判断すべきとしている。

モルディブにおいて、基礎研究で設定された判断基準に対する該当項目は、表27のとおりである。モルディブは、「長期的なマス形成を視野に、昇進可能性の高い優秀候補者の継続的な受入れ」を目指し、特定機関・部門を限定せず、全公務員及び全準公務員組織を対象とした。但し、モルディブの公務員数は規模が少ないことから、キルギスのように各行政機関の要人が出現する状況を短期的に実現する可能性を秘めた国でもある。また、対象を拡大したことにより、JICA他案件との連携の可能性も期待できる。詳細は以下のとおりである。

表 27 ターゲット明確化の実現可能性と公務員システムの状況の判断

JDSのターゲットの明確化が可能か	モルディブ
1. 国費留学（→大学・民間人材）と技術協力・研修事業（→セクター人材）との役割分担	○
2. 無償資金協力によるハード面のニーズが一巡し、人材育成ニーズが高まっているか	○
3. 留学生に入念な対応を行うことができる体制か（JICA事務所の存在等）	○
公務員キャリアシステムの状況	モルディブ
1. 特定キャリアトラックがあるか	△
2. 省庁間・地域間等の異動可能性が少ないか	△
3. 昇進しやすいか（修士号の必要性、ポスト公募制の採用、職員規模が小さい等）	◎
4. 民間への流出が少ないか（公務員の魅力が大きい）	△
5. 若手人材が継続的に供給されているか	○
6. 他の奨学金による留学機会が少ないか	◎

## (1) ターゲット明確化の要件

モルディブにおける JDS は、JICA の他案件との相乗効果を高める可能性を秘めた事業である。これまで我が国はモルディブ政府に対し、教育、防災、水産等、様々な分野において支援を実施しており、現在は、「水産セクターマスタープラン策定プロジェクト」、「地上デジタルテレビ放送網整備計画」、財政アドバイザー等の支援を行っている。他の JICA 案件との役割分担や連携の可能性について、以下のとおり整理した。

### ① 他の JICA 留学プログラムとの役割分担

すでに、JICA 長期研修の一部として、SDGs グローバルリーダープログラムが環境分野で実施されており、環境省から 2 名の留学生が上智大学に留学中である。同プログラムは、JDS のコンポーネントである「環境配慮・気候変動・防災」の分野と対象が重なっているため、2つのプログラムで応募者の取り合いや候補者が混乱する可能性があり、それを防ぐための工夫が必要である。本準備調査では、JICA モルディブ支所と協議を行い、JDS は環境政策を中心とし、SDGs グローバルリーダーは技術面を中心とした留学生の受け入れとすることで進めることとなった。これが実現すれば、JDS と他の JICA 留学プログラムとの役割分担は達成され、JDS は将来、国の政策を担う人材の育成に集中した事業実施が可能となる。また、モルディブでは国費留学で 1 名の枠がモルディブ全国民を対象に割当られており、JDS で民間人材を対象とすることは想定されていない。

今後、新たに長期研修員の招聘が検討される場合には、JDS との差別化を十分に配慮されることが望まれる。また、JICA 内に JICA 留学生 (JDS 留学生、長期研修員、円借款留学生) を統一的に把握できる部署が出来ることも理想的である。

### ② 他の JICA 案件との連携

我が国は、無償資金協力を通じて消防車両、消防艇や海水油濁処理機材の供与等、ハード面での防災支援を行っている。こうしたハード面のニーズが一巡したとはいえませんが、それを運用する人材の育成ニーズも高い。さらには、全公務員及び全準公務員組織を対象としたことで、副次的効果として、JICA が実施している「水産セクターマスタープラン策定プロジェクト」の主管官庁である水産海洋農業省から策定したマスタープランを担う人材育成や「地上デジタルテレビ放送網整備計画」の主管官庁である内務省から供与した機材を活用する人材育成といったカウンターパート機関へのソフト面の支援を JDS で活用することが可能となる。財務省の JICA 財政アドバイザーから同省で優秀な人材の応募勧奨を行っていただく等の協力も考えられる。

この他に、モルディブには JICA 支所が設置されており、留学生に入念な対応を行うことができる体制でもある。以上から、モルディブでは、他の JICA 案件との役割分担は可能であり、さらに、対象を拡大したことで、他の JICA 案件のカウンターパートのニーズも取り込むことのできる事業である。

## (2) 公務員キャリアシステムの要件

同要件に関しては、モルディブの公務員制度や他ドナー支援状況には、JDS の成果を効果的に実現できる側面と実現が困難な側面を有している。モルディブの公務員制度では、特定キャリアトラックは存在せず、転職や離職も多く、現事務次官の経歴をみても各機関を転々としていることは、明らかである。しかし、それは入省後に段階的に昇進していくものではなく、各ポストで課せられる要件を満たせば、誰でも上位の空席の役職に応募可能な仕組みでもあり、公務員数の規模も小さいため、能力があれば若くても昇進が可能な制度である。

また、行政官のみを対象とした他国ドナー奨学金が存在しないことも、JDS の短期的な成果実現に向けて好材料である。公務員キャリアシステムの要件をみても、モルディブはキルギスのように JDS の成果が見えやすい環境を有しているといえる。

### 3-2-2. JDS のプロジェクト目標達成に向けた各指標での対応策

人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、プロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、「当該開発課題に携わる人材の能力が向上する」こととしている。また、留学生が習得した知識や経験が帰国後、所属組織にて効果的に活用されることを通じて、「当該開発課題に関する関係行政機関の能力が向上する」ことを上位目標としている。これらを通して、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

JDS は、本調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府によりモルディブでの実施の是非が検討されるが、JDS 留学生を送る側であるモルディブ政府には修学中及び帰国後のサポートが、また受入大学には、当該国の開発課題の解決に資する研究・教育プログラムの提供がそれぞれ求められることから、プロジェクト目標の達成が両者によって促進されることが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての評価指標は、上記の視点に鑑み、以下の通り全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- 帰国留学生の修士号取得
- 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、①募集時における各サブプログラム及びコンポーネントとの整合性の高い行政機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、②学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上が期待される。

指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」については、留学生が帰国した際に、日本で取得した知識・能力を活用できるよう取り組むことが望ましい。モルディブ公務員制度では、公務員委員会が奨学金を得て留学する公務員へ復職の義務、また所属先に対して復職後の昇格ポストの確保を約束させることが可能である。また、公務員制度の適用外で公務員委員会の指揮命令系統外にある準公務員組織に対しても、奨学金の担当省庁である高等教育省が、復職の義務と昇格ポストの確保を条件として、JDS を各準公務員組織へ通知すれば、準公務員も同様の義務を負うことが可能となる。派遣前と同じポジションで復職する事により、留学で得た知識をより効果的に活かせるキャリアを積むことが出来ることから、公務員委員会及び高等教育省と連携しながら、これら義務を確実なものとしていくことが望まれる。

また、JDS の有効性を評価するためには、日本での留学経験が帰国後の専門キャリアにおいてどのように活用されていくか中長期的に追跡することが不可欠である。こうしたモニタリング等を通じて、留学成果の発現に必要なフォローアップ施策を実施し、JDS 帰国留学生のプロフェッショナル・スキルの向上とネットワーク形成を支援していくことが求められている。適切なフォローアップは、事業成果を明らかにするだけでなく、JDS 帰国留学生とのネットワークを維持継続し、また将来の知日派リーダーという貴重な人材の活用や連携の促進の面において日本側にも便益を生むことができる。

### 3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性

JDS 基礎研究では、成果・インパクトに影響する要素・要因として以下のとおり分析している。他ドナー奨学金事業との比較優位性を持つためには、プラス要因を維持・向上していくほか、マイナス要因を改善していくことが求められる。

表 28 JDS 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

項目	プラス要因	マイナス要因
募集・選定・来日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選考の透明性が高い</li> <li>・ 大学教員が現地面接を行い、適切な人材選定に寄与。</li> <li>・ 受入分野が開発ニーズに合致</li> <li>・ 相手国政府による応募勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務経験の要件を設定</li> <li>・ 対象機関・分野が限定</li> <li>・ 選考期間が長い</li> <li>・ 英語力向上の事前研修が少ない</li> <li>・ 日本文化や言語を学ぶ研修がない</li> <li>・ 留学中の規則が厳しい</li> </ul>
来日中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本で質の高い教育機会を提供</li> <li>・ 学生に対する生活支援が手厚い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の省庁の認識が低い</li> </ul>
帰国後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰国留学生と受入大学間のネットワーク構築</li> <li>・ 復職規定がある。日本政府が相手国政府へ帰国留学生の適切な配置を働きかけている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本政府や企業等が帰国留学生を活用するための仕組みが未整備</li> <li>・ 帰国後の日本からの情報入手や他国帰国留学生との情報交換手段がなく、「元 JDS 留学生」としてのアイデンティティが持ちにくい</li> </ul>

JDS の優位性として、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられている点が多い。候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供される等、上述の各項目で一貫した選考・指導・受入れ・フォローアップ体制が整えられていることが利点である。

さらに、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポートにより、我が国大学院修士課程過去 10 年(2008 年～2017 年)の成業平均率は 87.8%であるが、JDS では過去 20 年において 98.6%に上る。JDS 留学生が現役公務員であることを考えると、この高い成業率は比較優位として誇って良い点である。また、帰国後の復職サポートや同窓会活動の企画等があることも他ドナーの奨学金と JDS を比較した場合の比較優位点として挙げられる。

このほかにも、狭い国土に密集して暮らすモルディブ国民は、地域コミュニティを大事にする文化があり<sup>54</sup>、我が国の生活文化との類似性が高い可能性がある。さらに、モルディブでは、公務員を対象を限定した奨学金が存在せず、フル奨学金も少ないという状況の中で、公務員や準公務員に限定したフル奨学金である JDS は大きな利点である。

高等教育省からは、マイナス要因として、モルディブでは日本への留学は日本語のプログラムしか存在しないと認識されていると指摘があったものの、実施代理機関より募集説明会を通じて、英語のプログラムであることや公務員を対象としたフル奨学金であることを丁寧に説明していくことで、モルディブの開発に貢献する志を持った多くの公務員から応募があることを期待したい。

### 3-4. プロジェクト評価指標関連データ

#### 3-4-1. JDS 事業の成果・インパクトに係る指標

モルディブにおける JDS の事業成果・インパクトに係る指標案は下表の通りである。事業の実施を通じてこれらの定量的情報を蓄積し、成果・インパクトを評価していく。

---

<sup>54</sup> 2019 年 7 月 4 日 在モルディブ日本国大使館からのヒアリングに基づく。

表 29 モルディブ JDS のデータシート（案）

開始年		○年
年間受入上限人数		○名
受入実績	合計	○名
	性別	男性○名、女性○名（女性の割合○%）
	平均年齢	○歳（来日時）
帰国留学生	合計	○名
	学位取得者	○名
	不成業者数	○名
	学位取得率	○%
所属機関タイプ別	来日時	中央省庁○名（○%）、その他の中央行政組織○名（○%）、 地方行政組織○名（○%）
	帰国後	中央省庁○名（○%）、その他の中央行政組織○名（○%）、 地方行政組織○名（○%）、その他○名（○%）
管理職率 （課長以上）	来日時	○名（○%）
	帰国後	○名（○%）

また、定性的効果を測る項目としては、JDS におけるグッドプラクティスの定義として以下の項目に着目して情報収集を行う。

表 30 JDS の定性的効果項目（案）

<b>1. 当国の開発課題の解決への貢献</b>
昇進、組織内での影響力をつけ、政策立案に主要人物として携わる
修士課程の研究を特に活かす
JDS 同窓会の一員として、政策に関わる活動を実施
<b>2. 親日家として日本との関係強化への貢献</b>
JICA 事業のカウンターパートとして従事
日本との外交交渉への参加
日本の民間企業との連携、日本の大学との共同研究への参加
JDS 同窓会として、日本との関係強化に関わる活動を実施
<b>3. 上記以外のネットワークの活用</b>
JDS 留学生同士のネットワークを活用して業務を円滑に進めた
<b>4. その他の副次的な成果</b>
大学の国際化への貢献(主に滞日生)、地域の国際化への貢献(主に滞日生)
職場以外で、JDS の名前を使い、社会貢献活動や、日本に関わる活動など、JDS の価値を高める活動を企画・実施した
アカデミズムへの貢献(成績優秀、ジャーナルへの掲載、研究成果の普及等)

### 3-4-2. JDS 留学生の能力向上調査（JDS の事業効果の測定）

より多面的な評価を目指して、JDS 事業終了時の評価指標を設定する。JDS の事業効果の測定については、プロジェクト管理や進捗のほか、関係機関の主体性や帰国留学生の活躍状況等、幅広い基準を基にする取り組みが考えられるが、JDS の特徴でもある JDS 留学生モニタリングという留学生情報管理機能に着目し、同機能を主に活用して「JDS 留学生の能力向上の度合い（政策の立案及び実施に求められる能力）」と「大学カリキュラムの適切度」について評価するための指標を設定し、アンケート調査<sup>55</sup>を実施する。主な調査対象者は JDS 留学生本人である。

#### (1) 調査内容

「留学生の能力向上の度合い」については、「若手行政官の育成」が JDS の事業目的であることに鑑み、JDS を通じて、開発途上国において政策の立案及び実施に求められる能力の変遷を調査することを目的とする。具体的には「科学的な調査・分析能力」「論理的な思考能力」「問題解決能力」「リーダーシップ」といった技能・思考能力の向上や、「倫理性」「規律性」「責任感」「積極性」といった態度の変遷を測るための調査を行う。

また、大学カリキュラムと開発課題の合致度・妥当性については、調査開始前のカリキュラムの審査をもって確認されているため、実際に提示されたカリキュラムが実行されているか、また提供されるカリキュラムが実際の成果として開発課題に資するものであるかどうかを確認できるよう、調査項目を設定する。

#### (2) 調査方法

留学による能力向上度合いを図るため、留学生の修了時にてアンケート調査を実施する。帰国直前に大学・研究科毎に留学生を招集して実施する帰国前評価会の事前レポートに代わるアンケートを配布し、原則として全ての対象留学生より回答を得る。

また、帰国前評価会ではアンケートへの回答を基に、大学・研究科毎の教育の質に関する評価、支援体制の充実度、日本での留学生活、JDS の改善点等を留学生から直接具体的にヒアリングすることでグッドプラクティスや課題を集め、事業の改善の参考とする。

### 3-5. 課題・提言

本調査を通じて得られたモルディブ JDS の課題・提言は、以下の通りである。

<sup>55</sup> 「JDS 留学生能力にかかる定期調査アンケート」：国立大学法人東京工業大学の元理事・副学長、牟田博光氏監修

## (1) 実施体制について

今般の準備調査では、①JDS の事業目的、②運営委員会体制、③受入計画等の重要事項についてモルディブ側と合意に達することができた。運営委員会において共同議長となるモルディブ外務省のほか、モルディブ国民の奨学金事業全般を担当する高等教育省や公務員の人材育成を担う公務員委員会からも事業に関する十分な理解を得ることができたことは大きな成果である。高等教育省とは、募集説明会の開催等 JDS の周知に向けた協力を得ることを確認しており、公務員委員会とは JDS 留学生と所属先に対する一定年数の復職義務を課し、JDS 帰国留学生がしっかりと所属先にて日本で学んだ知見を活かせる仕組みを作ることで意見が一致した。今後事業の質の向上を図っていく上での組織体制が整備されたと考える。

## (2) 募集活動に係る留意点

### ① 我が国の「自由で開かれたインド太平洋」構想を踏まえた募集戦略

モルディブは、我が国と中東・アフリカを結ぶインド洋シーレーンの要衝の位置にあり、我が国の「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現に向けた地政学的な重要な位置を占めている。中国も「一帯一路」構想の下、モルディブへ多額の投資と援助を行い、中国・モルディブ友好大橋や人工島の住宅建設等のインフラ整備が進められているが、過大な債務の返済が懸念されている。こうした中、2019 年に開催された「モルディブ・パートナーシップ・フォーラム」では、藺浦健太郎内閣総理大臣補佐官（当時）がスピーチを行い、モルディブが推し進める優先政策課題へ寄り添うかたちでの「自由で開かれたインド太平洋」構想に基づく協力を表明している。JDS は、この構想の一事業であることを意識したうえで、「相手国と現地の人々の自主性を尊重し、共に成長・発展するという精神」の下、量ではなく質の高さといった日本の強みや他国の支援との差別化を図りながら JDS の広報活動を進めていくことは重要である。

### ② 地方公務員に対する募集戦略

モルディブでは公務員数に限りがあることを念頭に、幅広い人材層を対象とすることが望まれる。日本側及びモルディブ側双方の運営委員から JDS における地方公務員育成の重要性、またモルディブ政府が発表した「戦略的行動計画 2019-2023」で地方分権化がテーマになっていることを考えると、地方における募集活動を重要視し、地方から如何に優秀な人材を獲得できるかがポイントとなる。さらに、モルディブにおいて、他ドナー奨学金の事務所は、スリランカにある事務所が兼務していることが多い。200 を超える国民が居住する地方の島々にまで、他ドナー奨学金事業では募集活動が行き届いていないと考えると、JDS で地方への募集活動を行うことで、これまで情報が不足しており、応募ができなかった優秀な潜在的候補者を獲得することに効果的であると考えられる。

### ③ 我が国の特徴を活かした募集戦略

JDS の目標を達成するには、優秀な留学生の獲得が前提条件となる。そのため、募集活動において、主要対象機関からより多くの優秀な応募者を集めることが重要である。しかし、高等教育のモビリティが高い現代は、ドナー間の留学生の獲得は競争が激しい。

現在の状況を鑑みれば、日本の大学が Times Higher Education (THE) や Quacquarelli Symonds (QS) といった世界的な大学ランキングにおいて上位にランクされていないように、国際的な競争力や知名度は低い状況にある。また、学問領域においても、一般的に日本の大学は工学系に強みがあると思われている一方で、JDS が主に対象としている社会科学系には強みがあるとは必ずしも思われてはいない。そのため、日本への留学に目を向けてもらうためには、大学の魅力を紹介することに加え、また違ったアプローチも必要である。

まずは対象機関となる各省の JDS 担当者と人間関係を構築し、協力を得ることで、省内での情報普及に一定の効果が見込める。応募者の多くは各省の JDS 担当部局より情報を得ることが多い。JDS 担当者から候補者層に情報が行き渡るようにするには、担当者と良好な関係を構築し、協力を得ることが最も重要である。主要政府機関に足繁く通い、JDS 事業の認知度を高めることから始める等地道な営業活動を行うことが肝要である。

また、各省の担当者には、JDS の利点をアピールする必要がある。JDS は行政官を対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムであるため、モルディブの中長期的な発展に資するプログラムであること、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていること、既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国に即したカリキュラムが提供される等の付加価値に加え、一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、また、滞り期間中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポートがあること、さらには行政官とのネットワーキングイベント、外務省や JICA での個別インターンシップ等が実施されていることを積極的にアピールしたい。

加えて、現在、JICA が推進している「開発大学院連携 (JICA-DSP)」において、留学生自身の専門分野の研究だけでなく、日本の開発経験が学べる点も大きなアピール材料になる。モルディブでは国会議員や高級公務員が日本留学経験者であることも広く周知し、日本留学のブランド力を高めることも有効と思われる。

### ④ 新型コロナウイルスの影響について

本年 2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大について、現時点では、来年の留学生来日に影響するかは不透明である。新型コロナウイルスに関する状況が、2020 年度の応募者数に影響するかどうか現時点では予測ができないが、当件に関して情報収集し、留意する必要がある。

### (3) 選考活動に係る留意点

#### ① モルディブの状況を踏まえた選考

運営委員の高等教育省や公務員委員会から JDS の募集選考に関して、いくつかの助言があった。ひとつは、公務員の数学能力に関して日本の大学院で求められるレベルに達しているかという懸念である。こうした懸念に対して、公務員委員会が JDS で実施している数学テストの過去問題を確認したところ、大学入学レベルの数学力を持っていれば、心配ないだろうとの見解が示されたが、JDS の選考で数学テスト実施前にプレテストや数学研修を実施すると、候補者の理解がより進むのではないかと提案があった。このことから、本体事業初年度の候補者の数学結果の状況によっては、選考期間中に数学テストの前に事前研修の実施を念頭に置くことも必要である。

さらには、募集選考期間の短縮について提案があった。オーストラリアや米国等の他ドナー奨学金の募集選考期間は JDS よりも短く、これら奨学金に応募した候補者が、JDS 以外で合格が決まってしまうと、JDS の選考を途中で辞退する可能性が高いとの指摘があった。こうした事態を防ぐために、モルディブは JDS を実施する他の国と異なり、受入人数が少ないことから、他国と比して関係者間の調整が行い易いことをメリットとして捉え、募集選考の短縮を可能な限り進める検討も必要である。

こうしたモルディブの状況を踏まえたうえで、モルディブ独自の選考実施を検討していくことは、質の高い候補者を確保することにつながると考える。

#### ② 帰国後の成果を見据えた選考

本準備調査を通じて、モルディブ公務員におけるキャリアパスは、入省後に段階的に昇進していくものではなく、各ポストで課せられる要件を満たせば、公務員だけでなく民間企業出身者も上位の空席の役職に応募可能な仕組みであることを確認できた。そのため、転職や離職も多く、ドナー奨学金による海外留学経験者の中には、研究内容と関わりのない職種へ転職した例もある。一方で、こうしたキャリアパスは、年功序列にとらわれず能力があれば、より高いポストへ任用されることから、優秀な人材が JDS で留学すれば、短期間で行政機関の要人が出現する可能性も秘めている。それを実現するためには、上述した公務員委員会による一定期間の復職義務を課すことに加えて、JDS の最終選考である運営委員による総合面接において、候補者に日本留学を通じたモルディブの開発課題への貢献の意志を十分に確かめることが鍵となる。このことから、本体事業では、運営委員の各面接官へ総合面接の重点とする評価基準を入念に説明し、その目的に沿った面接が実際されるよう理解を得る必要がある。

#### (4) オールジャパン体制での実施

JDS を ODA 事業として実施する以上、個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、「開発のための投入」という観点から、他の ODA 事業との一層の連携が重要である。これまで我が国はモルディブ政府に対し、教育、防災、水産等、様々な分野において支援を実施しており、現在は、水産セクターマスタープラン策定プロジェクト、地上デジタルテレビ放送網整備計画、財政アドバイザー等の支援を行っている。このような事業におけるカウンターパート機関へのソフト面での支援として JDS を活用できる可能性もある。

また、JICA モルディブ支所が実施する SDGs グローバルリーダーコースや在モルディブ日本国大使館が実施する文部科学省の国費外国人留学生制度といった我が国の奨学金事業の担当者間で、質の高い候補者獲得に向けた意見交換を行ったり、JDS の募集説明会等の募集過程で、その他奨学金の案内を行ったりと効果的な応募者選定に向けたノウハウの共有は可能と思われる。

さらに、本準備調査を通じて、モルディブ政府からは、長期留学の JDS に加えて、短期研修の実施に関する要望があった。こうした短期研修の参加者が、日本での生活、文化そして研修の質を高く評価し、JDS を応募する道筋も考えられる。過去に JICA の課題別研修や国別研修へ参加した若手行政官のリストを活用し、潜在的候補者の獲得につなげることも一案である。

モルディブにおける JICA 人材育成事業

	スキーム	人数/年
長期研修	JDS	6 人
	SDGs グローバルリーダー	1~2 人
短期研修	課題別研修等	20~30 人

社会経済開発の推進に資する若手行政官等の能力強化のためには、JDS のみではなく、他のプログラムとの連携、補完を行い、オールジャパン体制で事業を実施していくことで、我が国の他プロジェクトの相乗効果を高めることが可能と考える。実施代理機関の役割として、モルディブにおける JICA 人材育成事業を中心とした、その他 ODA 事業との連携を意識していくことは重要である。

#### (5) 付加価値プログラムの必要性

現地調査で訪問した省庁からは、2 年間の本邦滞在中に、官庁や企業でのインターンシップ等により日本人の仕事の取組みを学ぶ機会を作ってほしいと提案が出された。留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係構築、また他奨学金との差別化の観点から、このような付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。その際、特別プログラムの経費の活用についても、受入大学側に依頼するだけではなく、より JICA の意図に沿って使用できる仕組みの検討が必要である。

## (6) 日本語習得の必要性

日本人とのコミュニケーションを通じて心や精神性の深いところまで理解し、将来日本とモルディブの懸け橋となる関係性を築くことができる人材を育成していくためには、日本語の習得が不可欠である。英語で学位を取得する JDS 留学生は、2 年間日本に滞在しても日本人や日本文化への理解を深める機会が限られている。専門の学術分野の知識習得のみを目的とするプロジェクトであれば、それでも問題ないが、将来二国間の友好関係に寄与する人材を育てることも目的とするのであれば、事業の活動のひとつに日本文化理解を促進するプログラムが必要である。言語は文化理解の基礎であり、日本人とコミュニケーションを図る必須のツールである。さらに日本語学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。そのため、日本の官庁や企業等でのインターンシップや一般の日本人と触れあうことのできるホームステイ・プログラムも有効である。

2019 年度に実施された「JDS 基礎研究」では、2009 年度の奨学金額の段階的な減額の他、2010 年度から事前日本語研修を取り止めたことが JDS 留学生の満足度を下げる複合的な要因になったと指摘している。さらには、帰国後に日本との繋がりを維持している帰国留学生に共通する特徴として、一定レベルの日本語会話が可能であることから、「二国間関係強化への貢献」に資するために日本語習得が有効であることが確認されている。このことから、3 カ月程度の来日前日本語研修の復活が望まれる。

## (7) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用と実施代理機関の役割

### ① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取り組むべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国とモルディブのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、滞日中から我が国へのロイヤリティを高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めたロイヤリティを維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が期待できる。

現在、JDS 対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を行い、帰国留学生の組織化を図っている例もある。しかしながら、一定期間我が国との関係性が途切れた帰国留学生のロイヤリティを再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。

従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として一体的に検討されるべきである。

## ② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うには、滞日中に高めたロイヤリティを維持・向上するための施策を実施するため、現地で先行して活動を行うオーストラリア政府奨学金のノウハウを吸収し、現在休止中ではあるが JICA 研修員同窓会とも連携を図りながら、日本側が支援し、フォローアップ・コンテンツを充実させることが期待される。特に活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての役割が求められる。

在モルディブ日本国大使館や JICA モルディブ支所からは、JDS 事業の開始を契機として日本留学経験者へのフォローアップ活動について期待が寄せられた。このことから、モルディブで JDS プロジェクト事務所を設立する実施代理機関による、JDS 帰国留学生だけでなく、日本留学経験者全員を束ねてフォローアップ活動を行うことを提案したい。日本留学経験者は、日本理解の促進、そして両国の友好的な関係構築に大変有用な存在である。モルディブでの日本留学経験者の数は限られており、とりまとめていくことも決して難しくはないことから、この「外交的なアセット」を有効に活用する。

具体的には、JDS の募集説明会にて、日本留学経験者から留学体験談を説明してもらう等様々な活用法が期待できることから、JDS を通じた日本留学経験者とのネットワーク構築を進めることを検討する。

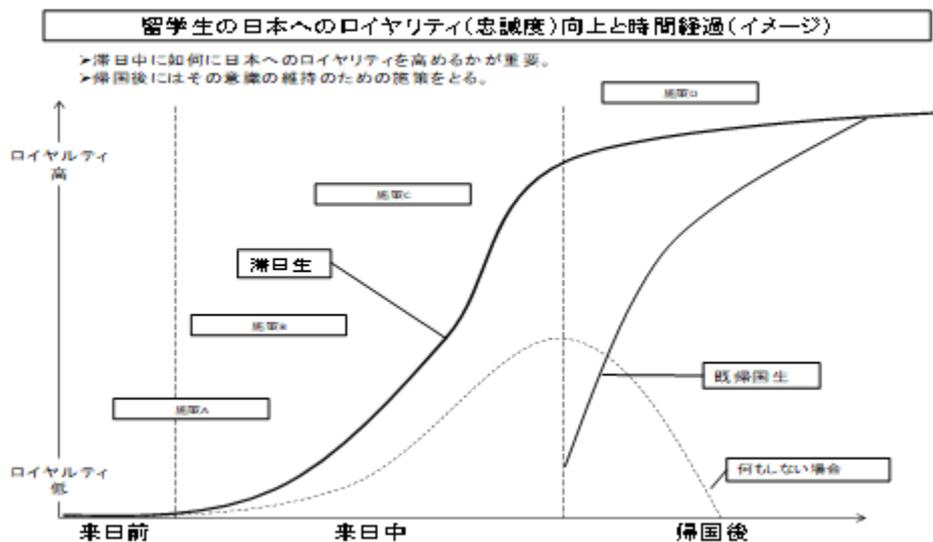


図 9 留学生の日本へのロイヤリティと時間経過イメージ

### ③ フォローアップのための行政官ネットワーク構築

日本へのロイヤリティ向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国とモルディブの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、我が国省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

こうした施策によって形成されたネットワークは、帰国後の業務においても実用的なものであり、維持することにインセンティブが働くため、継続的な関係構築が期待できる。

### ④ 実施代理機関に求められる役割

#### (a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果につながる事が期待される。

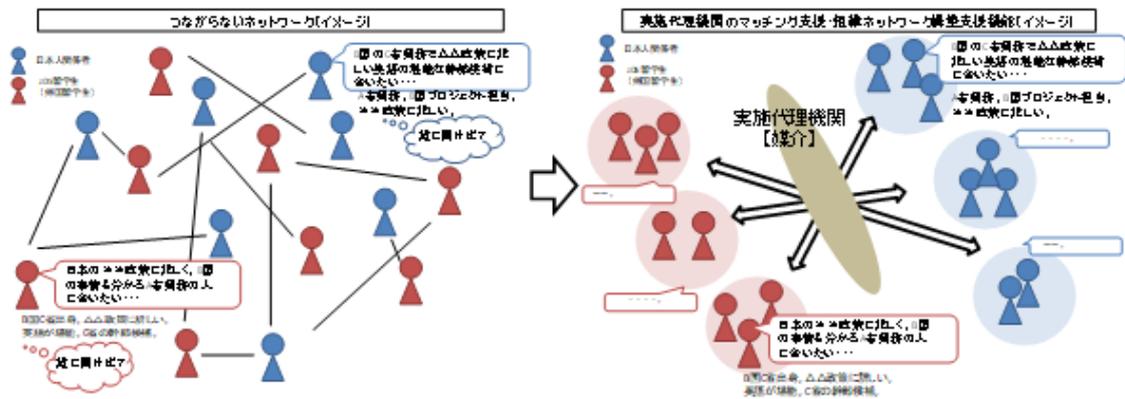


図 10 実施代理機関が担う媒介者としての機能

(b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的なコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

また、一般的に、留学生のフォローアップで問題となるのは帰国後の所在情報であるが、JDS においては、実施代理機関と JDS 留学生との信頼関係基盤があることにより、JDS 留学生が帰国後にも所属先や活躍ぶりを具体的に把握できる関係性と体制とが既に整えられている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後の JDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

(c) 我が国の各府省とのネットワーク基盤

他方、我が国の省庁関係者に対する JDS の事業広報活動も重要である。JICE が独自に行ったアンケート調査によると、我が国省庁関係者の JDS への認知度は極めて低い状況にある。しかしながら、我が国の省庁関係者にとって JDS 留学生とのネットワークの重要性は高い。例えばインフラ輸出の観点からは、人材育成はインフラ輸出のあらゆる取り組みの土台を形成するものとされ、その多面的意義が経協インフラ戦略会議でも指摘されている。

各省庁がモルディブで展開する事業に関係する省庁出身者が日本にいる事、帰国留学生が実際に各国で昇進を果たし、外交・経済面でも重要な役割を担っている事、実施代理機関の存在によって適切なネットワークを容易に選択できる利便性を知らしめ、JDS を活用するという機運を高めることが肝要である。

従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各府省とのネットワークと情報発信力を持つことが期待される。

以上のような取り組みをもって、JDS が相手国の開発と我が国の経済成長を同時に達成する人材育成事業となり、我が国とモルディブが Win-Win の関係を構築する事が可能になる。

### 3-6. 結論

モルディブが有する地政学上の重要性に鑑みれば、我が国との外交面での友好関係は極めて重要である。同国の官僚の多くが我が国の政策の良き理解者であることが「自由で開かれたインド太平洋」構想を実現することに不可欠であり、JDS はその目的の達成に貢献できる事業である。中国の「一带一路」構想において、中国は、中国・モルディブ友好大橋や人工島での住宅団地の建設等、大規模な投資を行っている。さらに、公務員を対象とした短期研修にも積極的である。我が国はこうした中国の取り組みに対して、「量」ではなく、「質」を意識し、また中長期的効果を目指し、モルディブの将来を見据えた協力が必要である。JDS は、開発大学連携をはじめ、インターン研修や日本の省庁との行政官交流といった JDS ならではの機会提供を行っており、実施代理機関によるきめ細かな滞日支援も特徴であり、モルディブの社会経済開発の政策立案・実施を担う将来のリーダーとなる若手行政官を対象に、日本理解の促進、そして両国の友好的な関係構築を促進する大変有用な事業である。

JDS の成功モデルのひとつとしてキルギスが挙げられるが、同国では 2006 年に事業が開始され、2016 年に JDS 帰国留学生から大臣が誕生している。モルディブの国としての規模や他の奨学金プログラムがそれ程多く入り込んでいない状況は、キルギスとの類似点が多く、モルディブにおいても JDS 留学生が帰国して 10 年程度で行政機関の要人が出現する可能性がある。また、年功序列にとらわれず能力があれば、より高いポストへ任用されることが可能なモルディブの公務員制度は、その可能性をさらに後押ししている。

加えて、JDS は JICA の他プロジェクトの相乗効果を高める可能性を秘めた事業である。モルディブの規模からは、ミャンマーやベトナムといった人口や公務員数の多い国と比べ、対象省庁を絞り過ぎると潜在候補者数が不足し、優秀な留学生を十分に確保できない懸念があったため、本準備調査では全公務員や全準公務員組織を対象とすることで合意を得た。しかしながら、規模が小さい国だからこそ、モルディブ公務員全体において、JDS の「クリティカル・マス」が達成されれば、至る所で JDS 帰国留学生の影響力が期待できるはずである。また、対象機関を拡大したために、JICA の他案件のカウンターパート機関の多くが JDS の対象機関として含まれるため、JDS が JICA 他案件を補完する役割を果たすことが可能となる。

さらに、在モルディブ日本国大使館や JICA モルディブ支所からは、JDS の開始を契機として日本留学経験者へのフォローアップ活動について期待が寄せられている。モルディブでの日本留学経験者の数は限られており、とりまとめていくことも決して難しくはないため、JDS を通じて、JDS 帰国留学生だけでなく、日本留学経験者全員を束ねてフォローアップ活動を行い、日本留学経験者の日本理解の促進、そして両国の友好的な関係構築を行っていくことが求められる。

こうしたことから、モルディブにおける JDS は JICA の他案件との連携による「横のつながり」と、日本留学経験者の同窓会の「縦のつながり」を促進させることが可能な事業であり、「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現に向けた我が国の「外交的なアセット」を最大限に有効的に活用できる中長期的な実施が必須の事業であると考えられる。

以上

## 付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業協力準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数

## 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）

氏名	役割	所属・役職
小林 美弥子	団長	独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部 実施監理第二課 課長
松原 真穂	協力計画	独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部 実施監理第二課 副調査役

## &lt;コンサルタント&gt;

塩野谷 剛	業務主任／人材育成計画	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 部長
山崎 淳一	留学計画（1）	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課
大口 修平	留学計画（2）	株式会社国際開発センター（IDCJ）
田中 彩菜	基礎情報収集	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課

## 2019年度 JDS準備調査フロー図(モルディブ)



## 人材育成奨学計画(JDS)協力準備調査(モルディブ)

## 面会者リスト

## 1. ミニッツ協議

日時	面会者	備考
2019年10月2日(水) 11:00-12:00	■ JICA モルディブ支所 - 河崎充良 支所長	モルディブの 人材ニーズ について
2019年10月2日(水) 13:00-14:10	■ 公務員委員会 - Mr. Aly Shameem (Alysh), PhD., President - Ms. Aishath Hameeda, Senior Administrative Executive - Ms. Fathimath AMIRA, Commissioner	
2019年10月2日(水) 14:15-15:00	■ 在モルディブ日本国大使館 - 湯澤直子 二等書記官	
2019年10月7日(月) 13:00-14:00	■ 高等教育省 - Ms. Fathimath Hilmy, Permanent Secretary - Dr. Abdul Raheem Hasn, Director General of HR - Ms. Aishath Uraiba Asit, Assistant Director	
2019年10月9日(水) 13:00-14:10	■ 公務員委員会 - Ms. Khadheeja Jameela, Director General- Human Capital Development Division - Naha Hussain, Senior Human Capital Management Executive - Ms. Fathimath Habeeba, Director of Civil Service Training Institute - Aishath Hameeda, Senior Administrative Executive	
2019年10月14日(月) 11:30-12:30	■ 外務省 - Dr. Ali Naseer Mohamed, Secretary Multinational - Ms. Maryan Seena, Joint Secretary, Japan Desk - Ms. Aishath Jumana, Senior Japan Desk Officer	
2019年10月16日(水) 13:00-14:00	■ JICA モルディブ支所 - 河崎充良 支所長	運営委員会 メンバーとの 協議
2019年10月16日(水) 16:00-17:00	■ 在モルディブ日本国大使館 - 柳井啓子特命全権大使 - 湯澤直子二等書記官	
2019年10月17日(木) 11:00-12:00	■ 公務員委員会 - Mr. Aly Shameem (Alysh), PhD., President - Mr. Zakariyya Hussain, Commission Member - Ms. Khadheeja Jameela, Director General- Human Capital Development Division - Ms. Fathimath Habeeba, Director of Civil Service Training Institute - Aishath Hameeda, Senior Administrative Executive	
2019年10月17日(木) 12:00-13:00	■ 外務省 - Dr. Ali Naseer Mohamed, Secretary, Multinational - Ms. Maryan Seena, Joint Secretary, Japan Desk - Mr. Ismail Mufeed	
2019年10月17日(木) 13:40-14:10	■ 高等教育省 - Ms. Khadeeja Adam, Minister of State - Ms. Aishath Uraiba Asit, Assistant Director	

2019年10月20日(日) 10:30-11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高等教育省</li> <li>- Ms. Khadeeja Adam, Minister of State</li> <li>- Ms. Aishath Shafina, Deputy Minister</li> <li>- Ms. Aishath Uraiba Asit, Assistant Director</li> </ul>	
2019年10月20日(日) 12:00-12:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外務省</li> <li>- Dr. Ali Naseer Mohamed, Secretary, Multinational</li> <li>- Ms. Maryan Seena, Joint Secretary, Japan Desk</li> <li>- Mr. Ismail Mufeed</li> </ul>	ミニッツ署名
2019年10月20日(日) 15:00-16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在モルディブ日本国大使館</li> <li>- 湯澤直子二等書記官</li> </ul>	協議報告
2019年10月20日(日) 16:00-17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA モルディブ支所</li> <li>- 河崎充良 支所長</li> </ul>	
2020年2月17日(月) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA モルディブ支所</li> <li>- 河崎充良 支所長</li> </ul>	運営委員会 メンバーとの 協議
2020年2月17日(月) 15:00-16:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在モルディブ日本国大使館</li> <li>- 柳井啓子特命全権大使</li> <li>- 金子耕司参事官(次席)</li> </ul>	
2020年2月18日(火) 14:00-15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外務省</li> <li>- Mariyam Seena, Joint Secretary</li> <li>- Mariyam Bassama Farooq, Assistant Director</li> </ul>	
2020年2月19日(水) 11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高等教育省</li> <li>- Khadeeja Adam, State Minister</li> <li>- Aishath Shafina, Deputy Minister</li> <li>- Ibrahim Naseem, Scholarships, Training and Facilitation Director</li> <li>- Fathimath Ibrahim, Planning Director</li> <li>- Aminath Azba Adil, International Relations Officer</li> </ul>	
2020年2月19日(水) 13:00-14:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公務員委員会</li> <li>- Aly Shameem (alysh), PhD., President/Chairman</li> <li>- Fathimath AMIRA, Commissioner</li> <li>- Aishath Hameeda, Senior Administrative Executive</li> </ul>	
2020年2月20日(木) 11:00-11:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA モルディブ支所</li> <li>- 河崎充良支所長</li> </ul>	
2020年2月20日(木) 13:00-13:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外務省</li> <li>- H.E. Ahmed Khaleel, Minister of State</li> <li>- Mariyam Seena, Joint Secretary,</li> <li>- Mariyam Bassama Farooq, Assistant Director</li> </ul>	

2. 想定される対象機関、関係者等への訪問

日時	面会者	備考
2019年10月3日(木) 13:00-14:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育省</li> <li>- Ms. Sharma Naseer, Deputy Minister</li> <li>- Mr. Ahmed Ali, Permanent Secretary</li> <li>- Mr. Naseed, Director General of Human Resource</li> </ul>	モルディブの人材ニーズについて
2019年10月6日(日) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 漁業・海洋資源・農業省</li> <li>- Mr. Shafia Aminath (PhD), Permanent Secretary</li> <li>- Mr. M. Shiham Adam (PhD), Director General of Fisheries</li> <li>- Mr. Ibrahim Shabau, Director General of Agriculture</li> <li>- Mr. Ali Amir, Director</li> </ul>	
2019年10月6日(日) 11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 司法長官オフィス</li> <li>- Mr Ahmed Shiyau, Permanent Secretary</li> </ul>	
2019年10月6日(日) 13:00-14:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内務省</li> <li>- Mr. Ibrahim Hameed, Permanent Secretary</li> <li>- Mr. Fathimath Leena, Director General of HR</li> <li>- Mr. Atheega Moosa, Learning and Development</li> <li>- Mr. Aishath Zohir, Policy planning section</li> </ul>	
2019年10月7日(月) 13:00-14:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アドゥー都市議会</li> <li>- Mr. Abdulla Sodiq, Addu City Mayor</li> </ul>	
2019年10月7日(月) 10:00-10:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家災害管理庁</li> <li>- Mr. Umae Fikry, Deputy Chief Executive</li> <li>- Ms. Sofeena Hassan, Director General for HR</li> </ul>	
2019年10月8日(火) 11:00-11:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 反汚職委員会</li> <li>- Mr. Majid Hassan, Head of Investigation</li> <li>- Ms. Hawwa Sana, Head of Human Resource</li> </ul>	
2019年10月9日(水) 11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 芸術・文化・遺産省</li> <li>- Director General of HR</li> </ul>	
2019年10月9日(水) 09:00-09:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 司法委員会</li> <li>- Ms. Izmeera Shiham, Secretary General</li> <li>- Ms. Moomina Umar, Director Corporate Affairs</li> </ul>	
2019年10月9日(水) 11:10-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ イスラム省</li> <li>- Mr. Abdul Haseeb Ismail, Director in Finance</li> <li>- Mr. Hohamed Shareef, Assistant Director in HRD</li> <li>- Ms. Athiyya Hassan, Assistant HR officer</li> </ul>	
2019年10月10日(木) 13:00-14:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境省</li> <li>- Mr. Ajwad Musthafa, Permanent Secretary</li> <li>- Mr. Ibrahim Mohamed, Deputy Director General, Environmental Protection Agency</li> <li>- Mr. Abdul Muhsin Ramiz, Director, Meteorology, Maldives Meteorological Service</li> <li>- Mr. Ahmed Rasheed, Director, Meteorology, Maldives Meteorological Service</li> <li>- Mr. Muawiyah Shareef, Director, Maldives Energy Authority</li> <li>- Mr. Iham Atho Mahamed, Director</li> <li>- Ms. Fzeela A Shaheem, Associate Legal Counsel</li> <li>- Ms. Athifa Ahmed, Deputy Director</li> <li>- Ms. Mariyam Aliyya, Assistant HR Officer</li> </ul>	

2019年10月10日(木) 11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅都市開発省</li> <li>- Mr. Ahmed Nasheed, State Minister</li> <li>- Mr. Mohamed Khalis, Deputy Minister</li> <li>- Mr. Zuhurulah Siyaad, Deputy Minister</li> <li>- Mr. Moosa Zameer Hassan, Permanent Secretary</li> <li>- Ms. Zidna Uarahiw, HRD Director</li> </ul>	
2019年10月10日(木) 9:00-9:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 青年スポーツコミュニティ省</li> <li>- Mr. Mamdhoo Rasheed, Director of HRD</li> <li>- Ms. Futhimath Ahmed, Assistant Director of HRD</li> </ul>	
2019年10月10日(水) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 選挙委員会</li> <li>- Mr. Abdul Rahman Salah Rasheed, Secretary-General</li> <li>- Mr. Hssan Zakariyya, HR Director</li> <li>- Ms. Saushan, Officer</li> </ul>	
2019年10月10日(水) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ モルディブ放送局委員会</li> <li>- Mr. Mohamed Nasih, Secretary General</li> <li>- Mr. Ahmed Rashid, Director, Administration and Human Resources</li> <li>- Ms. Aishath Shaaheen, Director, Planning and Projects</li> </ul>	
2019年10月13日(日) 11:00-11:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ジェンダー・家族・社会福祉省</li> <li>- Mr. Ahmed, Director General of HR</li> </ul>	
2019年10月13日(日) 10:00-10:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光省</li> <li>- Ms. Aishath Susan Haneef, Permanent Secretary</li> </ul>	
2019年10月13日(日) 10:00-10:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 通信科学技術省</li> <li>- Mr. Mohamed Maleeh Jamal, Minister</li> <li>- Mr. Mohame Shareef, Permanent Secretary</li> </ul>	
2019年10月13日(日) 13:00-14:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 財務省</li> <li>- Ms. Mariyam Manarath Muneer, Senior Policy Director</li> <li>- Ms. Haseena Mohamed, HR Executive</li> <li>- Ms. Aishath Fazla, Director</li> <li>- Ms. Hawwa Ayaza, HR Officer</li> </ul>	
2019年10月14日(月) 11:00-12:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方自治庁</li> <li>- Mr. Mohamed Naseer, Corporate Director</li> <li>- Ms. Fathimath Adam, Assistant Director for HR</li> </ul>	
2019年10月14日(月) 15:00-16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融庁</li> <li>- Ms. Lubna Abdul Gadir Executive Director, HR Division</li> </ul>	
2019年10月15日(火) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ モルディブ国立大学</li> <li>- Ms. Asiya Ibrahim, Director General</li> <li>- Mr. Saudhula Ali, Registrar</li> </ul>	
2019年10月15日(火) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家計画インフラ省</li> <li>- Ms. Zeeniya Ahmed Hameed, Permanent Secretary</li> <li>- Mr. Ahmed Tholhath, DG of Construction Industry Development</li> <li>- Mr. Mohamed IMAD, Chief Project Executive of National Planning</li> <li>- Mr. Mohamed Shafe, DG of Geomativs - MLSA</li> <li>- Mr. Mohamed Afeef Hussain, DG of PWSD</li> <li>- Mr. Thaluwweeta Ibrahim, DDG of Corporate Affairs Division, NBS</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Mr. Fareeda Yoosuf, Director of Department of National Registration</li> <li>- Mr. Hassan Saamee, Assistant Engineer, Infrastructure Department</li> <li>- Mr. Shaufa Mohamed, Assistant Director</li> <li>- Mr. Sajidha Zahir, Legal Officer</li> <li>- Mr. Ahmeel Munnern, Director of ICT</li> <li>- Ms. Aminath Maleeha Ibrahim, Assistant Architect</li> <li>- Ms. Mshath Shamld, Director of HR section</li> <li>- Ms. Fathimath Hangn, Assistant Director of HR and Admin Section, MLSA</li> </ul>	
2019年10月15日(火) 12:10-12:55	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済開発省</li> <li>- Mr. Yusuf Riza, Permanent Secretary</li> </ul>	
2019年10月15日(火) 13:10-13:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健省</li> <li>- Ms. Khadheeja Abdul Samad Abdulla, Permanent Secretary</li> <li>- Ms. Aishath Risamy, Assistant Director, Policy Planning and International Health</li> <li>- Ms. Fathmath Afa Adnan, Senior Public Health Program Officer</li> <li>- Ms. Fathimath Sahuza, Senior Project Officer</li> <li>- Ms. Aminath Nashia, Assistant Director, HR</li> </ul>	
2020年2月18日(火) 10:00-10:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 財務省</li> <li>- Mr. Ahmed Iman Moosa, Deputy Minister</li> <li>- Ms. Aishath Fazla, Director, Acting Head of Corporate Affairs Department</li> <li>- Ms. Haseena Mohamed, Human Resource Executive</li> </ul>	
2020年2月20日(木) 10:00-10:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大統領府</li> <li>- Sabra Norrdeen, Secretary, Foreign Relations, Foreign Relations Section</li> </ul>	

### 3. その他機関等への訪問

日時	面会者	備考
2019年10月6日(日) 16:10-17:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Greater Male' Industrial Zone Ltd</li> <li>- Mr. Saleem, Director of HR</li> </ul>	国有企業の人材ニーズについて
2019年10月7日(月) 15:00-15:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ FAHI DHIRIULHUN CORPORATION</li> <li>- Ms. Niha, Marketing Manager</li> <li>- Mr. Irfan Waheed, Assistant Manager, Technical and Planning</li> <li>- Ms. Lifan, Assistant Manager, Planning</li> </ul>	
2019年10月8日(火) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Housing Development Finance Corporation</li> <li>- Raheema Saleem, Managing Director</li> </ul>	
2019年10月8日(火) 09:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SME Development Finance Corporation</li> <li>- Ms. Fathimath Muna (Head of Credit)</li> <li>- Mr. Faathih Zahir (Finance Manager)</li> </ul>	
2019年10月17日(木) 18:30-20:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 帰国留学生ヒアリング</li> <li>- Ms. Fathimath Shifza, Custom Service</li> <li>- Mr. Abdul Rasheed Ibrahim, Custom Service</li> <li>- Mr. Ismail Hamdoon, Custom Service</li> <li>- Mr. Ahmed Niyaz, Custom Service</li> <li>- Mr. Ahmed Faheem, Custom Service</li> <li>- Mr. Mohamed Simad, Custom Service</li> <li>- Mr. Mohamed Moosa, Custom Service</li> <li>- Ms. Shurahu Abdul Wahid, Ministry of Finance</li> <li>- Ms. Saushan, Election Commission</li> </ul>	日本留学について
2020年2月17日(月) 12:00-13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 帰国留学生ヒアリング</li> <li>- Ms. Shurufa Abdul Wahid, Debt Management Executive. Resource Mobilization And Debt Management Department, Ministry of Finance</li> </ul>	
2020年2月18日(火) 10:45-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 帰国留学生ヒアリング</li> <li>- Ms. Shurufa Abdul Wahid, Debt Management Executive. Resource Mobilization And Debt Management Department, Ministry of Finance</li> </ul>	

**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE REPUBLIC OF MALDIVES**

In response to a request from the Government of the Republic of Maldives (hereinafter referred to as “Maldives”), Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) decided to conduct a Preparatory Survey in respect of “the Project for Human Resource Development Scholarship” (hereinafter referred to as “the JDS Project”) to be implemented in Maldives.

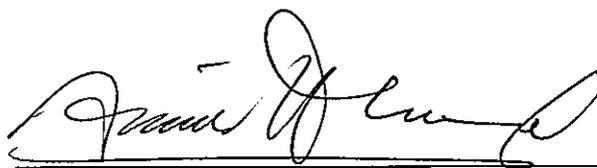
In view of the above, JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) headed by Miyako Kobayashi, Director, Grant Aid Project Management Division 2, Financial Cooperation Implementation Department, JICA to Male from October 16 to 20, 2019.

The Team held a series of discussions with the members of the Operating Committee of the JDS Project (hereinafter referred to as “the Committee”). The both parties reached an agreement on the JDS Project as attached hereto.

Male, October 20, 2019



Miyako Kobayashi  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency

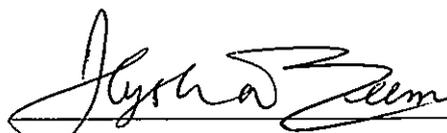


Ali Naseer Mohamed  
Secretary, Multilateral  
Ministry of Foreign Affairs

(Witness)



Khadeeja Adam  
Minister of State  
Ministry of Higher Education



Aly Shameem  
President  
Civil Service Commission

## **I. Objective of the Preparatory Survey**

The Maldives side understood the objectives of the Preparatory Survey explained by the Team referring to ANNEX 1 “Flowchart of the Preparatory Survey and Implementation Schedule of the JDS Project”.

The main objectives of the Survey are:

- (1) To agree on the framework of the JDS Project from Japanese fiscal year 2020 to 2023 to be implemented under Japan’s grant aid
- (2) To design the outline of the JDS Project through collecting basic information on human resource development for public service officials in Maldives
- (3) To explain the outline of the JDS Project to senior public service officials
- (4) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project

## **II. Objective of the JDS Project**

The objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young public service officials and others, who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS Fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS Fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

## **III. Framework of the JDS Project**

### **1. Project Implementation under the Operating Guidelines**

The Maldives side confirmed that the JDS Project is implemented under the framework described in the “Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship (ANNEX 2)” and “Flowchart of JDS Maldives (ANNEX 3)” including the following items.

### **2. Implementation Coordination**

The both parties confirmed that the implementation coordination of the JDS Project is as follows.

#### **(1) Executing Organization**

Ministry of Foreign Affairs is regarded as the Executing Organization.



(2) **Implementing Organization**

Ministry of Higher Education is regarded as the Implementing Organization.

(3) **Operating Committee (hereinafter referred to as "O/C")**

The Committee is composed of the representatives from the following organizations.

Maldives side

- Ministry of Foreign Affairs (Co-chair)
- Ministry of Higher Education
- Civil Service Commission

Japanese side

- Embassy of Japan (Co-chair)
- JICA Maldives Office

**3. Target Areas of the JDS Project**

Based on the discussion held between the both parties, target priority areas as Sub-Program and target development issues as Component are identified in ANNEX 4.

**4. Target Organizations**

Both parties agreed to select the candidates of the JDS Project from public service officials mainly from the target organizations in accordance with the allocated Component mentioned above. The target organizations shall be finalized at the O/C meeting before starting recruitment based on the tentative list of target organizations (ANNEX 4).

**5. Maximum Number of JDS Fellows**

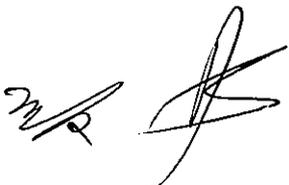
The total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2021 shall be at six (6) per every year and 24 number in total for four batches, from Japanese fiscal year 2021 to 2024. The Team also explained that Ph.D. program could be introduced from 2<sup>nd</sup> Phase which start in fiscal year 2024 and would be selected among the graduated JDS fellows in the first Phase.

**6. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University**

Maldives side agreed that the Team will select and propose suitable universities based on eligibility of proposals to the target areas, and the universities shall be agreed during the next survey in February 2020.

**7. Monitoring and Evaluation**

In order to understand the features of the JDS Project, the Team recommended conducting monitoring mission to Japan formed by O/C members in its early stage. Maldives side welcomed to participate in the monitoring mission. It was agreed that monitoring and evaluation of JDS graduates should be done actively by the Government of Maldives for expanding their outcomes and human network.



#### **IV. Undertakings of the Project**

Both parties confirmed the undertakings of the Project as described in Annex 5.

#### **V. Other Matters Discussed**

##### **1. Selection of the JDS Fellows**

Both parties confirmed the importance of recruitment and selection of the appropriate candidates, and posting and allocation of the returned JDS Fellows in order to assure the project outcome.

Especially it was agreed that promotion of JDS and recruitment of the competent candidates should be done actively by Maldives.

##### **2. Follow-up of the JDS Fellows**

It was agreed that monitoring and evaluation of returned JDS Fellows should be done actively by Maldives side for expanding their outcomes and human network.

##### **3. Short-Term Trainings**

Maldives side requested JICA that about 30 people would be accepted in short-term trainings. JICA took note of it.

ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey of JDS

ANNEX 2: Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship

ANNEX 3: Flowchart of JDS Project (Draft)

ANNEX 4: Design of JDS Project for four batches (Draft)

ANNEX 5: Undertakings of the Project



	Field Survey	in Japan	Accepting Universities
2019 Aug.	<i>Mar. to Aug. (JICA/Embassy/MOFA)</i> • Formulation of the list of target areas and development issues (Sub-Program/ Component) • Explanation of the outline of JDS Project to the government of the recipient countries		
Sept.		<i>Sept.</i> Conclusion of a contract with the consultant	
Oct.	<i>Oct. to Nov.</i> [Agreement on the project framework 1/2] (OC/JICA Survey Team) • Agreement on the new project framework and implementation structure • Agreement on JDS target issues (Sub-Program, Component)		
Nov.	<i>Nov.</i> Survey on the needs, collect information of Civil Service System and survey on situation of gender equality by the consultant	<i>Nov.</i> Implementation of the request survey of accepting universities (JICA)	<i>Nov. to Dec.</i> Formulation and submission of proposals for
Dec.	Evaluation and review of proposals from universities by the Japanese side of OC members	<i>Dec. to Jan.</i> Review of proposals from universities • Evaluation of proposals (JICA) • Consideration for the draft plan of accepting universities (JICA) • Survey on the prospective accepting Japanese universities (Consultant)	
2020 Jan.	<i>Jan. to Feb.</i> [Agreement on the project framework 2/2] (OC/JICA Survey Team) • Selection and agreement on accepting universities and the number of fellows • Agreement on selection procedures	<i>Jan.</i> Preparation for the outline design of the budget <i>Feb.</i> Submission of the report on the budget to Ministry of Foreign Affairs <i>Feb. to Mar.</i> Formulation of the basic plan for the target priority area (arrangement for discussion with accepting university)	
Feb.			
Mar.	<i>Mar.</i> Confirmation of the basic plan for the target priority areas with the government of the recipient countries (remote)	<i>Mar.</i> Notification of the result of the selection to accepting universities (JICA) <i>Mar.</i> Preparation for the draft report on the preparatory survey	<i>Mar.</i> Receipt of the result of the selection, and preparation for accepting JDS fellows
Apr.		<i>Apr.</i> Finalization of the report on the preparatory survey	
Flow after Preparatory Survey			
May	<i>May -</i> • Exchange of Note (E/N) • Grant Agreement (G/A) • Contract between a client of the recipient	<i>Late May.</i> • Decision on the implementation of JDS Project by Japanese government (cabinet meeting)	
2020 Jun. to 2021 Feb.	<i>Aug. - Nov.</i> [Selection 1/2] (OC/Consultant of Survey Team) • 1st screening by application document • Health examination <i>Dec. - Feb.</i> [Selection 2/2] • 2nd screening by Technical Interview with university faculty • Discussion on the draft of Basic Plan for		
Mar. to Jul.	<i>Jul.</i> Pre-departure orientation		
Aug.		<i>Aug.</i> Student Arrival Briefing and Orientation	<i>Sept.</i> -Enrollment
Sept.			

# Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship by Japanese Grant Aid (JDS) under the New System

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to the Project for Human Resource Development Scholarship, which starts in/after Japanese fiscal Year 2015 under the New System.

## PART 1 Basic Principles

### 1. Preface

The purpose of the Project for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the “JDS”) is to support human resource development in developing countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as “recipient countries”) through accepting highly capable, young government officials and others, who are expected to engage in formulating and implementing social economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Project is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.

These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Project as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes (hereinafter referred to as the “E/N”) concluded with the government of the recipient country when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to



as the “Grant”). Also, they are to be based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the “G/A”) concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) provides funds.

## **2. Overview of the JDS Project**

### **(1) Basic Concept**

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient countries in future by imparting advanced expertise to JDS fellows through studying at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS fellows shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from recipient countries and Japan.
- (b) JDS contributes to strengthen the partnership between Japan and the recipient country by graduating a wide range of fellows who have deep understanding about Japan.
- (c) The courses offered by the JDS are basically master’s course with considering the applicability and duration of study, but limited number of doctor’s courses could be also offered when the proper needs for the human resource development in more advanced level as well as appropriate candidates are identified.
- (d) The language of study shall, in principle, be English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS fellows will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (e) For the purpose of the JDS Project which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in future, the main fields of study are categorized in “Social Science” such as Law, Economics, Public Policy.

### **(2) JICA**

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Project pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

### **(3) Implementing Organization**

A designated authority of the government of the recipient countries shall take on a role of the Implementing Organization for JDS Project.



The Implementing Organization shall enter into contracts on the services for the JDS Project with an agent recommended by JICA.

#### **(4) The Consistency with the Framework of Japan's Country Assistance Policy**

The priority fields of study shall be selected by each government of recipient countries and JICA among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Project, in a point of view that the JDS Project shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Policy determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

#### **(5) Japanese Accepting Universities**

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS fellows among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

#### **(6) Eligible Organizations**

Organizations which are eligible for the JDS Project shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

The eligible organizations are required to cooperate in consultation with accepting universities, and in drafting the basic plan of the field of study.

Also, the Eligible Organizations are required to cooperate in inviting the applications from suitable persons among their officials.

#### **(7) Preparatory Survey**

Prior to the implementation of the JDS Project in the recipient countries, JICA shall conduct a preparatory survey. The preparatory survey shall be conducted every four year period to design the JDS Project for the period ("A batch of" : JDS fellows shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Project).

The major objectives of the preparatory survey shall be as follows<sup>1</sup>:

---

<sup>1</sup> The following items are included in the preparatory survey started by July, 2015.



- (a) To agree on priority fields of study for JDS fellows,
- (b) To agree on accepting Japanese universities,
- (c) To agree on eligible organizations of each priority field of study,
- (d) To identify the needs for human resource development including number of potential candidates for the JDS Projects
- (e) Discussion on measures for promoting meaningful outcome from the JDS Project,
- (f) Finding the outcomes from the JDS Project, in the case where the Project continues, and
- (g) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project.

### **(8) The Agent**

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preparatory survey as an agent (hereinafter referred to as “the Agent”) to the recipient country. The Agent, in accordance with a contract concluded with the Implementing Organization in the government of the recipient country, shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS Project:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates,
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan,
- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS Fellows,
- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships,
- (e) To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows,
- (f) To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows,
- (g) To organize JDS fellows’ returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows’ returning, Evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows’ returning to their respective countries, and
- (h) To perform other duties necessary for JDS Project implementation.

### **(9) The Operating Committee**

An Operating Committee shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Project.

The Operating Committee (hereinafter referred to as “the Committee”) shall consist of

- 
- (f) To select the candidates for the first batch
  - (g) To prepare the basic plan of each priority field of study

government officials from related organizations of the recipient country (e.g.: diplomatic authorities, authorities in charge of economic cooperation, government official's personnel authorities, education authorities) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Project design in the preparatory survey,
- (b) To select JDS fellows from the candidates,
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS fellows and following up them, and
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Project.

### **(10) Number of JDS Fellows**

The number of JDS fellows of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the contract between the recipient country and the Agent accordingly. In principle, two to five fellows shall be admitted in a graduate school for each fiscal year.

### **(11) Scope of Expenses covered by the Grant**

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Project:
  - Expenses for recruitment and selection,
  - Expenses for pre-departure and after arrival orientation and arrangement in Japan,
  - Expenses for monitoring academic progress and living conditions of JDS fellows,
  - Expenses for JDS fellows' returning program which consists of support for necessary



procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries

(b) Expenses necessary for the JDS fellows and accepting universities in Japan:

- Scholarships,
- Allowances for travel to and from Japan,
- Outfit allowances,
- Accommodation allowances for rent,
- Subsidiary allowances to purchase books,
- Shipping allowances,
- Traveling and seminar allowances,
- Tuition fees,
- Expenses for Special Program as customized activities provided for JDS fellows by accepting universities to maximize the impact of the Project, and others.

### 3. Qualifications and Selection of JDS Fellows

#### (1) Qualifications and Requirements

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country
- (b) Age: In principle, JDS fellows shall be between the ages of 22 and 39 (both inclusive) as of the first of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons who have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.



- (f) JDS fellows must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

## **(2) Recruitment and Selection**

### **(a) Recruitment and selection policies**

- ① Eligible organizations of each priority field of study shall invite applications for the JDS candidates from its own officials and submit qualified candidates to the Implementing Organization or the authority agreed among the Operating Committee. Recruitment from the public by the recipient country shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.
- ② The selection of JDS fellows shall be unequivocally based on overall evaluation to each person's academic abilities and the suitability of research plan to the development issues in recipient countries. The fellows shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

### **(b) System for Selection**

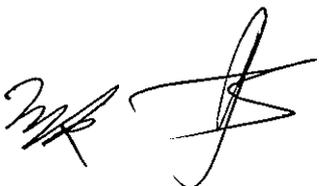
- ① The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of fellows.
- ② The Committee shall address the following issues:
  - 1) Determination of specific method for selection of JDS fellows (including selection policy and selection criteria)
  - 2) Confirmation of the selection schedule
  - 3) Implementation and management of selection tests
  - 4) Determination of final candidates
- ③ After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS fellows.

## **4. Conditions for Study in Japan**

### **(1) Benefits**

#### **(a) Scholarships**

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS fellows and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in



accordance with the contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

**(b) Term of Scholarship Payment, etc.**

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS fellow from his /her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS fellow's early return to the recipient country in any of the following cases:

- ① A false statement has been found in the JDS fellow's application.
- ② The JDS fellow violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- ③ The JDS fellow is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

**(2) Obligation to report**

During the JDS fellow's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS fellows' academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

**(3) Follow up**

Because a key of the JDS Project is to create human networks and to encourage JDS fellows to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS fellow' activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS fellows to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

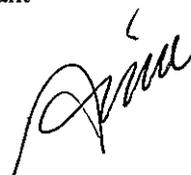
**PART 2 Contract with Agent and Verification**

**1. Recommendation of Agent**

In order to implement the JDS Project smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preparatory survey to the recipient country as the Agent.

**2. Contract Procedure**

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into an agent contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant



is ineligible unless JICA duly verifies the contract. The contract shall be made in duplicate and be submitted to JICA for its verification by the government of the recipient country through the Agent.

### **3. References to the G/A**

The agent contract shall refer to the G/A in a manner that it reads as follows:

“JICA extends its grant to the Government of (name of the recipient country) on the basis of the Grant Agreement signed on (date) between the Government of (name of the recipient country) and JICA concerning the Project for Human Resource Development Scholarship”

### **4. References to the number of JDS fellows**

The agent contract shall refer to the number of JDS fellows for each fiscal year of the four-year period, with said number serving as the upper limit.

### **5. Scope of Service**

The agent contract shall clearly state all purchase of the services to be implemented by the Agent under the Grant.

In the event that a contract includes services which are not covered by the E/N and the G/A, such a contract shall not be verified by JICA.

### **6. Period of Execution**

The agent contract shall clearly stipulate the contract period. That period shall not exceed the period of validity of the Grant as prescribed in the G/A.

### **7. Contract Price**

The total amount of the contract price shall not exceed the amount of the Grant specified in the E/N and the G/A. The contract price shall be precisely and correctly stated in Japanese yen in the Contract using both words and figures. If there is a difference between the price in words and that in figures, the price in words is deemed correct.

### **8. Verification of Contracts**

The agent contract shall clearly state that it shall be verified by JICA to be eligible for the Grant in accordance with the provisions of the E/N and the G/A.

### **9. Payment Procedure**

In accordance with the E/N and the G/A, the contract shall have a clause stating that "payment shall be made in Japanese yen through a Japanese bank under an Authorization to Pay (A/P)



issued by the Recipient or its designated authority." Payment shall be made in accordance with the procedures of JICA.

Because the payment includes the JDS fellows' living expenses in Japan, due care shall be taken to ensure that the payment is made on the designated date in a timely manner. Thus, the government of the recipient country must issue an Authorization to Pay without delay.

## **10. Responsibilities and Obligations of the Recipient Country**

The agent contract shall clearly state the responsibilities and obligations of the Recipient Country in accordance with the E/N and the G/A.

## **11. Amendments**

If the agent contract requires amendment, it shall be made in the form of an Amendment to the Contract, referring to the contract presently in force identified by its verification date and number.

The Amendment to the Contract shall clearly state that:

- (1) all the clauses except that (those) which is (are) amended, remain unchanged.
- (2) the Amendment to the Contract shall be verified by JICA to be eligible for the Grant.

## **12. Project Modifications**

The Grant shall be used properly based on the Contract between the Implementing Organization of recipient country and the Agent which is verified by JICA. If unpredicted circumstances, however, require any modifications of the project, as illustrated below except minor modifications, the recipient country through the Agent shall obtain prior consent from JICA. The prior consent for the modifications is conducted by JICA to ensure that the modifications for the project are appropriate and whether any modifications are required on the contract price or not, however it does not mean that JICA will assume the legal or technical responsibilities for the substance of the modifications.

- 1) significant change of dispatching numbers of JDS fellows;
- 2) change of sub-program (JDS priority area)

\*If application of the Guidelines is inconsistent with the laws and regulations of the Government of the recipient country, the Government of the recipient country is requested to consult with JICA.

END





Design of JDS Project for the Succeeding Four Batches (2021-2024)  
in the Republic of Maldives

Sub-Program (JDS Priority Areas)	Component (JDS Development Issues)	Subs	Target Organizations
1. Responding to vulnerabilities	1-1. Environment, Climate Change and Disaster Management	2	
2. Sustainable Economic Development	2-1. Economic and Industrial Policy	2	Civil Servants categorized as Agency, Airport, Atoll Council, Authority, City Council, Department, Island Council, Ministry, Other Permanent Staffs of All Independent Organizations
3. Secure Peace and Stability	3-1. Administrative Capacity Development	2	
Maximum Number per year			6

## Undertakings of the Project (Draft)

## (1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

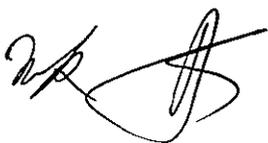
NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref.
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after signing on the G/A	Ministry of Foreign Affairs(MoFA)		
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairperson of the Committee	Within 1 month after signing on the G/A	MoFA		
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after signing on the G/A	MoFA		
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract	MoFA	-	
5	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A		MoFA / Ministry of Finance(MoF)		
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract	MoFA / MoF	approx. JPY6,000	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	MoFA / MoF	approx. 0.1% of the payment amount	
6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	MoFA		
7	To organize the Committee meeting	During the Project	MoFA		
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services be exempted.	During the Project	MoFA		
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	MoFA		
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	MoFA		
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	MoFA		

(B/A: Banking Arrangement. A/P: Authorization to pay)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.



**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE REPUBLIC OF MALDIVES**

Reference is made to the Minutes of Discussions dated October 20<sup>th</sup> 2019, between the Government of the Republic of Maldives (hereinafter referred to as “Maldives”) and Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), on the Project for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as “the JDS Project”). The said Minutes of Discussions agreed on the objective of the JDS Project, basic framework of the JDS Project such as implementing coordination and target areas of the JDS project.

Following to the above discussions, the JICA Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) was dispatched to Male from February 16<sup>th</sup> to February 22<sup>nd</sup>, 2020. The Team held a series of discussions with the Maldives side. The both parties reached an agreement on the JDS Project as attached hereto.

Male, February 20, 2020



Kawasaki Mitsuyoshi  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency

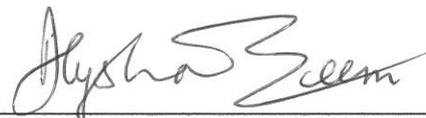


Ahmed Khaleel  
Minister of State  
Ministry of Foreign Affairs

(Witness)



Khadeeja Adam  
Minister of State  
Ministry of Higher Education



Aly Shameem  
President  
Civil Service Commission

## **I. Framework of the JDS Project**

### **Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University**

Based on the discussion held between the both parties, it was agreed that the educational programs of the following universities and graduate schools (GS) for master's program are suitable to the needs in Maldives.

Those assumed development needs shall be notified as "research area" to JDS applicants to indicate the direction of study/ research of each JDS Fellow as well as to accepting universities in order to prevent the mismatching between accepting universities and JDS applicants.

Component: 1 Environment, Climate Change and Disaster Management  
University of Tsukuba, GS of Science and Technology (2 slots)

Component: 2 Economic and Industrial Policy  
National Graduate Institute for Policy Studies, GS of Policy Studies (2 slots)

Component: 3 Administrative Capacity Development  
Ritsumeikan University, GS of International Relations (2 slots)

## **II. Other Matters Discussed**

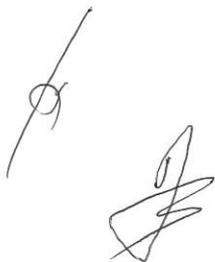
### **1. Introduction of open recruitment system**

The team explained to the Maldives side that an open recruitment system should be introduced and secured according to the basic recruitment rule of JDS project so that every applicant from the target organizations can apply without any restriction.

### **2. Pre-Departure Japanese Language Training**

In order to understand Japanese system and culture deeply during the JDS fellows' staying in Japan, the Maldives side requested to implement Pre-Departure Japanese Language Training. The team took note of the implementation of the training based on the necessity.

ANNEX: Design of JDS Project for four batches



## Design of JDS Project for four batches

Sub-Program (JDS Priority Areas)	Components (JDS Development Issues)	Accepting University	Slot	Tentative List of Target Organizations
Responding to Vulnerabilities	1 Environment, Climate Change and disaster Management	University of Tsukuba Graduate School of Science and Technology	2	
Sustainable Economic Development	2 Economic and Industrial Policy	National Graduate Institute for Policy Studies Graduate School of Policy Studies	2	Civil Servants categorized as Agency, Airport, Atoll Council, Authority, City Council, Department, Island Council, Ministry, Other Permanent Staff of All Independent Organizations
Secure Peace and Stability	3 Administrative Capacity Development	Ritsumeikan University Graduate School of International Relations	2	
			6	





## 重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数（修士）

モルディブ国

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4期分の受入人数(案)				
				第1期	第2期	第3期	第4期	計
1. 脆弱性への対応	1. 環境配慮・気候変動・防災	筑波大学	理工情報生命学術院	2	2	2	2	8
2. 持続的な経済成長	2. 経済・産業政策	政策研究大学院大学	政策研究科	2	2	2	2	8
3. 平和と安定の確保	3. 行政能力向上	立命館大学	国際関係研究科	2	2	2	2	8
合計				6	6	6	6	24